

II. 參考資料

学術研究助成基金補助金交付要綱

平成 23 年 4 月 28 日

文部科学大臣決定

改正 平成 27 年 3 月 31 日

(通則)

第 1 条 独立行政法人日本学術振興会法（平成 14 年法律第 159 号。以下「法」という。）第 18 条第 4 項の規定に基づく学術研究助成基金補助金（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「施行令」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 条 この補助金は、独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）に、法第 15 条第 1 号に基づき振興会が行う学術研究の助成及びこれに附帯する業務を実施するための基金を造成し、当該基金を活用することを目的とする。

(交付の対象)

第 3 条 この補助金は、振興会が法第 18 条第 1 項に規定する学術研究助成基金（以下「基金」という。）の造成を行う事業（以下「事業」という。）に必要な経費を補助の対象とする。

(交付額の算定方法)

第 4 条 この補助金の交付額は、次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の支出予定額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、算出された交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

1 基準額	2 対象経費
当該年度予算額	振興会の基金の造成に要する経費

(申請手続等)

第 5 条 振興会は、補助金の交付を受けようとするときは、別紙様式(1)による交付申請書を文部科学大臣（以下「大臣」という。）に提出しなければならない。

2 振興会は、前項の交付申請書を提出するに当たっては、あらかじめ、別紙様式(2)

の基金により行う助成事業（以下「助成事業」という。）の計画書を大臣に提出し、承認を得なければならない。

（交付決定の通知）

第6条 大臣は、前条及び第8条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、速やかに交付決定を行い、別紙様式(3)による交付決定通知書を振興会に送付するものとする。

（交付の条件）

第7条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

一 振興会は、助成事業に係る運営及び管理に関する次の事項を公表しなければならない。

- ① 基金の名称
- ② 基金の額
- ③ 上記②のうち国費相当額
- ④ 助成事業の概要
- ⑤ 助成事業の目標
- ⑥ 助成事業の採択に当たっての応募方法、応募期限、審査基準、審査体制

二 事業内容の変更をする場合には、大臣の承認を受けなければならない。

三 事業を中止し、又は廃止する場合には、大臣の承認を受けなければならない。

四 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

五 基金は、善良な管理者の注意をもって管理し、法第18条第1項に定める基金の目的に反して、基金を取り崩し、処分し、又は担保に供してはならない。

六 助成事業については、大臣が財務大臣と協議して定める基本方針に基づいて行われなければならない。

七 研究者からの振興会への申請その他この助成事業に関する細目は、振興会において定める取扱要領によるものとする。振興会は、取扱要領を定めるに当たっては、大臣に協議するものとする。

八 振興会は、法第21条第1項の規定に基づき、基金により行う学術研究助成業務の収支の状況等について、次の事項を記載した報告書を毎年度作成し、大臣に提出しなければならない。

- ① 基金の額(年度末残高及び国費相当額)
- ② 学術研究助成業務に係る収入・支出及びその内訳
- ③ 助成事業の交付決定件数・交付決定額
- ④ 保有割合

- ⑤ 保有割合の算定根拠
- ⑥ 助成事業の目標に対する達成度

九 振興会は、助成事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、研究者から報告を受け又は実地に調査し、若しくは指導するものとし、その結果を大臣に報告するものとする。また、基金から交付した助成金の不正な使用が明らかになった場合（不正な使用が行われた疑いがある場合を含む）には、速やかに調査を実施し、その結果を大臣に報告するものとする。

十 振興会は、基金により行う助成に係る審査、評価及び分析を行う事業を遂行するため契約を締結し、支払いを行う場合は、国の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげるよう経費の効率的な使用に努めなければならない。

十一 振興会は、基金により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。取得財産等を処分することにより、相当の利益があった場合には、基金に充てるものとする。

十二 振興会が、基金による事業の成果により相当の利益を得た場合には、基金に充てるものとする。

十三 取崩見込みがないなど基金の余剰額が明らかに見込まれる場合には、文部科学大臣は、基金の廃止前であっても当該余剰額を国庫に納付させることができる。

十四 基金を廃止する場合には、廃止するときに保有する基金の残余额を文部科学大臣に報告し、その指示を受けて国庫に納付しなければならない。

（変更申請手続）

第8条 振興会は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付額の変更を行う場合には、速やかに別紙様式(4)による変更交付申請書を大臣に提出しなければならない。

（調査及び報告等）

第9条 大臣は、事業の適正な執行を図る必要があると認めるときには、振興会に対して報告を求めることができる。

（実績報告）

第10条 振興会は、事業が完了した日から30日を経過した日（事業の廃止の承認を受けた場合には、廃止の承認があった日から30日を経過した日）又は補助金の交付の決定をした会計年度の翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、別紙様式(5)による事業実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 11 条 大臣は、前条の報告を受けた場合に、事業実績報告書の審査及び必要に応じて調査を行い、その報告に係る事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、振興会に通知するものとする。

2 大臣は、振興会に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第 12 条 大臣は、事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号に掲げる場合には、第 6 条の交付の決定の全部若しくは一部を取消又はその内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

一 振興会が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

二 振興会が補助金を事業以外の用途に使用した場合

三 振興会が事業に関し不正、その他不適当な行為をした場合

四 交付の決定後生じた事情により、事業の全部又は一部を継続する必要が無くなった場合

2 大臣は、前項の取消しをした場合において、すでに当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を附して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。ただし、第 1 項第 4 号に掲げる場合は除くものとする。

4 第 2 項に基づく補助金の返還及び前項の加算金について、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(帳簿関係書類等の整備)

第 13 条 振興会は、事業の経理について、事業以外の経理と明確に区分し、その収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、

かつ当該帳簿及び証拠書類を、交付を受けた年度の終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の取扱いに関し必要な事項は、その都度定めるものとする。

附則

この要綱は平成23年4月28日から施行する。

附則

この要綱は平成27年3月31日から施行し、施行日以前に交付された補助金により造成した基金についても適用する。

学術研究助成基金の運用基本方針

平成 23 年 4 月 28 日
 文部科学大臣決定
 改正 平成 24 年 4 月 12 日
 改正 平成 27 年 4 月 9 日
 改正 平成 29 年 3 月 29 日
 改正 平成 30 年 3 月 30 日
 改正 平成 31 年 3 月 25 日

独立行政法人日本学術振興会法（平成 14 年 12 月 13 日法律第 159 号。以下「法」という。）第 18 条第 1 項の規定に基づいて独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）に造成された学術研究助成基金（以下「基金」という。）を適切に運用するため、学術研究助成基金補助金交付要綱（平成 23 年 4 月 28 日文部科学大臣決定）第 7 条第 5 号に基づき、独立行政法人日本学術振興会が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）（平成 30 年 3 月 1 日文部科学大臣決定）（以下「中期目標」という。）Ⅲ 2（1）に規定する基金運用方針を定める。

1. 目的：

研究者の自由な発想に基づく学術研究の振興にふさわしい仕組みを整備するため、研究費の複数年にわたる使用を可能とし、研究費の効果的・効率的な執行を図ることを目的とする。

2. 総則：

- (1) 基金により行う助成事業は、「科学研究費助成事業（科研費事業）」を構成する事業として、文部科学省及び振興会が行う科学研究費補助金事業と一体的に運用するものとする。
- (2) 基金から支出する研究費（学術研究助成基金助成金。以下「助成金」という。）の執行に係るルールは、法第 17 条第 2 項により準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年 8 月 27 日法律第 179 号）及び本基本方針に適合するよう策定されなければならない。

3. 助成金の交付の対象：

- (1) 助成金の交付は、学術上重要な基礎的研究（応用的研究のうち基礎的段階にある研究を含む。）であって、研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として所属し、かつ、当該研究機関の研究活動に実際に従事している研究

者が一人で行う事業若しくは二人以上の研究者が同一の研究課題について共同して行う事業（研究者の所属する研究機関の活動として行うものであり、かつ、研究機関において助成金の管理を行うものに限る。）を対象とするものとする。

- (2) 基金による助成の対象として中期目標Ⅲ 2（1）に示す研究事業は、前項の要件を満たす研究事業のうち、それぞれ以下の各号に該当する事業をいうものとする。
- ① 一人又は複数の研究者により組織する研究事業であって、独創的、先駆的な研究を格段に発展させるための研究計画に基づいて行う、応募総額が 500 万円以下の研究事業（平成 23 年度以降に新たに採択されるものに限る）（「基盤研究（C）」）
 - ② 一人又は複数の研究者により組織する研究事業であって、独創的な発想に基づく、挑戦的で高い目標設定を掲げた芽生え期の研究計画に基づいて行う、応募総額が 500 万円以下の研究事業（平成 23 年度から平成 28 年度までに採択されたものに限る）（「挑戦的萌芽研究」）
 - ③ 研究計画の初年度の 4 月 1 日の時点で 39 歳以下の研究者が一人で行う研究事業であって、将来の発展が期待できる優れた着想を持つ研究計画に基づいて行う、応募総額が 500 万円以下の研究事業（平成 23 年度から平成 29 年度までに採択されたものに限る）（「若手研究（B）」）
 - ④ 国際社会における我が国の学術研究の存在感を向上させるための国際共同研究や海外ネットワークの形成の促進に資する研究事業（平成 27 年度以降に新たに採択されるものに限る）（「国際共同研究加速基金」）
 - ⑤ 分野融合的研究を引き出す新しい審査方式の先導的な試行である特設分野研究に係る研究事業（平成 27 年度以降に新たに採択されるものに限る）（「特設分野研究基金」）
 - ⑥ 一人又は複数の研究者により組織する研究事業であって、独創的、先駆的な研究を格段に発展させるための研究計画に基づいて行う、応募総額が 500 万円以上 2,000 万円以下の研究事業（平成 24 年度から平成 26 年度までに採択されたもので、500 万円以下の部分に限る）（「基盤研究（B）」）
 - ⑦ 研究計画の初年度の 4 月 1 日の時点で 39 歳以下の研究者が一人で行う研究事業であって、将来の発展が期待できる優れた着想を持つ研究計画に基づいて行う、応募総額が 500 万円以上 3,000 万円以下の研究事業（平成 24 年度から平成 26 年度までに採択されたもので、500 万円以下の部分に限る）（「若手研究（A）」）
 - ⑧ 一人又は複数の研究者により組織する研究事業であって、斬新な発想に基づき、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを志向し、飛躍的に発展する潜在性を有する研究事業のうち、探索的性質の強い、あるいは芽生え期のもの（応募総額が 500 万円以下の研究事業で、平成 29 年度以降に新たに採択されるものに限る）（「挑戦的研究（萌芽）」）
 - ⑨ 緊急かつ重要な研究事業（平成 29 年度以降に新たに採択されるものに限る）（「特別研究促進費」）
 - ⑩ 研究計画の初年度の 4 月 1 日の時点で博士の学位を取得後 8 年未満の研究者が一人で行う研究事業であって、将来の発展が期待できる優れた着想を持つ研究計画に基づいて行う、応募総額が 500 万円以下の研究事業（平成 30 年度以降に新た

に採択されるものに限る) (「若手研究」)

- ⑩ 研究機関に採用されたばかりの研究者又は産前産後休業若しくは育児休業を終えた研究者が一人で行う研究事業であって、その研究活動のスタートを支援することにより、将来の発展が期待できる優れた着想を持つ研究計画に基づいて行う、応募総額が300万円以下(単年度当たり150万円以下)の研究事業(平成31年度以降に新たに採択されたもの及び平成30年度までに新たに採択されたもののうち平成31年度以降の助成に限る) (「研究活動スタート支援」)

4. 助成金の費目間流用：

3. (2) ①から⑤並びに⑧から⑩に該当する事業における費目間の流用は、交付決定を受けた直接経費の総額の50%の範囲内(総額の50%の額が300万円以下の場合、300万円までの範囲内)であれば、振興会への手続を経ることなく行うことができる。この範囲を超える流用を行おうとする場合には、振興会の承認を必要とする。

なお、3. (2) ⑥及び⑦に該当する事業における費目間流用の取扱については、別途振興会が定めることとする。

5. 助成金の適切な管理及び執行：

- (1) 助成金の執行は、振興会及び助成金の交付を受ける研究者(以下「研究者」という。)の所属する研究機関が定める規程等に基づいて行う。振興会及び各研究機関は、研究者が助成金を柔軟に使用できるようにするとともに、助成金を適正に執行管理するために必要な規程等を定め適切に管理することとする。
- (2) 助成金により行う事業(以下「補助事業」という。)の期間内においては、研究遂行が円滑に進展するよう、年度末、年度初めにおいて経費執行の空白期間が生じないように努め、弾力的な経費の執行を可能とする。
- (3) 各年度の助成金において研究計画変更等に伴い発生した未使用分については、最終年度を除き、事前の手続きを経ることなく翌年度に引き続き使用することを可能とし、研究者は各年度の執行額及び未執行額の発生理由を当該年度の実施状況報告書によって明らかにすることとする。
- (4) 補助事業において、助成金の不正な使用等が認められた場合又は研究活動の不正行為(捏造、改ざん、盗用)が認められた場合には、「競争的資金の適正な執行に関する指針(平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)」に基づき振興会が定めるところにより厳正に対処することとする。

6. 交付決定及び助成金の支払い：

- (1) 振興会が助成金を配分する際には、複数年にわたる研究期間全体についての交付決定を行うものとする。
- (2) 助成金は、研究の進捗に応じて、研究者の行う支払請求により各年度の始まる時に支払われるほか、研究の遂行上必要な場合においては、交付決定の総額の範囲内で、年度途中の追加支払いを受けることを可能とする。

7. 実施状況報告書の提出：

研究者は、最終年度を除く各年度終了後2か月以内に事業の実施状況及び助成金の収支状況を明らかにした実施状況報告書を振興会に提出するものとする。振興会は、提出された実施状況報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、助成金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合することを確認する。

8. 法律に基づく額の確定：

研究者は、補助事業期間終了後に、補助事業期間全体の実績報告書を振興会に提出するものとする。振興会は、提出された実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、補助事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額の確定を行うものとする。この場合において、補助事業のうち最終年度を除く年度に実施された部分の審査等については、7.により確認した内容に基づいて行うことができるものとする。

9. 見直し：

文部科学大臣は、基金の運用開始5年以内に、基金の執行状況及び成果等について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行う。

10. 協議：

本基本方針に定める内容を変更しようとする場合においては、文部科学大臣はその内容について、財務大臣に協議するものとする。

11. その他：

本基本方針に定めることのほか、基金の運用に関し必要な事項は、これと整合を図りつつ、振興会が定めることとする。

附則

この決定は、平成24年4月12日から施行し、改正後の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附則

この決定は、平成27年4月9日から施行し、改正後の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附則

この決定は、平成29年3月29日から施行し、改正後の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附則（平成30年3月30日）

この決定は、平成30年4月1日から施行する。

附則 （平成31年3月25日）

この決定は、平成31年4月1日から施行する。

独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領

（平成 23 年 4 月 28 日規程第 19 号）

改正 平成 24 年 10 月 31 日規程第 21 号
 改正 平成 25 年 3 月 13 日規程第 3 号
 改正 平成 28 年 4 月 28 日規程第 50 号
 改正 平成 29 年 4 月 27 日規程第 12 号
 改正 平成 30 年 3 月 30 日規程第 4 号
 改正 平成 30 年 6 月 18 日規程第 66 号

（通則）

第 1 条 独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）が交付を行う科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）（以下「助成金」という。）の取扱いについては、独立行政法人日本学術振興会法（平成14年法律第159号。以下「振興会法」という。）、振興会法第17条第 2 項において準用する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第 255号）並びに学術研究助成基金の運用基本方針（平成23年 4 月 28 日文部科学大臣決定）に定めるもののほか、この取扱要領の定めるところによる。

（目的）

第 2 条 この取扱要領は、学術研究助成基金補助金交付要綱（平成 23 年 4 月 28 日文部科学大臣決定）第 7 条第 7 号の規定に基づき、振興会から研究者に対して交付する助成金の交付の対象、申請、交付その他の取扱いに関する細目を定め、もって助成金の適正かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

（定義）

第 3 条 この取扱要領において「助成金」とは、学術研究助成基金から支出する研究費であって、次に掲げるものをいう。

- 一 科学研究費（基盤研究（B）、基盤研究（C）、挑戦的萌芽研究、挑戦的研究（萌芽）、若手研究（A）、若手研究（B）、若手研究）
 - 二 特設分野研究基金
 - 三 国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A）、国際共同研究強化（B）、国際活動支援班、帰国発展研究）
 - 四 特別研究促進費
- 2 この取扱要領において「研究機関」とは、科学研究費補助金取扱規程（昭和 40 年文部省告示第 110 号。以下「取扱規程」という。）第 2 条第 1 項に規定する研究機関及び同条第 4 項の規定により研究機関とみなすものをいい、学術研究を行う機関であって第一号から第四号に掲げるもの及び第五号に掲げるものをいう。
- 一 大学及び大学共同利用機関（文部科学大臣が指定する大学共同利用機関法人が設置する大学共同利用機関にあつては、当該大学共同利用機関法人とする。）
 - 二 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
 - 三 高等専門学校

- 四 国若しくは地方公共団体の設置する研究所その他の機関、特別の法律により設立された法人若しくは当該法人の設置する研究所その他の機関、国際連合大学の研究所その他の機関（国内に設置されるものに限る。）又は一般社団法人若しくは一般財団法人のうち学術研究を行うものとして文部科学大臣が指定するもの
- 五 本邦の法令に基づいて設立された会社その他の法人（以下この項において「会社等」という。）が設置する研究所その他の機関又は研究を主たる事業としている会社等であって、学術の振興に寄与する研究を行う者が所属するもの（第1号及び前2号に掲げるものを除く。）のうち、文部科学大臣が指定するもの
- 3 この取扱要領において「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による研究費の他の用途への使用又は研究費の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反した使用をいう。
- 4 この取扱要領において「不正行為」とは、研究費の交付の対象となった事業において発表された研究成果において示されたデータ、情報、調査結果等の故意による又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるねつ造、改ざん又は盗用をいう。

（助成金の交付の対象）

- 第4条 この助成金の交付の対象は、学術上重要な基礎的研究（応用的研究のうち基礎的段階にある研究を含む。）であって、研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として所属し、かつ、当該研究機関の研究活動に実際に従事している研究者が一人で行う事業若しくは二人以上の研究者が同一の研究課題について共同して行う事業（研究者の所属する研究機関の活動として行うものであり、かつ、研究機関において助成金の管理を行うものに限る。）とする。
- 2 助成対象となる経費は、助成金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）に要する経費のうち助成金交付の対象として振興会が認める経費とする。
- 3 補助事業の期間は、振興会が決定した期間とする。ただし、助成金の交付を受けた者は、振興会の承認を経て、補助事業期間を1年間延長することができる（ただし、国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A））により行われる補助事業は、交付申請をした日から起算して3年を経過する日の属する年度の末日まで、補助事業を延長することができる）。また、産前産後の休暇又は育児休業を取得する場合には、振興会の承認を経て、補助事業を中断する期間に応じて、1年間を超えて、延長することができる。

（助成金を交付しない事業）

- 第5条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者が行う事業については、それぞれ当該各号に定める期間、助成金を交付しない。
- 一 法第17条第1項の規定により助成金の交付の決定が取り消された事業（以下「交付決定取消事業」という。）において助成金の不正使用を行った者 法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る助成金の返還の命令があった年度の原則として翌年度以降1年以上10年以内の間で当該不正使用の内容等を勘案して相当と認められる期間
- 二 前号に掲げる者と助成金の不正使用を共謀した者 同号の規定により同号に掲げる者が行う事業について助成金を交付しないこととされる期間と同一の期間
- 三 法第2条第3項に規定する補助事業者等のうち交付決定取消事業において法第11条第1項の規定に違反した者（前2号に掲げる者を除く。） 法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る助成金の返還の命令があった年度の原則として翌年度以降1年以上2年以内の間で当該違反の内容等を勘案し相当と認められる期間
- 四 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用

を共謀した者 当該助成金の返還の命令があった年度の原則として翌年度以降5年間

五 助成金による事業において不正行為があったと認定された者(当該不正行為があったと認定された研究成果に係る研究論文等の内容について責任を負う者として認定されたものを含む。以下同じ。)

当該不正行為があったと認定された年度の原則として翌年度以降1年以上10年以内の間で当該不正行為の内容等を勘案して相当と認められる期間

2 前条第1項の規定にかかわらず、取扱規程第4条第1項又は独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業(科学研究費補助金)取扱要領(以下「補助金取扱要領」という。)第5条第1項の規定により、科学研究費補助金を一定期間交付しないこととされた者が行う事業については、その期間、助成金を交付しないものとする。

3 前条第1項の規定にかかわらず、科学研究費補助金取扱規程第4条第3項の特定給付金等を定める件(平成16年8月24日文科科学大臣決定。以下「大臣決定」という。)第1条に定める特定給付金を一定期間交付しないこととされた次の各号に掲げる者が行う事業については、大臣決定第2条に定める期間、助成金を交付しないものとする。

一 特定給付金の不正使用を行った者

二 特定給付金の不正使用を共謀した者

三 特定給付金の交付の対象となる事業に関して、法令又はこれに基づく国の機関若しくは独立行政法人の長の処分に違反した者

四 偽りその他不正の手段により特定給付金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者

五 特定給付金による事業において不正行為があったと認定された者

4 前条1項の規定にかかわらず、公募型の研究費(科学研究費補助金、助成金及び特定給付金を除く。)又は国立大学法人若しくは独立行政法人に対する運営費交付金若しくは私立学校に対する助成の措置等の基盤的経費その他の予算上の措置(文科科学省が講ずるものに限る。)による研究において不正行為があったと認定された者が行う事業については、当該不正行為があったと認定された年度の原則として翌年度以降1年以上10年以内の間で当該不正行為の内容等を勘案して相当と認められる期間、助成金を交付しないものとする。

(助成金の交付申請者)

第6条 第4条第1項に係る助成金の交付の申請をすることができる者は、補助事業を行う研究者の代表者とする。

(計画調書)

第7条 助成金(国際共同研究加速基金(国際活動支援班)及び特別研究促進費を除く。以下次条までにおいて同じ。)の交付の申請をしようとする者は、あらかじめ補助事業に関する計画調書を別に定める様式により振興会に提出するものとする。

2 前項の計画調書の提出期間については、毎年振興会が公表する。

3 国際共同研究加速基金(国際活動支援班)又は特別研究促進費の交付の申請をしようとする者は、別に定めるところにより補助事業に関する計画調書を文科科学省に提出するものとする。

4 前項の計画調書の提出期間については、毎年文科科学省が公表する。

(交付予定額の通知)

第8条 振興会は、前条第1項の計画調書に基づき、助成金を交付しようとする者及び交付しようとする

する予定額（以下「交付予定額」という。）を定め、その者に対し、あらかじめ交付予定額を通知するものとする。

- 2 振興会は、文部科学省からの通知により国際共同研究加速基金（国際活動支援班）又は特別研究促進費を交付しようとする者及び交付予定額を定め、その者に対し、あらかじめ交付予定額を通知するものとする。

（配分審査等）

第9条 前条第1項により助成金（国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A）、国際共同研究強化（B）、国際活動支援班）及び特別研究促進費を除く。以下この項において同じ。）を交付しようとする者及び交付予定額を定めるに当たっては、振興会は助成金の配分等に関する事項を審議する科学研究費委員会に諮るものとする。

- 2 前条第1項により国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A）、国際共同研究強化（B））を交付しようとする者及び交付予定額を定めるに当たっては、振興会は国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A）、国際共同研究強化（B））の配分等に関する事項を審議する国際科学研究費委員会に諮るものとする。
- 3 前二項の委員会の組織及びその運営については、別に定める。

（交付申請書）

第10条 第8条各項の通知を受けた者が助成金の交付の申請をしようとするときは、振興会の指示する時期までに、別に定める様式による交付申請書を振興会に提出しなければならない。

（交付の決定）

第11条 振興会は、前条により助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査するものとする。

- 2 振興会は、前項の調査の結果、助成金を交付すべきものと認めたときは、速やかに助成金の交付の決定を行うものとする。
- 3 振興会は、助成金の交付の条件として、次の事項及びその他必要な事項について定めるものとする。
 - 一 助成金の交付を受けた者が、補助事業の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ振興会の承認を得なければならないこと
ただし、補助事業の目的を変えない範囲で振興会が文部科学大臣との協議を経て定める軽微な変更についてはこの限りではないこと
 - 二 助成金の交付を受けた者が、補助事業を中止し、又は廃止する場合には、振興会の承認を得なければならないこと
 - 三 助成金の交付を受けた者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに振興会に報告してその指示を受けなければならないこと
 - 四 助成金の交付を受けた者が、補助事業を遂行するため契約を締結し支払いを行う場合は、国の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげるように経費の効率的使用に努めなければならないこと
- 4 振興会は、助成金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を助成金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第12条 助成金の交付の申請をした者は、前条第4項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、振興会の定める期日までに申請の取下げをすることができることとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。

(助成金の使用制限)

第13条 助成金の交付を受けた者は、助成金を補助事業に必要な経費にのみ使用しなければならない。

(実施状況報告書)

第14条 助成金の交付を受けた者は、最終年度を除く各年度終了後2ヶ月以内に、別に定める様式により補助事業の実施状況及び助成金の収支状況を明らかにした実施状況報告書を振興会に提出するものとする。

2 振興会は、提出された実施状況報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、助成金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合することを確認する。

(実績報告書)

第15条 助成金の交付を受けた者は、補助事業を完了したときは、速やかに別に定める様式による実績報告書を振興会に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第16条 振興会は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合においては、その実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、補助事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金の交付を受けた者に通知するものとする。この場合において、補助事業のうち最終年度を除く年度に実施された部分の確認においては、第14条第2項により確認した内容に基づいて行うことができるものとする。

(不正使用等があった場合の助成金の取扱い)

第17条 補助事業を遂行している者は、第5条の規定により自ら行う事業について助成金を交付しないこととされた場合には、振興会の定めるところにより、直ちに補助事業を廃止するための手続を行わなければならない。

(研究成果報告書)

第18条 助成金の交付を受けた者は、振興会の定める時期までに、振興会の定めるところにより、第7条第1項又は第3項の計画調書上の計画に基づいて実施した事業の成果について取りまとめた報告書(以下「研究成果報告書」という。)を振興会に提出しなければならない。

2 前項の振興会の定める時期までに研究成果報告書を提出しなかった者が、さらに振興会が別に指示する時期までに特段の理由なく研究成果報告書を提出しない場合には、振興会は、第8条各項の規定にかかわらず、この者に対して交付予定額を通知しないものとし、また、既に助成金の交付決

定がなされている場合にあつては、助成金の支払を留保するものとする。取扱規程第 13 条第 1 項又は補助金取扱要領第 18 条第 1 項に係る科学研究費補助金の研究成果報告書を、文部科学大臣又は振興会の指示する時期までに提出しない場合についても同様とする。

- 3 前項の規定により交付予定額を通知しないこととされた者が、その後、振興会又は文部科学大臣が別に指示する時期までに研究成果報告書を提出したときは、振興会は、第 8 条各項の規定に基づき、交付予定額を通知するものとする。また、前項の規定により助成金の支払いを留保されている者が、その後、振興会又は文部科学大臣が別に指示する時期までに研究成果報告書を提出したときは、振興会は、留保を解除するものとする。

(電子申請等)

第 19 条 申請書等の提出については、当該申請書等に記載すべき事項を記録した次条の規定による電磁的記録の作成をもって、当該申請書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該申請書等とみなす。

- 2 前項の規定により申請書等の作成が電磁的記録によって行われたときは、当該申請書等の提出については、第 21 条の規定による電磁的方法をもって行うことができる。

(電磁的記録)

第 20 条 電磁的記録は、前条に規定する申請書等の提出を行う者の使用に係る電子計算機であつて振興会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続できる機能及び接続した際に振興会から付与されるプログラムを正常に稼働させられる機能を備えたものを使用して、次に掲げる事項を記録したものとする。

- 一 電磁的記録により様式の作成を行う場合において従うこととされている様式であつて振興会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能なものに示すところにより、当該申請書等に記録すべき事項
- 二 当該申請書等の作成を行うときに添付すべき書類に記載され、又は記載すべき事項（前号に掲げるものを除く。）

(電磁的方法)

第 21 条 電磁的方法は、振興会の使用に係る電子計算機と第 19 条に規定する申請書等の提出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して提出する方法とする。

- 2 前項に定める方法により申請書等の提出を行おうとする者は、当該申請書等の作成のために振興会から付与されるプログラムに、識別番号及び暗証番号を、当該申請書等を提出する者の使用に係る電子計算機から入力して電磁的記録を作成し、提出を行わなければならない。

(帳簿関係書類等の整理)

第 22 条 助成金の交付を受けた者は、助成金の収支に関する帳簿を備え、領収証書等関係書類を整理し、助成金の交付を受けた事業終了後 5 年間保管しておかななければならない。

(経理の調査)

第 23 条 振興会は、必要があると認めるときは、助成金の交付を受けた者に対し、その助成金の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

(補助事業の状況の調査)

第 24 条 振興会は、必要があると認めるときは、助成金の交付を受けた者に対し、補助事業の状況に関する報告書の提出を求め、実地に調査することができる。

(研究経過及び研究成果の公表)

第 25 条 振興会は、補助事業に係る実施状況報告書、実績報告書及び前条の報告書のうち、研究経過に関する部分の全部又は一部を印刷その他の方法により公表することができるものとする。

2 振興会は、研究成果報告書の全部又は一部を印刷その他の方法により公表することができる。

(設備等の寄付)

第 26 条 第 6 条に係る助成金の交付を受けた者が、助成金により設備、備品又は図書（以下「設備等」という。）を購入したときは、直ちにそれを当該助成金の交付を受けた者が所属する研究機関のうちから適当な研究機関を一以上選定して、寄付しなければならない。

2 助成金の交付を受けた者が設備等を直ちに寄付することが研究上支障があると認める場合において、振興会の承認を得たときは、前項の規定にかかわらず、研究上支障のなくなるまでの間、寄付しないことができる。

(その他)

第 27 条 この取扱要領に定めるもののほか、助成金の取扱いに関し必要な事項は、募集要項等において別に定めるものとする。

附則（平成 23 年規程第 19 号）

この規程は、平成 23 年 4 月 28 日から適用する。

附則（平成 24 年規程第 21 号）

この規程は、平成 24 年 9 月 12 日から適用する。

附則（平成 25 年規程第 3 号）

1 この規程は、平成 25 年 3 月 13 日から適用する。

2 この規程の適用前に第 5 条に規定する交付決定取消事業において第 3 条第 6 項に規定する不正使用を行った者に対する当該不正使用に係る改正後の第 5 条第 1 項第 1 号の規定の適用については、同号中「10 年以内」とあるのは「5 年以内」とする。

附則（平成 28 年規程第 50 号）

1 この規程は、平成 28 年 4 月 28 日から施行し、平成 27 年 8 月 24 日から適用する。

2 平成 26 年度以前の会計年度に係る研究費による研究において不正行為があったと認定された者に対する当該不正行為に係る改正後の取扱要領（以下「新取扱要領」という。）の規定は適用せず、なお従前の例による。

3 平成 27 年度に限り、新取扱要領第 7 条及び第 8 条の規定の適用については、第 7 条第 1 項中「助成金（国際共同研究加速基金（国際活動支援班）を除く。以下次条までにおいて同じ。）」とあるのは「国際共同研究加速基金を除く助成金」と、同条第 3 項中「国際共同研究加速基金（国際活動支援班）」とあるのは「国際共同研究加速基金」とし、第 8 条中「前条第 1 項」とあるのは「前条第 1 項及び第 3 項」と、「助成金」とあるのは「国際共同研究加速基金（国際

活動支援班)を除く助成金」とする。

- 4 第3条第8項に規定する「不正行為」とは、「研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程」(平成18年規程第19号)第2条第2号に規定する「特定不正行為」と同義である。

附則(平成29年規程第12号)

この規程は、平成29年4月27日から適用する。

附則(平成30年規程第4号)

この規程は、平成30年4月1日から適用する。

附則(平成30年規程第66号)

この規程は、平成30年4月1日から適用する。

科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程

〔平成29年8月28日
独立行政法人日本学術振興会
科学研究費委員会決定
改正平成29年10月30日〕

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、科学研究費委員会(以下「委員会」という。)(別添1)において行う科学研究費助成事業に係る審査及び評価(以下「評価」という。)に関し必要な事項を定めることにより、その適正な実施を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- | | | |
|---|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一 | 研究課題 | 科学研究費(特別推進研究、基盤研究、挑戦的萌芽研究、挑戦的研究、若手研究(A・B)、平成30年度助成に係る公募以降の若手研究(以下「若手研究」という。)、研究活動スタート支援、奨励研究)、特別研究員奨励費及び国際共同研究加速基金(帰国発展研究)の対象となる個々の研究をいう。 |
| 二 | 成果公開 | 研究成果公開促進費(研究成果公開発表、国際情報発信強化、学術図書、データベース)の対象となる個々の事業をいう。 |
| 三 | 審査委員又は評価者 | 委員会並びに独立行政法人日本学術振興会科学研究費委員会規程第8条、第10条及び第12条に定める部会、小委員会、運営小委員会に属する委員及び専門委員をいう。 |
| 四 | 被評価者 | 下記の者のうち、評価の対象となっている者を総称する場合をいう。
(下記の者のうち審査の対象となっている者を総称する場合は「応募者」という。) |
| | | (1) 科学研究費(特別推進研究、基盤研究、挑戦的萌芽研究、挑戦的研究、若手研究(A・B)、若手研究、研究活動スタート支援、奨励研究)の研究課題の研究代表者 |
| | | (2) 研究成果公開促進費(研究成果公開発表、国際情報発信強化、学術図書、データベース)の成果公開の代表者 |
| | | (3) 特別研究員奨励費の研究課題の研究代表者 |
| | | (4) 国際共同研究加速基金(帰国発展研究)の研究課題の研究代表者 |
| 五 | 審査意見書作成者 | 審査において、審査意見書の作成を依頼された、応募研究課題と専門分野が近い者をいう。 |
| 六 | 評価協力者 | 基盤研究(S)の研究進捗評価及び中間評価並びに特別推進研究の追跡評価において、研究課題ごとに選定する、研究課題と専門分野が近い者をいう。 |

(評価の種類)

第3条 評価の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 審査(事前評価)

(1)「総合審査」 審査委員全員が全ての研究課題について、書面審査を行った上で、同一の審査委員が合議審査の場で各応募研究課題について幅広い視点から議論により審査を行う。また、必要に応じて、「総合審査」に先立ち、各研究課題について事前の選考を行うことができる。

なお、特別推進研究及び基盤研究(S)に係る補助金の配分については、審査に際して、ヒアリングを行う応募研究課題(以下「ヒアリング研究課題」という)を選定し、ヒアリングを行う。また、審査の過程においては審査意見書を活用する。

(2)「2段階書面審査」 各研究課題について、合議による審査を行わず、同一の審査委員が2段階にわたり、書面による審査を行う。

- 二 研究進捗評価
- 三 中間評価
- 四 事後評価
- 五 追跡評価

(評価の時期)

第4条 評価の時期は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 審査 応募書類の受理後、速やかに行う。
- 二 研究進捗評価 第3章に定める時期に行う。(平成29年度助成以前に採択された特別推進研究及び基盤研究(S)の研究課題に限る。)
- 三 中間評価 第4章に定める時期に行う。(平成30年度助成以降に採択された特別推進研究及び基盤研究(S)の研究課題並びに国際情報発信強化の成果公開に限る。)
- 四 事後評価 第5章に定める時期に行う。(平成30年度助成以降に採択された特別推進研究及び基盤研究(S)の研究課題に限る。)
- 五 追跡評価 第6章に定める時期に行う。(平成29年度助成以前に採択された特別推進研究の研究課題に限る。)

(評価の方法)

第5条 評価は、学術的独自性や創造性、研究目的の明確さ等を考慮しつつ、次の各号に掲げる方法を組み合わせて行う。

- 一 書面による評価
- 二 合議による評価
- 三 ヒアリングによる評価
- 四 現地調査による評価

(守秘の徹底)

第6条 評価の過程は、非公開とする。

2 審査委員(評価者)、審査意見書作成者及び評価協力者(以下「評価者等」という。)は、評価の過程で知ることができた次の各号に掲げる情報を他に漏らしてはならない。

- 一 計画調書、研究進捗状況報告書、中間評価報告書、事後評価報告書及び自己評価書並びにそれらの内容(被評価者が情報提供に同意したものを除く。)
- 二 評価においてヒアリング又は現地調査対象の研究課題若しくは成果公開となっているかどうかに関する情報(被評価者に通知するまでの間)
- 三 評価者等の発言内容及び評価に関連して評価者等を特定できる情報(氏名、所属機関及び専門分野を含む)
- 四 評価者等が行う評点及びその集計結果

- 五 評価の結果(被評価者に開示されるまでの間)
 - 六 各部会、各小委員会、各運営小委員会に属する評価者等の氏名等(公表されるまでの間)
 - 七 その他非公開とされている情報
- 3 評価者等は、評価結果についての問い合わせに応じないものとする。

(研究者倫理の遵守)

第7条 評価者等は、評価の過程で知り得た他人の独自性のあるアイデア及び未発表の研究成果を自身の利益のために利用すること及び第三者に漏らすことは、研究者倫理及び社会的倫理に反するため、行ってはならない。

(利害関係者の排除)

第8条 評価に関する利害関係の排除の取扱いについては、次のとおりとする。

- 一 科学研究費、特別研究員奨励費、国際共同研究加速基金(帰国発展研究)の場合
 - (1) 評価者等自身が研究課題の研究代表者、研究分担者又は連携研究者である場合は、評価に加わらないこととする。
 - (2) 評価者等が、研究課題の研究代表者、研究分担者又は連携研究者との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、評価に加わらないこととする。
 - ① 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
 - ② 緊密な共同研究を行う関係
(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆もしくは同一目的の研究会メンバーにおいて、緊密な関係にある者)
 - ③ 同一研究単位での所属関係(同一研究室の研究者等)
 - ④ 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係
 - ⑤ 研究課題の採否又は評価が評価者等の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係
- 二 研究成果公開促進費の場合
 - (1) 評価者等自身が、成果公開の応募者である場合は、評価に加わらないこととする。
 - (2) 評価者等が、成果公開の応募者又は応募団体(学会、研究者グループ等)との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、評価に加わらないこととする。
 - ① 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
 - ② 事業遂行における緊密な関係
(例えば、研究成果公开发表に係るシンポジウム講演者、国際情報発信強化に係る学術刊行物の編者、学術図書の執筆・編者及び翻訳・校閲者、データベース作成における協力者)
 - ③ 同一研究単位での所属関係(同一研究室の研究者等)
 - ④ 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係
 - ⑤ 成果公開の採否が評価者等の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

(評価結果の開示等)

第9条 審査の結果の開示は、第13条に定めるとおりとする。

- 2 研究進捗評価の結果の開示及び公表は、第18条に定めるとおりとする。
- 3 中間評価の結果の開示及び公表は、第23条に定めるとおりとする。
- 4 事後評価の結果の開示及び公表は、第28条に定めるとおりとする。
- 5 追跡評価の結果の開示及び公表は、第32条に定めるとおりとする。
- 6 審査委員(評価者)及び評価協力者の氏名等は、評価終了後、一般に公開する。

第2章 審査（事前評価）

（審査の方針）

第10条 審査は、平成15年11月14日科学技術・学術審議会決定「独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費助成事業の審査の基本的考え方」を踏まえ、次の方針により行うものとする。

一 全研究種目共通の方針

- (1) 平成28年12月に内閣総理大臣決定された「国の研究開発評価に関する大綱的指針」の趣旨及び平成14年6月に文部科学大臣決定された「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」（最終改定 平成29年4月）に則り、厳正な審査を行う。
- (2) 研究課題及び成果公開は、各研究種目の目的、性格に即し、国内外の学術研究の動向に照らし特に重要なものを選定する。

研究課題の選定に当たっては、学術的独自性や創造性、研究目的の明確さ等を考慮するとともに、当該研究者の研究遂行能力をも厳正に評価し、研究成果が期待できるものを選定するようにする。その際、別添13「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月（平成29年6月改正）競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）を踏まえ、研究資金の不合理な重複や過度の集中の排除についても十分配慮する。

なお、単に研究課題が他の研究費制度の助成対象となり得ること、あるいは、他の研究費制度による事業を実施中であることのみをもって、不利益な取扱いを行わないこととする。

また、成果公開の選定に当たっては、我が国の学術の振興と普及に資するとともに、学術の国際交流に寄与するものを選定するようにする。
- (3) 研究代表者が研究分担者とともに研究組織を構成する研究課題にあっては、研究組織の構成が適切であり、かつ、各々の研究分担者の果たす役割が明確であるものを選定する。
- (4) 採択した研究課題又は成果公開に対しては、その研究又は事業の内容に対応する必要な額を配分する。また、配分額は原則として10万円単位とする。
- (5) 特別推進研究及び基盤研究（応募区分「特設分野研究」を除く）の研究課題のうち研究期間が4年以上のもの又は若手研究（A・B）、若手研究の研究課題のうち研究期間が3年以上のものであって、研究期間の最終年度に当たる研究課題の研究代表者が、当該研究の進展を踏まえ、研究計画を再構築することを希望して応募した研究課題（以下「研究計画最終年度前年度の応募課題」という。）については、当該科学研究費による研究のこれまでの成果を適切に評価した上で、他の新規応募研究課題と同等の扱いにより、厳正に審査を行う。
- (6) 研究課題の他の研究種目（応募区分）又は審査区分への移し換えはしない。
- (7) 相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究課題又はアンケート調査等を行う研究課題については、人権及び利益の保護の取扱いについて十分配慮する必要がある。
- (8) ヒト遺伝子解析研究等（ヒトゲノム・遺伝子解析研究、特定胚の取扱いを含む研究、ヒトES細胞の樹立及び使用を含む研究、遺伝子組換え実験、遺伝子治療臨床研究及び疫学研究を含む研究）に係る研究課題については、法令等の遵守への対応に十分配慮する必要がある。

二 研究種目（応募区分）別の方針

(1) 科学研究費（特別推進研究）

① 研究課題の選定方針

- ア 新しい学術を切り拓く真に優れた独自性のある研究であって、格段に優れた研究成果が期待される一人又は比較的少人数の研究者で行う研究課題を選定する。
- イ 研究課題の選定に当たっては、当該研究分野の将来の発展に資する研究課題を重視する。
- ウ 平成30年度助成以降に特別推進研究の研究課題に採択されたことがある研究代表者からの応募研究課題を選定しようとする場合は、特に慎重な審査を行う。
- エ 応募研究課題の応募額を最大限尊重して配分額を決定するものとする。
- オ 研究経費を大幅に減額することが相当であると認められる場合には、研究計画の見直しを求めた上で、配分額を決定するものとする。
- カ 研究計画最終年度前年度の応募として再構築された研究課題については、基となった継続研究課題の研究が、当初計画どおり順調に推進され新たな知見等が得られ、今回再構築された研究計画に十分生かされていて、当該研究課題を推進することにより、研究の更なる発展が見込まれるものを選定する。

② 研究課題の研究期間

3年から5年以内とする。なお、真に必要な場合は7年まで可能とする。

③ 研究計画の大幅な変更を行おうとする継続研究課題の取扱い

変更を行おうとする研究計画の内容を十分に審査することとし、経費の増額については、新規応募研究課題の配分に影響を及ぼすことを考慮し、その適否を決定する。

④ 翌年度以降の内約額の取扱い

翌年度以降に内約する金額の配分については、採択された研究課題の研究を十分遂行し得るよう配慮すること。ただし、内約額が増加することによって、翌年度以降の新規応募研究課題の審査に少なからず影響を及ぼすことも考慮すること。

⑤ 研究進捗評価結果の取扱い

研究進捗評価結果については、研究進捗評価結果を受けた研究課題の研究代表者が、最終年度前年度の応募をした研究課題及び研究進捗評価を受けた研究課題の研究期間に引き続いて応募した研究課題の審査に必要なに応じて活用することとする。

⑥ 他の研究課題の受入・応募等の状況の取扱い

- ア 他の研究課題の受入・応募等の状況は、「研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題を十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とする。
- イ 採択候補研究課題については、研究計画調書の「研究費の応募・受入等の状況」欄を参照し、研究資金の不合理な重複や過度の集中に該当しないかどうかを確認する。
- ウ 応募研究課題を研究資金の不合理な重複や過度の集中に該当することを理由として不採択とする場合には、合議審査により決定する。

(2) 科学研究費（基盤研究、若手研究（A・B）、若手研究、研究活動スタート支援、挑戦的萌芽研究、挑戦的研究）

① 共通事項

ア 各審査区分への配分方法

基盤研究（応募区分「特設分野研究」を除く）、若手研究（A・B）、若手研究、研究活動ス

ターゲット支援、挑戦的萌芽研究、挑戦的研究については、各審査区分にわたって調和を図るとともに、学術研究の実態に適合するようあらかじめ審査区分別の配分枠を設けるものとする。

新規応募研究課題に係る審査区分ごとの配分枠は、文部科学省から示される配分予定額をもとに、別添2「科学研究費助成事業配分方式」(以下、「配分方式」という。)により算出した額とする。

イ 配分額の調整

上記「ア」の配分方法に加え、次の事項につき、文部科学省から示される内容に基づき必要な調整を行う。

- a 人文学、社会科学の研究の振興のための調整
- b 私立学校の振興並びに技術教育振興等への貢献度に配慮し、私立大学、高等専門学校に所属する研究者に対する研究助成の充実を図るための調整
- c 若手研究(A)の公募停止に伴う若手研究者の採択状況に配慮し、基盤研究(B)の審査において、若手研究者に対する研究助成の充実を図るための調整(経過措置)
- d その他必要が認められる調整

ウ 配分予定額の決定

採択候補研究課題(挑戦的研究及び基盤研究(応募区分「特設分野研究」)を除く)の配分予定額については、基本的に研究種目ごとに定める充足率に従って決定するが、明らかに問題がある場合には、評価項目の一つである「研究経費の妥当性」の評価結果も踏まえ、総合審査においては合議審査、2段階書面審査においては1段階目の書面審査において査定する。この際、採択された研究課題の研究が十分遂行し得るよう配慮すること。

エ 研究計画の大幅な変更を行おうとする継続研究課題の取扱い

基盤研究(B・C)(応募区分「特設分野研究」)及び研究活動スタート支援を除く研究種目等については、変更を行おうとする研究計画の内容を十分に審査することとし、経費の増額については、新規応募研究課題の配分に影響を及ぼすことを考慮し、その適否を決定する。

オ 翌年度以降の内約額の取扱い

翌年度以降に内約する金額の配分については、採択された研究課題の研究を十分遂行し得るよう配慮すること。ただし、科学研究費補助金を交付する研究種目にあつては、内約額が増加することによって、翌年度以降の新規応募研究課題の審査に少なからず影響を及ぼすことも考慮すること。

カ 研究進捗評価結果の取扱い

研究進捗評価結果については、研究進捗評価結果を受けた研究課題の研究代表者が、最終年度前年度の応募をした研究課題及び研究進捗評価を受けた研究課題の研究期間に引き続いて応募した研究課題の審査に必要な応じて活用することとする。

キ 他の研究課題の受入・応募等の状況の取扱い

- a 他の研究課題の受入・応募等の状況は、審査において「研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題を十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とする。
- b 総合審査においては採択候補研究課題、2段階書面審査においては応募研究課題について、研究計画調書の「研究費の応募・受入等の状況」欄を参照し、研究資金の不合理な重複や過度の集中に該当しないかどうかを確認する。
- c 応募研究課題を研究資金の不合理な重複や過度の集中に該当することを理由として不

採択とする場合には、総合審査においては合議審査、2段階書面審査においては書面審査により決定する。

ク 補助事業完了理由書等の取扱い

研究が予想以上に進展し、継続研究課題の当初の到達目標をすでに達成したため、研究種目を変えて更なる研究発展を目指す場合に提出された補助事業完了理由書については、新たに応募された研究課題の審査を行う小委員会において、その内容を確認し適否を判断する。

当該小委員会において、その内容が不適切と判断された場合には、新たに応募された研究課題は審査の対象外とする。

② 個別事項

ア 基盤研究（S）

- a 独創的、先駆的な研究を格段に発展させる、一人又は比較的少人数の研究者で組織する研究課題を選定する。
- b 研究課題の研究期間は、原則として5年とする。
- c 同一の研究代表者の基盤研究(S)の応募研究課題と基盤研究(A)の応募研究課題については、両方の応募研究課題を比較しつつ採否を検討することは避け、それぞれの応募研究課題が採択に値するかどうかを個別に判断する。

イ 基盤研究（A）（B）（C）

a 応募区分「一般」

- (ア) 独創的、先駆的な研究を格段に発展させるためのもので、特色ある研究を格段に発展させるための研究課題を選定する。
- (イ) 研究課題の研究期間は、3年から5年以内の範囲において、期待される研究成果をあげるための適切な期間とする。
- (ウ) 同一の研究代表者の基盤研究(A)の応募研究課題と基盤研究(S)の応募研究課題については、両方の応募研究課題を比較しつつ採否を検討することは避け、それぞれの応募研究課題が採択に値するかどうかを個別に判断する。

b 応募区分「海外学術調査」

- (ア) 独創的、先駆的な研究を格段に発展させるための研究課題を選定する。
- (イ) 研究の対象及び方法において、主たる目的が、国外の特定地域におけるフィールド調査、観測又は資料収集を行う研究課題を選定する。なお、設備備品の購入は、少額なパソコン等を除き、海外での調査、観測又は資料収集に直接使用するものに限られることに留意する。
- (ウ) 研究課題の研究期間は、3年から5年以内の範囲において、期待される研究成果をあげるための適切な期間とする。
- (エ) 同一の研究代表者の基盤研究(A)の応募研究課題と基盤研究(S)の応募研究課題については、両方の応募研究課題を比較しつつ採否を検討することは避け、それぞれの応募研究課題が採択に値するかどうかを個別に判断する。

c 応募区分「特設分野研究」

- (ア) 特設分野研究における独創的、先駆的な研究を格段に発展させるためのもので、特色ある研究を格段に発展させるための研究課題を選定する。
- (イ) 研究課題の研究期間は、期待される研究成果をあげるための適切な期間とし、募集の1回目は3年から5年、募集の2回目は3年又は4年、募集の3回目は3年とする。
- (ウ) 各分野への配分方法
新規応募研究課題に係る各特設分野ごとの配分枠は、文部科学省から示される配分予定額とする。

(エ) 配分予定額の決定

採択候補研究課題の配分予定額については、書面審査の評価項目の一つである「研究経費の妥当性」の評価結果を踏まえ、合議審査において決定する。

ウ 若手研究（Ａ）（Ｂ）（平成３０年度助成に係る公募以降公募停止）

a 新規応募研究課題の開始年度の４月１日現在で３９歳以下の研究者が一人で行う研究であって、将来の発展が期待できる優れた着想を持つ研究課題を選定する。

特に若手研究(A)については、従来の研究経過や各研究分野の特性に応じた研究者の研究活動等を考慮し、研究代表者がその研究を遂行し、研究成果をあげることが期待できる研究課題を選定する。

b 研究課題の研究期間は、２年から４年以内の範囲において、期待される研究成果をあげるための適切な期間とする。

c 平成２９年度助成において若手研究(B)の研究代表者として新規に採択された者のうち、大学又は大学共同利用機関法人に所属し、准教授以上の職位に就いて２年以内の者であって、所属する研究機関において研究室を主宰する者については、所属する研究機関が研究基盤整備を主体的に実施することを条件に、配分額を追加する研究課題を選定する。

なお、選定に当たっては、多様な人材及び研究機関を支援することに配慮する。

エ 若手研究

a 新規応募研究課題の開始年度の４月１日現在で博士の学位を取得後８年未満の研究者（新規応募研究課題の開始年度の４月１日までに博士の学位を取得見込の者及び博士の学位を取得後に取得した産前・産後休業、育児休業の期間を除くと博士の学位取得後８年未満となる者を含む）が一人で行う、将来の発展が期待できる優れた着想を持つ研究課題を選定する。

なお、経過措置として３９歳以下の博士の学位を未取得の研究者が一人で行う研究課題も対象とする。

b 研究課題の研究期間は、２年から４年以内の範囲において、期待される研究成果をあげるための適切な期間とする。

オ 研究活動スタート支援

a 前年秋の募集時期に応募できなかった研究者が一人で行う研究計画であって、その研究活動のスタートを支援することにより、将来の発展が期待できる優れた着想を持つ研究課題を選定する。

b 研究課題の研究期間は、２年以内とする。

c 次の応募研究課題については、審査の際に配慮を行う。

(ア) 応募研究課題の開始年度に、「特別研究員奨励費」の内約があった者の応募研究課題

(イ) 産前産後の休暇又は育児休業を取得していたため、文部科学省及び日本学術振興会が前年秋に公募を行った研究種目に応募できなかった者の応募研究課題

カ 挑戦的萌芽研究（平成２９年度助成に係る公募以降公募停止）

a 独創的な発想に基づく、挑戦的で高い目標設定を掲げた芽生え期の研究課題を選定する。

b 研究課題の研究期間は、３年以内の範囲において、期待される研究成果をあげるための適切な期間とする。

キ 挑戦的研究

- a 一人又は複数の研究者で組織する研究計画であって、斬新な発想に基づき、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを志向し、飛躍的に発展する潜在性を有する研究課題を選定する。なお、(萌芽)については、探索性の強い、あるいは芽生え期の研究課題も選定する。
- b 研究課題の研究期間は、(開拓)は3年から6年以内、(萌芽)は2年から3年以内とする。
- c 採択候補研究課題の配分予定額については、応募研究課題の応募額を最大限尊重して決定するが、明らかに問題がある場合には、書面審査の評価項目の一つである「研究経費の妥当性」の評価結果も踏まえ、合議審査において査定する。この際、採択された研究課題の研究が十分遂行し得るよう配慮すること。

(3) 科学研究費（奨励研究）

- ① 各審査区分への配分については、配分方式により算出した額を審査区分ごとの配分予定枠とするが、各審査区分にわたって調和が図られるように配慮する。
- ② 教育・研究機関の教職員等であって、他の科学研究費助成事業の応募資格を持たない者が一人で行う研究で、教育的・社会的意義を有する研究課題(商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究(市場動向調査を含む。))及び業として行う受託研究を除く。)を選定する。
特に、教育関係者の応募研究課題については、研究内容の先端性にとらわれず、学校教育の改善に資する点等に十分配慮する。
- ③ 研究課題の研究期間は、1年とする。
- ④ 採択候補研究課題の配分予定額については、基本的に研究種目ごとに定める充足率に従って決定するが、明らかに問題がある場合には、評価項目の一つである「経費の妥当性」の評価結果も踏まえ査定する。この際、採択された研究課題の研究が十分遂行し得るよう配慮すること。

(4) 研究成果公開促進費

① 共通事項

ア 各審査区分への配分方法（「国際情報発信強化」を除く。）

各審査区分への配分については、種目ごとに、応募額に基づいて「配分可能額」を按分することにより算出した額を「配分予定枠」とするが、各審査区分にわたって調和が図られるように配慮する。

イ 多面的な評価指標に基づく審査

審査は、各種目ごとに設定された多面的な評価指標に基づき行うこととする。

なお、多面的な評価指標のうち、格段に優れた指標があるものについては、慎重に審査を行うこととする。

ウ 翌年度以降の内約額の扱い

翌年度以降に内約する金額の配分については、採択された成果公開が十分遂行しうるよう配慮すること。ただし、内約額が増加することによって、翌年度以降の新規応募成果公開の審査に少なからず影響を及ぼすことも考慮すること。

② 「データベース」に係る事項

競争入札に係る取組状況

学会又は複数の学会等の協力体制による団体等及び研究機関に所属する応募者の行

う成果公開のうち、一定額を超える契約の締結を要するもので、採択後の事業を開始しようとする時まで、一般競争入札により契約の相手方の選定を行わない計画となっているものは選定しない。

③ 「研究成果公开发表」、「国際情報発信強化」及び「データベース」に係る事項
経理管理事務・監査体制の整備状況

成果公開の応募者の所属する学会又は複数の学会等の協力体制による団体等において、経理管理事務・監査体制の整備がなされておらず、補助金の交付先として適さないものは選定しない。

④ 個別事項

ア 研究成果公开发表

a 学会や民間学術研究機関等が主催するシンポジウム、学術講演会等で、青少年(小・中・高校生を含む)や一般社会人の関心が高いと思われる分野の研究動向・研究内容を、分かりやすく普及啓発しようとするもの、又は我が国の学会が主催する国際会議等で、その運営体制が確保されているもの、共催で開催する場合には応募学会が主体となって開催するものを選定する。

ただし、次の(a)及び(b)に該当するものは選定しない。

(a) 研究成果公开发表(B)において、主催団体の会員のみを対象とするもの。

(b) 研究成果公开发表(C)において、日本学術会議の「共同主催国際会議」に採択されているもの。

b 事業期間は、研究成果公开发表(B)においては1年間、研究成果公开发表(C)においては2年以内とする。

イ 国際情報発信強化

a 研究者の研究成果を発表する媒体であって、質の保証のため組織的対応体制が取られ、一貫したタイトルを付して刊行されるものの国際情報発信力を強化する取組を選定する。

なお、取組の例としては、以下のようなものがあげられる。

(a) 複数の学術団体等で協力体制をとることにより、国際情報発信力を強化する取組

(b) 電子化やオープンアクセス刊行により、国際情報発信力を強化する取組

(c) 独創的な計画等により、国際情報発信力を強化する取組

また、成果公開の選定に当たっては、次の(ア)～(ウ)の応募区分ごとに行う。

(ア) 「国際情報発信強化(A)」

(イ) 「国際情報発信強化(B)」

(ウ) 「オープンアクセス刊行支援」

b 合議審査において、複数の学術団体等が行う取組等については、選定にあたり配慮する。

c 成果公開の助成期間は、5年とする。

ただし、配分枠の関係から助成期間を単年とすることができる。

ウ 学術図書

a 個人又は研究者グループ等が、学術研究の成果を公開するために刊行しようとする学術図書、又は我が国の優れた学術研究の成果を広く海外に提供するため、日本語で書かれた図書・論文を外国語に翻訳・校閲の上刊行する学術図書で、学術的価値が高いもの(特に独創的または先駆的なもの)、又は学術の国際交流に重要な役割を果たすものを選定する。

ただし、次の(a)～(h)に該当するものは選定しない。

- (a) 既に類似の成果が刊行されているもの
 - (b) 既にインターネットや学術誌等を通じて公表されている論文を単に集成し、刊行するもの
 - (c) 学術研究の成果とは言い難いもの
 - (d) 大学、研究所等の研究機関及び学術団体等がその事業として翻訳・校閲・刊行すべきもの
 - (e) 出版社等の企画によって刊行するもの
 - (f) 市販しないもの
 - (g) 十分に市販性があるもの
 - (h) 翻訳者・校閲者又は出版社等への原稿渡し、事業開始年度の4月1日より前のもの
- b 当該学術図書が刊行されることの意義についても審査を行う。
- c 同一体系の図書であっても、個々の学術図書の応募として、個別に審査を行う。
- d 同一の応募者から複数の応募が行われている場合は、個々の学術図書の応募として、個別に審査を行う。
- e 発行部数が2,000部以上のもの、及び定価が高額のもの、慎重に審査する。
- f 翻訳・校閲の上2年次目に刊行するものについては、応募のあった事業期間(2年)について内約を行う。

エ データベース

我が国の学術研究動向を踏まえ、データベースの必要性は高いが未整備の分野、我が国で発展を遂げた分野、我が国がその研究や情報の世界的なセンターになっている分野等において、個人又は研究者グループ等が作成するデータベースで、公開利用を目的とした、学術的価値が高いものを選定する。

- (ア) 「データベース」は、個人又は研究者グループ等が作成するデータベースで、既に実用に供し得る条件を備え、かつ次の(a)～(d)のすべての要件を満たすものから選定する。
- (a) 我が国の学術研究動向を踏まえ、次のいずれかの分野に属するもの。
 - ・我が国における研究活動が国際的に主導的な立場にあり、我が国でデータベースを形成することが国際的にも期待されている分野。
 - ・国内の優れた研究成果を国際的に適切に流通させるため、国内においてデータベース化する必要のある分野。
 - ・国内での学術研究を推進する上で、データベースの形成に対して期待が高く、かつ国際的にも国内的にも同様な内容のデータベースが存在しない分野。
 - ・国際的にも重要な分野で、データベースの形成に対して我が国に協力を求められている分野。
 - (b) データベース化するためのデータの収集、評価及びそのデータベース化の作業等について、作成組織及び技術的方式が確立しているもの。
 - (c) 当該データベースにより、広く関係研究者等に情報提供サービスを行う方策が確立しており、公開計画が明確なもの。
 - (d) データ容量、所要経費が相当量(額)以上であるもの。
- (イ) 学術的価値のみならず、有用性、公開利用状況及び経費の妥当性等の指標に基づいて、審査を行うとともに、データベースの作成計画全体についても、審査を行う。
- (ウ) 採択されたもののうち、研究者による有効利用を通じ、当該分野における学術研究の発展に特に有用であると見込まれるデータベースで、重点的かつ継続的な助成を行うものを「重点データベース」とし、その他を「一般データベース」とする。
- 「重点データベース」は、当該分野の研究者のニーズ・研究動向を踏まえた学術的

貢献度、作成組織体制等において特に優れており、当該分野の学術研究の発展に大きく貢献するものを選定し、データベース作成を円滑かつ計画的に遂行させるため、応募のあった事業期間(最長5年)を限度として、複数年度の内約を行うことができる。

- (エ) 複数年度の内約を受けている「重点データベース」のうち、計画の大幅な変更を行うものについては、変更を行おうとする計画の内容を十分に審査することとし、経費の増額については、新規応募成果公開の配分額に影響を及ぼすことを考慮し、その適否を決定する。

(5) 特別研究員奨励費

- ① 我が国の学術研究の将来を担う創造性に富んだ若手研究者を育成するため、独立行政法人日本学術振興会の特別研究員が行う、又は外国人特別研究員が受入研究者と共同して行う、将来の発展が期待できる優れた着想を持つ研究課題を選定する。
- ② 研究課題の研究期間は、3年以内の範囲において、期待される研究成果をあげるための適切な期間とする。

(6) 国際共同研究加速基金（帰国発展研究）

- ① 各審査区分にわたって調和を図るとともに、学術研究の実態に適合するようあらかじめ配分方式により算出した審査区分別の配分枠を設けるものとする。
- ② 応募時点において日本国外の研究機関に所属する日本人研究者が、帰国後に日本国内の研究機関に所属し日本を主たる拠点として一人又は複数の研究者で行う研究計画であって、独創的、先駆的な研究を格段に発展させるための研究課題を選定する。
- ③ 研究課題の研究期間は、交付申請した年度から起算して3年目の年度末までとする。
- ④ 採択候補研究課題の配分予定額については、基本的に研究種目ごとに定める充足率に従って決定するが、明らかに問題がある場合には、評価項目の一つである「研究経費の妥当性」の評価結果も踏まえ、合議審査において査定する。この際、採択された研究課題の研究が十分遂行し得るよう配慮すること。

(審査の実施体制)

第11条 委員会において行う審査は、独立行政法人日本学術振興会科学研究費委員会運営規則に定める部会、小委員会、運営小委員会において行うものとする。

(審査の方法)

第12条 審査の方法は、次のとおりとする。

一 特別推進研究

(1) 審査の進め方

① 新規研究課題

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

- ア 各小委員会は、各小委員会に属する審査委員全員が全ての研究課題について書面審査を行った上で、同一の審査委員が合議審査の場で各応募研究課題について幅広い視点から議論により審査し、ヒアリング研究課題を選定する。(総合審査)
- イ 各小委員会は、選定したヒアリング研究課題について、ヒアリングを行い採択候補研究課題及び補欠研究課題を選定する。
- ウ 運営小委員会は、各小委員会が選定した採択候補研究課題及び補欠研究課題について、合議により採択研究課題を決定する。

〔各小委員会における採択候補研究課題の決定までの進め方〕

ア 審査意見書の作成

- a 国内の研究機関に所属する研究者への依頼
書面審査、合議審査及びヒアリングの資料とするため、応募研究課題ごとに選定した3名程度の審査意見書作成者に、審査意見書の作成を依頼する。
審査意見書作成者は、研究計画調書に基づき「(2)(ア)審査に当たっての着目点(a)～(d)及び(f)」の各要素に着目し、要素ごとに意見を付す。また、当該研究課題について、「(3)研究経費の査定」により査定案の作成を行うとともに意見を付す。
- b 海外の研究機関に所属する研究者への依頼
書面審査、合議審査及びヒアリングの資料とするため、応募研究課題ごとに選定した3名程度の審査意見書作成者に、審査意見書の作成を依頼する。
審査意見書作成者は、研究計画調書のうち応募情報及び応募内容ファイル(英語版)に基づき、次の要素について意見を付す。
 - (a) 当該研究分野の現状と動向の中で、当該研究課題の目的、内容が新しい学術を切り拓く真に優れた独自性のあるものであるか。
 - (b) 当該研究課題は、当該研究者の着想に基づいた独創性の高い優れた研究課題であるか。
 - (c) 当該研究者は、当該研究課題を実行できる能力が認められるか。

イ ヒアリング研究課題の選定

- a 各小委員会に属する審査委員は、「(2)(ア)審査に当たっての着目点(a)～(d)及び(f)」の各要素に着目し、研究計画調書及び審査意見書により、書面審査としてヒアリングの可否及び審査意見を付す。
- b 各小委員会は、研究計画調書、審査意見書及び書面審査の結果に基づき、合議によりヒアリング研究課題を選定する。
- c 各小委員会は、研究課題ごとに担当委員を決定する。

ウ ヒアリングの実施

各小委員会におけるヒアリングは、研究計画調書、追加説明資料及び審査意見書等をもとに、次のとおり行うこととする。

なお、研究代表者に対して、事前に質問事項を提示することができる。

- (a) 時間配分の目安
 - (ア) 研究代表者等から研究内容の説明…………… 10分
 - (イ) 質疑応答…………… 20分
 - (ウ) 審議及びヒアリング結果の記載…………… 10分
- (b) 説明者
研究代表者を含め3名以内
- (c) 説明資料
研究計画調書及び追加説明資料

エ 採択候補研究課題の選定

- a 各審査委員は、ヒアリングを行った研究課題について、「(2)(ア)審査に当たっての着目点(a)～(f)」の各要素に着目し、「(2)(イ) 審査基準」により審査を行う。
なお、担当委員は、当該研究課題について、研究計画調書、審査意見書及び「(3)研究経費の査定」により、査定案の作成を行う。
- b 各小委員会は、研究課題のヒアリング終了後、各審査委員の審査結果に基づき、合議により採択候補研究課題及び補欠研究課題を選定するとともに、当該研究課題については、「(3)研究経費の査定」により、担当委員の査定案を踏まえ、査定を行う。
- c 運営小委員会は、各小委員会が選定した採択候補研究課題及び補欠研究課題について、配分総額の範囲内で、合議により採択研究課題を決定する。

② 継続研究課題

ア 各小委員会は、研究計画の大幅な変更を行おうとする継続研究課題について、研究計画調書をもとに「(2)(ア)審査に当たっての着目点(a)～(e)」の各要素に着目し、合議により研究計画の大幅な変更の可否及び研究課題の継続の可否の審査を行い、大幅な変更及び継続を認めることができる。また、書面により判断できない場合及び増額を伴う研究課題のうち増額を認める可能性のあるものは、ヒアリングを実施する。

イ 各小委員会は、ヒアリングを行う研究課題について、研究計画調書及び追加説明資料をもとに、次のとおりヒアリングを行うこととする。

(a) 時間配分の目安

(ア) 研究代表者等から研究内容の説明…………… 10分

(イ) 質疑応答…………… 20分

(ウ) 審議及びヒアリング結果の記載…………… 10分

(b) 説明者

研究代表者を含め3名以内

(c) 説明資料

研究計画調書及び追加説明資料

ウ 各審査委員は、ヒアリングを行った研究課題について、「(2)(ア)審査に当たっての着目点(a)～(e)」の各要素に着目し、「(2)(イ)審査基準」により審査を行う。

なお、担当委員は、増額を伴う研究課題について、「(3)研究経費の査定」により、査定案の作成を行う。

エ 各小委員会は、研究課題のヒアリング終了後、各審査委員の審査結果に基づき、合議により、研究計画の大幅な変更の可否及び研究課題の継続の可否を判断するとともに、増額することとした研究課題について「(3)研究経費の査定」により、担当委員の査定案を踏まえ、査定を行う。

オ 運営小委員会は、各小委員会が審査した研究計画の大幅な変更の可否、研究課題の継続の可否及び増額することとした研究課題の配分予定額について合議により決定する。

(2) 審査に当たっての着目点及び審査基準

(ア) 審査に当たっての着目点

(a) 特別推進研究として推進する必要性

- ・新しい学術を切り拓く真に優れた独自性のある研究であるか。
- ・着想に至る背景と経緯が明確で、研究の目的、内容が特別推進研究として、ふさわしいか。

(b) 研究の独創性及び研究の意義

- ・研究目的、方法が独創的であるか。
- ・関連する学術分野の発展に対し、学術的又は社会的要請に応え、革新的な貢献をすることが期待されるものであるか。

(c) 研究分野の現状と動向及びその中でのこの研究課題の位置づけ

- ・当該研究分野の現状と動向にかんがみ、当該研究分野において、世界の最先端を競うことが可能な研究であるか。
- ・当該研究は、国際的な高い評価を得られるものであるか。

(d) 研究遂行能力の適切性

- ・これまでの研究活動やその結果から見て、当該研究者はこの研究を遂行し、国際的に当該研究分野を牽引する卓越した成果をあげることが期待できるか。
- ・研究分担者等と数人で共同して行う研究の場合、研究組織、研究施設・設備等の諸条件にかんがみ、有機的連携が保たれ、研究が効果的に進められるものとなっているか。

(e) 応募研究経費の妥当性

- ・研究経費は研究計画遂行上、合理的かつ必要不可欠なものか。
 - ・他の研究資金との不合理な重複や過度の研究費の集中の可能性はないか。
- (f) 複数回受給の妥当性
- ・これまでに特別推進研究を受給している場合は、研究の目的、内容が全く異なるものであるか(平成30年度助成以降に採択された研究課題に限る)。

(イ) 審査基準

評価	評価基準
A	採択に値するものである
A-	「A」に準ずるものである
B	「A-」よりもやや劣るものである
C	採択に値しない

※ 研究費の増額を伴う研究課題の審査において、増額の可否を審査する場合は「採択」を「増額」と読み替える。

(3) 研究経費の査定

(ア) 査定の観点

- ・研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。
- ・応募総額が5億円を超える研究課題については、特に研究経費の内容及び5億円を超える研究経費を必要とする理由等を踏まえ、真に必要性が認められるか。
- ・設備備品の購入経費等は研究計画遂行上、真に必要なものが計上されているか。
- ・研究計画のいずれかの年度において、「設備備品費」、「旅費」、又は「人件費・謝金」のいずれかの経費が当該年度の研究経費の90%を超えている場合には、当該経費の研究計画遂行上の必要性及び妥当性が認められ、かつ有効に使用されることが見込まれるか。
- ・大幅な減額を伴う研究計画の見直しを求めた研究課題については、研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。

(イ) 査定方法

- ・研究経費の内容を踏まえ、各年度の費目ごとに査定を行う。

二 基盤研究 (S)

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

- ① 各小委員会は、各小委員会に属する審査委員全員が全ての研究課題について書面審査を行った上で、同一の審査委員が合議審査の場で各応募研究課題について幅広い視点から議論により審査し、ヒアリング研究課題を選定する。(総合審査)
- ② 各小委員会において応募件数が多数の場合には、審査を円滑に進めるため、当該小委員会を分割して複数の審査組織を設ける。この場合、本規程においては、当該審査組織を各小委員会と読み替える。
- ③ 各小委員会は、選定したヒアリング研究課題について、審査区分ごとにヒアリングを行い採択候補研究課題及び補欠研究課題を選定する。
- ④ 運営小委員会は、審査区分ごとに選定した採択候補研究課題及び補欠研究課題について、合議により採択研究課題を決定する。

〔各小委員会等における採択研究課題の決定までの進め方〕

① 審査意見書の作成

書面審査、合議審査及びヒアリングの資料とするため、応募研究課題ごとに選定した3名程度の審査意見書作成者に、審査意見書の作成を依頼する。

審査意見書作成者は、研究計画調書に基づき「④(ア)審査に当たっての着目点(a)～(d)」の

各要素に着目し、要素ごとに意見を付す。

② ヒアリング研究課題の選定

- a 各小委員会に属する審査委員は、別添3の評定基準等に基づき、事前に研究計画調書及び審査意見書により書面審査を行う。
- b 各小委員会は、研究計画調書、審査意見書及び書面審査の結果を基に、合議によりヒアリング研究課題を選定する。
- c 各小委員会は、研究課題ごとに担当委員を決定する。

③ ヒアリングの実施

各小委員会におけるヒアリングは、研究計画調書、追加説明資料及び審査意見書をもとに、次のとおり行うこととする。

なお、研究代表者に対して、事前に質問事項を提示することができる。

(a) 時間配分の目安

- (ア) 研究代表者等から研究内容の説明…………… 10分
- (イ) 質疑応答…………… 10分
- (ウ) 審議及びヒアリング結果の記載…………… 10分

(b) 説明者

研究代表者を含め3名以内

(c) 説明資料

研究計画調書及び追加説明資料

④ 採択候補研究課題の選定

- a 各審査委員は、ヒアリングを行った研究課題について、「(ア)審査に当たっての着目点(a)～(e)」の各要素に着目し、「(イ)審査基準」により審査を行う。
- b 各小委員会は、配分方式により算出した「配分枠」を基に、合議により採択候補研究課題を選定する。
なお、「配分枠」の範囲内では採択できないが、基盤研究(S)として採択すべき研究課題がある場合には、当該研究課題を補欠研究課題として選定することができる。
- c 運営小委員会は、各小委員会が選定した採択候補研究課題及び補欠研究課題について、別に設けられる「配分調整枠」等を基に、合議により採否を決定する。

(ア) 審査に当たっての着目点

(a) 研究課題の学術的重要性・妥当性

- ・学術的に見て、推進すべき重要な研究課題であるか。
- ・研究課題の核心をなす学術的「問い」は明確であり、学術的独自性や創造性が認められるか。
- ・研究計画の着想に至る経緯や、関連する国内外の研究動向と研究の位置づけは明確であるか。

(b) 研究目的、研究方法の妥当性

- ・研究目的が明確であり、その研究目的を達成するため、研究方法等は具体的かつ適切であるか。また、研究経費は研究計画と整合性がとれたものとなっているか。

(c) 研究遂行能力及び研究環境の適切性

- ・これまでの研究活動等から見て、研究計画に対する十分な遂行能力を有しているか。
- ・研究計画の遂行に必要な研究施設・設備・研究資料等、研究環境は整っているか。

(d) 研究課題の波及効果

- ・本研究課題によって成果があがった場合、より広い学術、科学技術あるいは社会などへの波及効果が期待できるか。

(e) 応募研究経費の妥当性

- ・ 他の研究資金との不合理な重複や過度の研究費の集中の可能性はないか。

(イ) 審査基準

評価	評価基準
A	採択に値するものである
A-	「A」に準ずるものである
B	「A-」よりもやや劣るものである
C	採択に値しない

三 基盤研究（A）（応募区分「一般」）

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

- ① 各小委員会は、各小委員会に属する審査委員全員が全ての研究課題について書面審査を行った上で、同一の審査委員が合議審査の場で各応募研究課題について幅広い視点から議論により審査し、採択研究課題を決定する。（総合審査）
- ② 各小委員会において応募件数が多数の場合には、審査を円滑に進めるため、当該小委員会を分割して複数の審査組織を設ける。この場合、本規程においては、当該審査組織を各小委員会と読み替える。
- ③ 各小委員会に属する審査委員は、別添4の評定基準に基づき、事前に研究計画調書により審査を行う。

〔各小委員会等における採択研究課題の決定までの進め方〕

- ① 各小委員会は、配分方式により算出した「配分枠」を基に採択研究課題を決定する。
- ② 各小委員会は、採択研究課題を決定する際に、「配分枠」の範囲内で多くの研究課題を採択するために、採択候補研究課題の充足率を著しく下げるなど、不適切な配分予定額の調整は避ける。
- ③ 各小委員会は、採択予定件数の範囲内では採択できないが、基盤研究(A)として採択すべき研究課題がある場合には、当該研究課題を補欠研究課題として選定することができる。
- ④ 各小委員会は、採択研究課題を決定するにあたり、他の研究資金との不合理な重複や過度の研究費の集中の可能性がないか考慮することとする。

〔各研究課題への配分額の調整〕

各研究課題への配分額については、配分額に関する審査結果を踏まえた額とする。

四 基盤研究（B）（C）（応募区分「一般」）、若手研究（B）、若手研究

(1) 基盤研究（B）（C）（応募区分「一般」）、若手研究

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

- ① 各小委員会は、各小委員会に属する審査委員が研究計画調書により個別に審査する1段階目の書面審査結果を基にして、さらに、採否のボーダーライン付近となった研究課題のみを対象に、同一の審査委員による、他の審査委員が付した1段階目の審査意見等を参考にして行う2段階目の書面審査結果に基づき採択研究課題を決定する。（2段階書面審査）
- ② 各小委員会において応募件数が多数の場合には、審査を円滑に進めるため、当該小委員会を分割して複数の審査組織を設ける。この場合、本規程においては、当該審査組織を各小委員会と読み替える。
- ③ 各小委員会に属する審査委員は、別添5の評定基準等に基づき、研究計画調書により書面審査を行う。

〔各小委員会における採択研究課題の決定までの進め方〕

- ① 各小委員会は、配分方式により算出した「配分枠」を基に、採択研究課題を決定する。

- ② 各小委員会は、「配分枠」のボーダーライン付近にある応募研究課題の中から、「私立学校・高等専門学校調整枠」により採択する研究課題を選定する。
- ③ 各小委員会は、「配分枠」のボーダーライン付近にある応募研究課題の中から、「若手研究者に対する研究助成の充実を図るための調整枠」により採択する研究課題を選定する。
- ④ 各小委員会は、採択研究課題を決定するにあたり、他の研究資金との不合理な重複や過度の研究費の集中の可能性がないか考慮することとする。

〔各研究課題への配分額の調整〕

各研究課題への配分額については、配分額に関する審査結果を踏まえた上で、配分総額が「配分枠」の範囲となるように、各小委員会における採択研究課題全体の平均充足率を調整することにより算出される額とする。

(2) 若手研究（B）（独立基盤形成支援）

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

科学研究費委員会は、総合的な判断の上、採択研究課題を決定する。

五 研究活動スタート支援

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

- ① 各小委員会は、各小委員会に属する審査委員が研究計画調書により個別に審査する1段階目の書面審査結果を基にして、さらに、採否のボーダーライン付近となった研究課題のみを対象に、同一の審査委員による、他の審査委員が付した1段階目の審査意見等を参考にして行う2段階目の書面審査結果に基づき採択研究課題を決定する。（2段階書面審査）
- ② 各小委員会において応募件数が多数の場合には、審査を円滑に進めるため、当該小委員会を分割して複数の審査組織を設ける。この場合、本規程においては、当該審査組織を各小委員会と読み替える。
- ③ 各小委員会に属する審査委員は、別添6の評定基準等に基づき、研究計画調書により書面審査を行う。

〔各小委員会等における採択研究課題の決定までの進め方〕

- ① 各小委員会は、配分方式により算出した「配分枠」を基に、採択研究課題を決定する。
- ② 各小委員会は、採択研究課題を決定するにあたり、他の研究資金との不合理な重複や過度の研究費の集中の可能性がないか考慮することとする。

〔各研究課題への配分額の調整〕

各研究課題への配分額については、配分額に関する審査結果を踏まえた上で、配分総額が「配分枠」の範囲となるように、各小委員会における採択研究課題全体の平均充足率を調整することにより算出される額とする。

六 挑戦的研究

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

- ① 各小委員会は、各小委員会に属する審査委員全員が全ての研究課題について書面審査を行った上で、同一の審査委員が合議審査の場で各応募研究課題について幅広い視点から議論により審査し、採択研究課題を決定する。（総合審査）
- ② 各小委員会において応募件数が多数の場合には、審査を円滑に進めるため、当該小委員会を分割して複数の審査組織を設けることができる。この場合、本規程においては、当該審査組織を各小委員会と読み替える。
また、「総合審査」に先立ち、各小委員会は必要に応じて事前の選考を行うことができる。
- ③ 各小委員会に属する審査委員は、別添7の評定基準に基づき、事前に研究計画調書により審査を行う。

〔各小委員会における採択研究課題の決定までの進め方〕

- ① 各小委員会は、配分方式により算出した「配分枠」を基に、採択研究課題を決定する。
- ② 各小委員会は、採択研究課題を決定する際に、「配分枠」の範囲内で多くの研究課題を採択するために採択候補研究課題の充足率を著しく下げるなど、不適切な配分予定額の調整は避ける。
- ③ 各小委員会は、採択予定件数の範囲内では採択できないが、挑戦的研究として採択すべき研究課題がある場合には、当該研究課題を補欠研究課題として選定することができる。
- ④ 各小委員会は、採択研究課題を決定するにあたり、他の研究資金との不合理な重複や過度の研究費の集中の可能性がないか考慮することとする。

〔各研究課題への配分額の調整〕

各研究課題への配分額については、配分額に関する審査結果を踏まえた額とする。

七 基盤研究（B）（C）（応募区分「特設分野研究」）

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

- ① 各小委員会は、各小委員会に属する審査委員全員が全ての研究課題について書面審査を行った上で、同一の審査委員が合議審査の場で各応募研究課題について幅広い視点から議論により審査し、採択研究課題を決定する。（総合審査）
- ② 「総合審査」に先立ち、各小委員会は必要に応じて事前の選考を行うことができる。
- ③ 各小委員会に属する審査委員は、別添8の評定基準等に基づき、事前に研究計画調書により審査を行う。

〔各小委員会等における採択研究課題の決定までの進め方〕

小委員会は、あらかじめ設定された採択予定件数に基づき、合議により採択研究課題を選定する。

〔各研究課題への配分額の調整〕

- ① 各研究課題への配分額については、配分額に関する審査結果を踏まえた額とする。
- ② 運営小委員会は、上記「①」の調整の結果、特定の小委員会の採択研究課題全体の平均充足率が、他の小委員会の採択研究課題全体の平均充足率と比較し著しく低いと判断した場合には、各小委員会の採択研究課題全体の平均充足率に著しい不均衡が生じないように調整を行う。

八 奨励研究

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

- ① 各小委員会は、各小委員会に属する審査委員が研究計画調書により個別に審査する1段階目の書面審査結果を基にして、さらに、採否のボーダーライン付近となった研究課題のみを対象に、同一の審査委員による、他の審査委員が付した1段階目の審査意見等を参考にして行う2段階目の書面審査結果に基づき採択研究課題を決定する。（2段階書面審査）
- ② 各小委員会において応募件数が多数の場合には、審査を円滑に進めるため、当該小委員会を分割して複数の審査組織を設ける。この場合、本規程においては、当該審査組織を各小委員会と読み替える。
- ③ 各小委員会に属する審査委員は、別添9の評定基準等に基づき、研究計画調書により書面審査を行う。

〔各小委員会等における採択研究課題の決定までの進め方〕

各小委員会は、配分方式により算出した「配分枠」を基に、採択研究課題を決定する。

〔各研究課題への配分額の調整〕

各研究課題への配分額については、配分額に関する審査結果を踏まえた上で、各小委員会における採択研究課題全体の平均充足率を調整することにより算出される額とする。

九 研究成果公開促進費

(1) 研究成果公开发表

① 新規成果公開

〔成果公開の採択決定までの進め方〕

ア 各小委員会は、事前に個別の書面審査を行い、その結果に基づき、合議により採択成果公開を決定する。

イ 各小委員会に属する審査委員は、別添11の評定基準等に基づき、事前に計画調書により審査を行う。

〔各小委員会等における採択成果公開の決定までの進め方〕

ア 各小委員会は、審査を円滑に進めるため、審査区分内番号ごとに審査グループを設けることとする。

イ 各小委員会は、種目ごとに、応募額に基づいて「配分可能額」を按分することにより「配分予定枠」を算出する。

ウ 「配分予定枠」に100分の5を乗じることにより「調整枠」を算出し、「配分予定枠」から「調整枠」を確保する。

エ イからウを差し引いた額を、審査グループごとの応募額により按分し、算出した額を基にして、次の a～b のとおり、採択候補成果公開を選定する。

a 各審査グループにおいて、「研究成果公开发表(B)」と「研究成果公开发表(C)」の採択候補成果公開を選定する。

b 各審査グループにおいて、種目(区分)等にとらわれず、重要な成果公開を採択もしくは重点配分できるようにするために、「配分予定枠」からあらかじめ確保している「調整枠」による採択候補成果公開について検討する。

オ 各小委員会は、各審査グループが選定した採択候補成果公開について、小委員会全体での合議により必要な調整を行い、次の a～b のとおり、採択成果公開等を決定する。

a 各小委員会において、採択成果公開を決定する。

b 各小委員会は、種目(区分)等にとらわれず、「調整枠」による採択成果公開を決定する。

カ 各小委員会は、採択成果公開を決定する際に、「配分予定枠」の範囲内で多くの成果公開を採択するために採択成果公開の充足率を著しく下げるなど、不適切な配分予定額の調整は避ける。

〔各成果公開への配分額の調整〕

ア 各成果公開への配分額については、配分額に関する審査結果を踏まえた上で、配分総額が「配分予定枠」の範囲となるように、各小委員会における採択成果公開全体の平均充足率を調整することにより算出される額とする。

イ 各小委員会は、「配分予定枠」からあらかじめ確保している「調整枠」により、種目(区分)等にとらわれず、重要な成果公開を重点配分できるようにするための調整を行う。

② 継続成果公開(研究成果公开发表(C)のみ対象)

〔成果公開の採択決定までの進め方〕

各小委員会は、計画の大幅な変更を行おうとする継続成果公開について、合議により採否を決定する。

(2) 国際情報発信強化

〔応募区分「国際情報発信強化(A)」 「オープンアクセス刊行支援」〕

① 新規成果公開

〔成果公開の採択決定までの進め方〕

- ア 国際情報発信強化小委員会は審査に先立ち小委員会を開催し、審査にあたっての審査方法等の確認を行う。
- イ 国際情報発信強化小委員会に属する審査委員は、別添10の評定基準等に基づき、計画調書により書面審査を行う。
- ウ 国際情報発信強化小委員会は、書面審査の結果に基づき、「ヒアリング成果公開」を選定する。
- エ 国際情報発信強化小委員会は、ヒアリング成果公開について、ヒアリングを行い、採択成果公開を決定する。

〔国際情報発信強化小委員会等における採択成果公開の決定までの進め方〕

- ア 国際情報発信強化小委員会は、計画調書及び書面審査の結果を基に、合議により「国際情報発信強化(A)」及び「オープンアクセス刊行支援」の「ヒアリング成果公開」を選定する。
- イ 国際情報発信強化小委員会におけるヒアリングは、計画調書、追加説明資料及び書面審査の結果をもとに行う。
- ウ ヒアリングは、次のとおり行うこととする。
 - a 時間配分の目安
 - (ア) 代表者等から取組内容の説明…………… 10分
 - (イ) 質疑応答…………… 10分
 - (ウ) 審議及びヒアリング結果の記載…………… 10分
 - b 説明者
 - 応募代表者を含め 3名以内
 - c 説明資料
 - 計画調書及び追加説明資料
- エ 採択成果公開の決定
 - a 各審査委員は、ヒアリングを行った成果公開について、「(ア)審査にあたっての着目点(a)～(e)」の各要素に着目し、「(イ)審査基準」により審査を行う。
 - b 国際情報発信強化小委員会は、「国際情報発信強化(A)」及び「オープンアクセス刊行支援」の採択成果公開を決定する。

(ア) 審査にあたっての着目点

- (a) 国際情報発信強化への目標及び評価指標の適切性
 - ・目標及び評価指標(中間及び終了時)は具体的に示されているか。
 - ・目標は国際情報発信の強化、実現が期待できるものか。
 - ・評価指標は改善状況を評価できる適切なものか。
 - ・英文以外の言語での応募の場合、当該言語で発行する妥当な理由となっているか。
- (b) 国際情報発信の取組の内容及び実施計画の妥当性
 - ・取組の内容は、これまでの取組と異なる新たなものとなっているか。
 - ・各年度の実施計画・方法は、目標を達成するために十分練られたものになっているか。
- (c) 新たな取組の準備状況の妥当性
 - ・新たな取組の実施に向け十分な準備がなされているか。
 - ・新たな取組の実施が可能な体制が整備されているか。
- (d) 学術的価値と質の確保
 - ・刊行される学術刊行物は、重要な学術研究の成果の発信という「国際情報発信強化」の目的・性格に照らし、学術的価値が確保されたものであるか。
 - ・レフェリー制等により質の保証された原著論文が迅速かつ積極的に発信されているか。

(e) 補助要求額の妥当性

- ・経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。

(イ) 審査基準

評価	評 価 基 準
A	採択に値するものである
A-	「A」に準ずるものである
B	「A-」よりもやや劣るものである
C	採択に値しない

② 継続成果公開

〔成果公開の採択決定までの進め方〕

国際情報発信強化小委員会は、実施計画の大幅な変更を行おうとする継続成果公開について、合議により採否を決定する。

(3) 国際情報発信強化〔応募区分「国際情報発信強化（B）」〕

① 新規成果公開

〔成果公開の採択決定までの進め方〕

- ア 国際情報発信強化小委員会は審査に先立ち小委員会を開催し、審査にあたっての審査方法等の確認を行う。
- イ 国際情報発信強化小委員会に属する審査委員は、別添10の評定基準等に基づき、計画調書により審査を行う。
- ウ 国際情報発信強化小委員会は、個別の書面審査を行い、その結果に基づき、合議により採択成果公開を決定する。

② 継続成果公開

〔成果公開の採択決定までの進め方〕

国際情報発信強化小委員会は、実施計画の大幅な変更を行おうとする継続成果公開について、合議により採否を決定する。

(4) 学術図書

〔成果公開の採択決定までの進め方〕

- ① 各小委員会は、事前に個別の書面審査を行い、その結果に基づき、合議により採択成果公開の決定及び補欠成果公開の選定を行う。
- ② 各小委員会に属する審査委員は、別添11の評定基準等に基づき、事前に計画調書により審査を行う。
- ③ 運営小委員会は、各小委員会が選定した補欠成果公開について、合議により採択成果公開を決定する。

〔各小委員会等における採択成果公開の決定までの進め方〕

- ① 各小委員会は、審査を円滑に進めるため、審査区分内番号ごとに審査グループを設けることとする。
- ② 各小委員会は、種目ごとに、応募額に基づいて「配分可能額」を按分することにより「配分予定枠」を算出する。
- ③ 「配分予定枠」に100分の5を乗じることにより「調整枠」を算出し、「配分予定枠」から「調整枠」を確保する。
- ④ ②から③を差し引いた額を、審査グループごとの応募額により按分し、算出した額を基にして、次のア～ウのとおり、採択候補成果公開等を選定する。
 - ア 各審査グループにおいて、採択候補成果公開を選定する。

イ 各審査グループにおいて、種目(区分)等にとらわれず、重要な成果公開を採択もしくは重点配分できるようにするために、「配分予定枠」からあらかじめ確保している「調整枠」による採択候補成果公開について検討する。

ウ 各審査グループにおいて、広領域の応募成果公開に対して、該当する分野の各小委員会として付す評点について検討する。

⑤ 各小委員会は、各審査グループが選定した採択候補成果公開について、小委員会全体での合議により必要な調整を行い、次のア～エのとおり、採択成果公開等を決定する。

ア 各小委員会において、採択成果公開を決定する。

イ 各小委員会は、種目(区分)等にとらわれず、「調整枠」による採択成果公開を決定する。

ウ 各小委員会は、補欠成果公開を選定する。

エ 該当する分野の各小委員会において、広領域の応募成果公開に対して、各小委員会として付す評点を決定する。

⑥ 運営小委員会は、各小委員会における評価結果を基に、運営小委員会において合議により必要な調整を行い、広領域の採択成果公開、「調整枠」による採択成果公開及び各小委員会が選定した補欠成果公開の採否を決定する。

〔各成果公開への配分額の調整〕

① 各成果公開への配分額については、配分額に関する審査結果を踏まえた上で、配分総額が「配分予定枠」の範囲となるように、運営小委員会における採択成果公開全体の平均充足率を調整することにより算出される額とする。

② 運営小委員会及び各小委員会は、「配分予定枠」からあらかじめ確保している「調整枠」により、種目(区分)等にとらわれず、重要な成果公開を重点配分できるようにするための調整を行う。

(5) データベース

〔新規成果公開及び継続成果公開の採択決定までの進め方〕

① 各小委員会は、事前に個別の書面審査を行い、その結果に基づき、合議により採択成果公開を決定する。

② 各小委員会に属する審査委員は、別添11の評定基準等に基づき、事前に計画調書により審査を行う。

〔各小委員会等における採択成果公開の決定までの進め方〕

① 各小委員会は、審査を円滑に進めるため、審査区分内番号ごとに審査グループを設けることとする。

② 各小委員会は、種目ごとに、応募額に基づいて「配分可能額」を按分することにより「配分予定枠」を算出する。

③ 「配分予定枠」に100分の5を乗じることにより「調整枠」を算出し、「配分予定枠」から「調整枠」を確保する。

④ ②から③を差し引いた額を、審査グループごとの応募額により按分し、算出した額を基にして、次のア～エのとおり、採択候補成果公開等を選定する。

ア 各審査グループにおいて、採択候補成果公開を選定する。

イ 各審査グループにおいて、すべての採択候補成果公開の中から複数年の内約を行う成果公開(「重点データベース」)に値する候補成果公開の有無について検討する。

ウ 各審査グループにおいて、種目(区分)等にとらわれず、重要な成果公開を採択もしくは重点配分できるようにするために、「配分予定枠」からあらかじめ確保している「調整枠」による採択候補成果公開について検討する。

エ 各審査グループにおいて、広領域の応募成果公開に対して、該当する分野の各小委員会として付す評点について検討する。

⑤ 各小委員会は、各審査グループが選定した採択候補成果公開について、小委員会全

体での合議により必要な調整を行い、次のア～エのとおり、採択成果公開等を決定する。

ア 各小委員会において、採択成果公開を決定する。

イ 各小委員会において、複数年の内約を行う成果公開(「重点データベース」としての採択成果公開を決定する。

ウ 各小委員会は、種目(区分)等にとらわれず、「調整枠」による採択成果公開を決定する。

エ 該当する分野の各小委員会において、広領域の応募成果公開に対して、各小委員会として付す評点を決定する。

⑥ 運営小委員会は、各小委員会における評価結果を基に、運営小委員会において合議により必要な調整を行い、広領域の採択成果公開及び「調整枠」による採択成果公開を決定する。

⑦ 運営小委員会及び各小委員会は、採択成果公開を決定する際に、「配分予定枠」の範囲内で多くの成果公開を採択するために採択成果公開の充足率を著しく下げるなど、不適切な配分予定額の調整は避ける。

〔各成果公開への配分額の調整〕

① 各成果公開への配分額については、配分額に関する審査結果を踏まえた上で、配分総額が「配分予定枠」の範囲となるように、各小委員会における採択成果公開全体の平均充足率を調整することにより算出される額とする。

② 運営小委員会及び各小委員会は、「配分予定枠」からあらかじめ確保している「調整枠」により、種目(区分)等にとらわれず、重要な成果公開を重点配分できるようにするための調整を行う。

十 特別研究員奨励費

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

科学研究費委員会は、総合的な判断の上、採択研究課題を決定する。

十一 国際共同研究加速基金(帰国発展研究)

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

各小委員会は、各小委員会に属する審査委員全員が全ての研究課題について書面審査を行った上で、同一の審査委員が合議審査の場で各応募研究課題について幅広い視点から議論により審査し、採択研究課題を決定する。(総合審査)

〔各小委員会における採択研究課題の決定までの進め方〕

① 審査意見書の作成

書面審査及び合議審査の資料とするため、応募研究課題ごとに選定した3名程度の審査意見書作成者に、審査意見書の作成を依頼する。

審査意見書作成者は、研究計画調書に基づき、別添12の評定基準の各評定要素に着目し、各要素ごとに意見を付す。

② 各小委員会に属する審査委員は、別添12の評定基準に基づき、事前に研究計画調書及び審査意見書により書面審査を行う。

③ 各小委員会は、配分方式により算出した「配分枠」を基に、採択研究課題を決定する。

〔各研究課題への配分額の調整〕

各研究課題への配分額については、配分額に関する審査結果を踏まえた額とする。

十二 継続研究課題(特別推進研究を除く)

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

各小委員会は、研究計画の大幅な変更を行おうとする継続研究課題について、公募要領で定める研究種目(応募区分)等の内容を踏まえ、総合審査においては合議審査、2段階書面審査においては書面審査により採否を決定する。

(審査結果の開示)

第13条 各審査委員の研究課題又は成果公開に対する審査結果が特定されないよう配慮した上で、以下のとおり、審査結果の開示を行う。

一 特別推進研究

採択された研究課題の研究代表者に対して、審査結果の所見を開示するとともに、審査結果の所見の概要を一般に公開する。

また、採択されなかった研究代表者には、各小委員会が審査を行った研究課題の中における当該研究課題のおおよその順位及び審査結果の所見を開示する。

二 基盤研究 (S)

採択された研究課題の研究代表者に対して、審査結果の所見を開示するとともに、審査結果の所見の概要を一般に公開する。

また、採択されなかった研究代表者のうち、応募時に審査結果の開示を希望した者に対して、審査区分における採択されなかった研究課題全体の中でのおおよその順位、審査結果の所見及びその他の評価項目の評価結果を開示する。

三 基盤研究 (A) (応募区分「一般」)

採択されなかった研究代表者のうち、応募時に審査結果の開示を希望した者に対して、各小委員会における採択されなかった研究課題全体の中でのおおよその順位、審査結果の所見及びその他の評価項目の評価結果を開示する。

四 基盤研究 (B) (C) (応募区分「一般」)、若手研究、研究活動スタート支援

採択されなかった研究代表者のうち、応募時に審査結果の開示を希望した者に対して、各小委員会における採択されなかった研究課題全体の中でのおおよその順位、1段階目の書面審査における評定要素ごとの審査結果及びその他の評価項目の評価結果を開示する。

五 挑戦的研究、基盤研究 (B) (C) (応募区分「特設分野研究」)

採択されなかった研究代表者のうち、応募時に審査結果の開示を希望した者に対して、各小委員会におけるおおよその順位を開示する。さらに、合議審査対象課題の研究代表者のうち、採択されなかった者に対して、上記と併せて、当該研究課題の審査結果の所見及びその他の評価項目の評価結果を開示する。

六 奨励研究

採択されなかった研究課題の研究代表者に対して、各小委員会における書面審査結果のおおよその順位及びその他の評価項目の評価結果を開示する。

七 国際情報発信強化

採択されなかった代表者に対して、「国際情報発信強化(A)」及び「オープンアクセス刊行支援」については、当該成果公開の審査結果の所見を開示する。

また、「国際情報発信強化(B)」については、応募時に書面審査の結果の開示を希望した者に対して、採択されなかった成果公開におけるおおよその順位、応募成果公開の各評定要素に係る審査委員の素点(平均点)及び採択された応募成果公開の平均点を開示する。

八 研究成果公开发表、学術図書、データベース

採択されなかった代表者に当該成果公開の審査結果の所見を開示する。

九 国際共同研究加速基金(帰国発展研究)

採択されなかった研究代表者のうち、応募時に審査結果の開示を希望した者に対して、各小委員会におけるおおよその順位及びその他の評価項目の評価結果を開示する。

第3章 研究進捗評価

(研究進捗評価の方針)

第14条 研究進捗評価は、対象となる研究課題の進捗状況を把握し、当該研究のその後の発展に資する目的として行う。

- 2 研究進捗評価を受けた研究課題を継続ないし発展させる目的で、最終年度もしくはその前年度において特別推進研究、基盤研究、又は若手研究に応募がなされた場合は、当該応募研究課題の審査のための資料として進捗評価結果を提供する。
- 3 研究進捗評価の一環として、研究終了時の成果について評価を行う。

(研究進捗評価の対象)

第15条 研究進捗評価は、特別推進研究及び基盤研究(S)の研究課題(平成29年度助成以前に採択された研究課題に限る。)について行う。

(研究進捗評価の実施体制)

第16条 委員会において行う評価は、次に掲げる部会等において行うものとする。

部会等の名称	評価事項
審査・評価第一部会に置く各小委員会	・特別推進研究の研究課題
審査・評価第二部会に置く各小委員会	・基盤研究(S)の研究課題

(研究進捗評価の方法)

第17条 研究進捗評価の方法は、次のとおりとする。

一 特別推進研究

① 研究進捗評価の時期及び方法

- 研究進捗評価は、次の時期に行うヒアリング及び現地調査等を踏まえ、合議により行う。
- 最終年度前年度にヒアリングを実施する。
- 現地調査の時期は、研究課題ごとに各小委員会で判断する。
- 研究終了翌年度に研究期間全体を通して当初の研究目的が達成されたか等、研究成果について検証、評価を実施する。ただし、最終年度前年度の応募課題が採択された場合には、廃止する研究課題の検証は研究期間終了の翌々年度に行う。

② 現地調査の進め方

ア 担当委員の決定

- 各小委員会は、現地調査を行う研究課題ごとに、各小委員会に属する委員及び専門委員のうちから、現地調査を担当する評価者2名程度を担当委員として決定する。担当委員は、担当する研究課題の評価において中心的役割を担う。

イ 現地調査

- a 現地調査で用いる資料
 - 研究進捗状況報告書及び研究計画調書
- b 時間配分の目安
 - 2～3時間程度
- c 研究代表者等からの研究進捗状況等の説明
 - 評価者は、研究代表者の研究室等において、研究代表者及び研究分担者等から研究進捗状況報告書をもとに説明を受ける。
- d 質疑応答
 - 担当委員は、質疑応答において中心的役割を担うとともに、指導・助言等を行う。
- e 現地調査報告書の作成

担当委員は、現地調査の結果を現地調査報告書にまとめ、各小委員会に提出する。

③ ヒアリングの進め方

ア 担当委員の決定

各小委員会は、ヒアリング研究課題ごとに、各小委員会に属する委員及び専門委員のうちから、担当委員を2名程度決定する。担当委員は、担当する研究課題の評価において中心的役割を担う。

イ ヒアリング

a ヒアリングで用いる資料

研究進捗状況報告書、追加説明資料、現地調査報告書及び研究計画調書等

b 時間配分の目安

(ア) 研究代表者等からの研究進捗状況等の説明 …… 10分

(イ) 質疑応答 …… 15分

(ウ) 審議及びヒアリング結果の記載 …… 5分

c 研究代表者等からの研究進捗状況等の説明

研究代表者等(3名以内)から、研究進捗状況報告書及び追加説明資料により説明を受ける。

d 質疑応答

担当委員は、質疑応答において中心的役割を担う。

e 審議及びヒアリング結果の記載

研究課題ごとにヒアリング終了後、評価者による審議を行い、「⑤(ア)評価に当たっての着目点(a)～(e)」の各要素に着目し、「⑤(イ)評価基準」により評価を行う。

④ 合議の進め方

ア 各小委員会

各小委員会は、現地調査を行った研究課題について、担当委員から現地調査報告書に基づく報告を受け、合議により評価コメント案を作成する。

ヒアリングを行った研究課題について、「⑤(ア)評価に当たっての着目点(a)～(e)」の各要素に着目し、「⑤(イ)評価基準」により合議を行い、研究進捗評価案を作成する。

なお、研究計画の変更、研究経費の減額又は研究の中止の必要性について検討する場合は、その具体的内容について慎重に判断する。

また、学術研究以外で問題があった場合は、評価コメント案及び研究進捗評価案に「F」を付し、その内容を示す。

研究進捗評価(検証)を行った研究課題について、十分進展した研究成果だった場合、又は、期待した研究成果が挙げられなかった場合等、研究進捗評価結果と異なる場合は、研究進捗評価の評価基準を準用して、検証結果として評点を付すことができる。

イ 運営小委員会

運営小委員会は、評価コメント案及び研究進捗評価案について合議を行い、評価コメント及び研究進捗評価を決定し、その結果を委員会に報告する。

⑤ 評価に当たっての着目点及び評価基準

(ア) 評価に当たっての着目点

(a) 研究の進展状況

- ・当初の研究目的に沿って、着実に研究が進展しているか。
- ・今後の研究推進上、問題となる点はないか。

(b) これまでの研究成果

- ・当初の研究目的に照らして、現時点で期待された成果をあげているか。(あげつつあるか。)

- ・研究内容・研究成果の積極的な公表、普及に努めているか。
- (c) 研究組織
 - ・同一又は複数の研究機関に所属する研究者が数人で共同して行う研究においては、研究組織が研究者相互に有機的連携が保たれ、研究が効率的に進められるものとなっているか。
- (d) 研究費の使用
 - ・購入された設備等は有効に活用されているか。
 - ・その他、研究費は効果的に使用されているか。
- (e) 研究目的の達成見込み
 - ・研究期間が終了するまでの間に研究目的を達成する見込みがあるか。
 - ・今後の研究計画・方法の妥当性はどうか。

(イ) 評価基準

区分	評 価 基 準
A+	当初目標を超える研究の進展があり、期待以上の成果が見込まれる
A	当初目標に向けて順調に研究が進展しており、期待どおりの成果が見込まれる
A-	当初目標に向けて概ね順調に研究が進展しており、一定の成果が見込まれるが、一部に遅れ等が認められるため、今後努力が必要である
B	当初目標に対して研究が遅れており、今後一層の努力が必要である
C	当初目標より研究が遅れ、研究成果が見込まれないため、研究経費の減額又は研究の中止が適当である

二 基盤研究（S）

① 研究進捗評価の時期及び方法

研究進捗評価は、次の時期に行う書面評価等を踏まえ、合議により行う。

最終年度前年度に書面により実施する。

研究終了翌年度に研究期間全体を通して当初の研究目的が達成されたか等研究成果について検証、評価を実施する。ただし、最終年度前年度の応募課題が採択された場合には、廃止する研究課題の検証は研究期間終了の翌々年度に行う。

なお、書面による評価で判断できない場合は、現地調査又はヒアリングを行う。

② 書面評価の進め方

ア 評価意見書の作成

各小委員会幹事は、研究進捗評価を行う研究課題ごとに選定した3名程度の評価協力者に、評価意見書の作成を依頼する。

評価協力者は、研究代表者が作成する研究進捗状況報告書及び関係書類（研究計画調書、交付申請書及び実績報告書（収支決算報告書））等に基づき、評価意見書を作成する。

イ 担当委員の決定及び評価コメント票の作成

各小委員会は、研究進捗評価を行う研究課題ごとに、各小委員会に属する委員及び専門委員のうちから、評価者2名程度を担当委員として決定する。担当委員は、必要に応じて評価協力者の協力を得て、担当する研究課題の評価において中心的役割を担う。

担当委員は、研究進捗状況報告書、関係書類及び評価意見書に基づき、評価コメント票を作成する。

ウ 各小委員会の評価

小委員会は、研究進捗状況報告書、関係書類、評価意見書及び評価コメント票に基づき評価を行う。

③ 現地調査の進め方

a 質問事項

研究代表者に対して、事前に書面による評価で明らかにされなかった点を中心として質問事項を提示する。

b 現地調査で用いる資料

研究進捗状況報告書及び関係書類(研究計画調書、交付申請書及び実績報告書(収支決算報告書))等をもとに行う。

c 時間配分の目安

2～3時間程度

d 研究代表者等からの研究進捗状況等の説明

評価者等は、研究代表者の研究室等において、研究代表者及び研究分担者等から事前に提示した質問事項を中心に説明を受ける。

e 質疑応答

担当委員は、質疑応答において中心的役割を担うとともに、指導・助言等を行う。また、必要に応じて評価協力者の協力を受けるものとする。

f 現地調査報告書の作成

担当委員は、現地調査の結果を現地調査報告書にまとめ、運営小委員会に提出する。

④ ヒアリングの進め方

a 質問事項

研究代表者に対して、事前に書面等による評価で明らかにされなかった点を中心として質問事項を提示する。

b ヒアリングで用いる資料

研究進捗状況報告書、追加説明資料及び関係書類(研究計画調書、交付申請書及び実績報告書(収支決算報告書))等をもとに行う。

c 時間配分の目安

(ア) 研究代表者等からの研究進捗状況等の説明 …… 7分

(イ) 質疑応答 …… 8分

(ウ) 審議及びヒアリング結果の記載 …… 5分

d 研究代表者等からの研究進捗状況等の説明

研究代表者等(3名以内)から、事前に提示した質問事項を中心に説明を受ける。

e 質疑応答

担当委員は、質疑応答において中心的役割を担う。また、必要に応じて評価協力者の協力を受けるものとする。

f 審議及びヒアリング結果の記載

研究課題ごとにヒアリング終了後、評価者等による審議を行い、「⑥(ア)評価に当たっての着目点(a)～(e)」の各要素に着目し、「⑥(イ)評価基準」により評価を行う。

⑤ 合議の進め方

ア 各小委員会

各小委員会は、書面評価及びヒアリングを行った研究課題について、「⑥(ア)評価に当たっての着目点(a)～(e)」の各要素に着目し、「⑥(イ)評価基準」により合議を行い、研究進捗評価案を作成する。

なお、「評価基準」が「C」の場合は、研究経費の減額又は研究の中止について検討する。

また、学術研究以外で問題があった場合は、その内容とともに、「⑥(イ)評価基準」で整理した区分に「F」を付す。

研究進捗評価(検証)を行った研究課題について、十分進展した研究成果だった場合、又は、期待した研究成果が挙げられなかった場合等、研究進捗評価結果と異なる場合は、研究

進捗評価の評価基準を準用して、検証結果として評点を付すことができる。

イ 運営小委員会

運営小委員会は、研究進捗評価案について合議を行い、研究進捗評価を決定し、その結果を委員会に報告する。

⑥ 評価に当たっての着目点及び評価基準

(ア) 評価に当たっての着目点

(a) 研究の進展状況

- ・当初の研究目的に沿って、着実に研究が進展しているか。
- ・今後の研究推進上、問題となる点はないか。

(b) これまでの研究成果

- ・当初の研究目的に照らして、現時点で期待された成果をあげているか。(あげつつあるか。)
- ・研究内容・研究成果の積極的な公表、普及に努めているか。

(c) 研究組織

- ・同一又は複数の研究機関に所属する研究者が数人で共同して行う研究においては、研究組織が研究者相互に有機的連携が保たれ、研究が効率的に進められるものとなっているか。

(d) 研究費の使用

- ・購入された設備等は有効に活用されているか。
- ・その他、研究費は効果的に使用されているか。

(e) 研究目的の達成見込み

- ・研究期間が終了するまでの間に研究目的を達成する見込みがあるか。
- ・今後の研究計画・方法の妥当性はどうか。

(イ) 評価基準

区分	評 価 基 準
A+	当初目標を超える研究の進展があり、期待以上の成果が見込まれる
A	当初目標に向けて順調に研究が進展しており、期待どおりの成果が見込まれる
A-	当初目標に向けて概ね順調に研究が進展しており、一定の成果が見込まれるが、一部に遅れ等が認められるため、今後努力が必要である
B	当初目標に対して研究が遅れており、今後一層の努力が必要である
C	当初目標より研究が遅れ、研究成果が見込まれないため、研究経費の減額又は研究の中止が適当である

(研究進捗評価結果の開示等)

第18条 研究進捗評価結果は、各評価者及び評価協力者の個別評価結果が特定されないように配慮した上で、評価結果及び所見を研究代表者に開示するとともに、独立行政法人日本学術振興会ホームページ等により公表する。

2 所見の公表にあたっては、特許権等の知的財産権の保護に配慮する。

第4章 中間評価

(中間評価の方針)

第19条 中間評価の方針は以下のとおりとする。

一 研究課題に対する中間評価

中間評価は、対象となる研究課題の進捗状況を把握するとともに、当該研究の今後の発展に資することを目的として行う。

二 成果公開に対する中間評価

- (1) 中間評価は、対象となる成果公開の進捗状況を把握し、当該成果公開のその後の取組に資する目的として行う。
- (2) 中間評価を受けた成果公開を発展させる目的で、最終年度において国際情報発信強化に応募がなされた場合は、当該応募成果公開の審査資料として中間評価結果を提供する。

(中間評価の対象)

第20条 中間評価は、特別推進研究及び基盤研究(S)の研究課題(平成30年度以降に採択された研究課題に限る。)並びに国際情報発信強化の成果公開について行う。

(中間評価の実施体制)

第21条 委員会において行う評価は、次に掲げる部会等において行うものとする。

部会等の名称	評価事項
審査・評価第一部会に置く各小委員会	・特別推進研究の研究課題
審査・評価第二部会に置く各小委員会	・基盤研究(S)の研究課題
成果公開部会国際情報発信強化小委員会	・国際情報発信強化の成果公開

(中間評価の方法)

第22条 中間評価の方法は、次のとおりとする。

一 特別推進研究

① 中間評価の時期及び方法

中間評価は、次に掲げる時期に、ヒアリングを踏まえ合議により行う。

研究期間	中間評価の実施時期
3年間	2年度目
4～5年間	3年度目
6～7年間	4年度目

なお、ヒアリングによる評価で判断できない場合は、現地調査を行う。

② ヒアリングの進め方

ア 担当委員の決定

各小委員会は、中間評価を行う研究課題ごとに、各小委員会に属する委員及び専門委員のうちから、担当委員を2名程度決定する。担当委員は、担当する研究課題の評価において中心的役割を担う。

イ ヒアリング

a ヒアリングで用いる資料

中間評価報告書、追加説明資料及び研究計画調書等

b 時間配分の目安

(ア) 研究代表者等からの研究進捗状況等の説明 …… 10分

- (イ) 質疑応答 15分
- (ウ) 審議及びヒアリング結果の記載 5分
- c 研究代表者等からの研究進捗状況等の説明
 - 研究代表者等(3名以内)から、中間評価報告書及び追加説明資料により説明を受ける。
- d 質疑応答
 - 担当委員は、質疑応答において中心的役割を担う。
- e 審議及びコメント票の記載
 - 研究課題ごとにヒアリング終了後、評価者による審議を行い、「⑤(ア)評価に当たっての着目点(a)～(d)」の各要素に着目し、「⑤(イ)評価基準」により評価を行う。

③ 現地調査の進め方

- a 質問事項
 - 研究代表者に対して、事前にヒアリングによる評価で明らかにされなかった点を中心として質問事項を提示する。
- b 現地調査で用いる資料
 - 中間評価報告書、追加説明資料及び研究計画調書等
- c 時間配分の目安
 - 2～3時間程度
- d 研究代表者等からの研究進捗状況等の説明
 - 評価者は、研究代表者の研究室等において、研究代表者及び研究分担者等から事前に提示した質問事項を中心に説明を受ける。
- e 質疑応答
 - 担当委員は、質疑応答において中心的役割を担うとともに、指導・助言等を行う。
- f 現地調査報告書の作成
 - 担当委員は、現地調査の結果を現地調査報告書にまとめ、運営小委員会に提出する。

④ 合議の進め方

ア 各小委員会

各小委員会は、ヒアリングを行った研究課題について、「⑤(ア)評価に当たっての着目点(a)～(d)」の各要素に着目し、「⑤(イ)評価基準」により合議を行い、中間評価案を作成する。
 なお、「評価基準」が「C」の場合は、研究経費の減額又は研究の中止について検討する。
 また、学術研究以外で問題があった場合は、評価コメント案にその内容を示すとともに、中間評価案に「F」を付す。

イ 運営小委員会

運営小委員会は、評価コメント案及び中間評価案について合議を行い、評価コメント及び中間評価を決定し、その結果を委員会に報告する。

⑤ 評価に当たっての着目点及び評価基準

(ア) 評価に当たっての着目点

- (a) 研究の進展状況
 - ・当初予見していなかった展開を含め、当初の研究目的又はそれと同等以上の研究の進展が見られるか。
 - ・今後の研究推進上、問題となる点はないか。
 - ・関連する学術分野の発展に対し、革新的な貢献をする見込みがあるか。
 - ・今後の研究計画・方法の妥当性はどうか。
- (b) これまでの研究成果
 - ・当初予見していなかった成果を含め、国際的に当該研究分野を牽引する卓越した成果をあげているか。(あげつつあるか。)

- (c) 研究組織
 - ・研究分担者等と数人で共同して行う研究においては、研究者相互に有機的連携が保たれ、研究が効果的に進められているか。
- (d) 研究費の使用
 - ・購入された設備等は有効に活用されているか。
 - ・その他、研究費は効果的に使用されているか。

(イ) 評価基準

区分	評 価 基 準
A+	想定を超える研究の進展があり、期待以上の成果が見込まれる
A	順調に研究が進展しており、期待どおりの成果が見込まれる
A-	概ね順調に研究が進展しており、一定の成果が見込まれるが、一部に遅れ等が認められるため、今後努力が必要である
B	研究が遅れており、今後一層の努力が必要である
C	研究が遅れ、研究成果が見込まれないため、研究経費の減額又は研究の中止が適当である

二 基盤研究（S）

① 中間評価の時期及び方法

中間評価は、原則として、3年度目に書面により実施する。ただし、研究期間が3年の場合は2年目に行う。

なお、書面による評価で判断できない場合は、現地調査又はヒアリングを行う。

② 書面評価の進め方

ア 評価意見書の作成

各小委員会は、中間評価を行う研究課題ごとに選定した3名程度の評価協力者に、評価意見書の作成を依頼する。

評価協力者は、研究代表者が作成する中間評価報告書及び関係書類（研究計画調書、交付申請書及び実績報告書（収支決算報告書））等に基づき、評価意見書を作成する。

イ 担当委員の決定及び中間評価コメント票の作成

各小委員会は、中間評価を行う研究課題ごとに、各小委員会に属する委員及び専門委員のうちから、評価者2名程度を担当委員として決定する。担当委員は、必要に応じて評価協力者の協力を得て、担当する研究課題の評価において中心的役割を担う。

担当委員は、中間評価報告書、関係書類及び評価意見書に基づき、中間評価コメント票を作成する。

ウ 各小委員会の評価

小委員会は、中間評価報告書、関係書類、評価意見書及び中間評価コメント票に基づき評価を行う。

③ 現地調査の進め方

a 質問事項

研究代表者に対して、事前に書面による評価で明らかにされなかった点を中心として質問事項を提示する。

b 現地調査で用いる資料

中間評価報告書及び関係書類（研究計画調書、交付申請書及び実績報告書（収支決算報告書））等をもとに行う。

c 時間配分の目安

2～3時間程度

d 研究代表者等からの研究進捗状況等の説明

評価者等は、研究代表者の研究室等において、研究代表者及び研究分担者等から事前に提示した質問事項を中心に説明を受ける。

e 質疑応答

担当委員は、質疑応答において中心的役割を担うとともに、指導・助言等を行う。また、必要に応じて評価協力者の協力を受けるものとする。

f 現地調査報告書の作成

担当委員は、現地調査の結果を現地調査報告書にまとめ、運営小委員会に提出する。

④ ヒアリングの進め方

a 質問事項

研究代表者に対して、事前に書面等による評価で明らかにされなかった点を中心として質問事項を提示する。

b ヒアリングで用いる資料

中間評価報告書、追加説明資料及び関係書類(研究計画調書、交付申請書及び実績報告書(収支決算報告書))等をもとに行う。

c 時間配分の目安

(ア) 研究代表者等からの研究進捗状況等の説明 …… 7分

(イ) 質疑応答 …… 8分

(ウ) 審議及びヒアリング結果の記載 …… 5分

d 研究代表者等からの研究進捗状況等の説明

研究代表者等(3名以内)から、事前に提示した質問事項を中心に説明を受ける。

e 質疑応答

担当委員は、質疑応答において中心的役割を担う。また、必要に応じて評価協力者の協力を受けるものとする。

f 審議及びコメント票の記載

研究課題ごとにヒアリング終了後、評価者等による審議を行い、「⑥(ア)評価に当たっての着目点(a)～(d)」の各要素に着目し、「⑥(イ)評価基準」により評価を行う。

⑤ 合議の進め方

ア 各小委員会

各小委員会は、書面評価及びヒアリングを行った研究課題について、「⑥(ア)評価に当たっての着目点(a)～(d)」の各要素に着目し、「⑥(イ)評価基準」により合議を行い、中間評価案を作成する。

なお、「評価基準」が「C」の場合は、研究経費の減額又は研究の中止について検討する。

また、学術研究以外で問題があった場合は、評価コメント案にその内容を示すとともに、中間評価案に「F」を付す。

イ 運営小委員会

運営小委員会は、中間評価案について合議を行い、中間評価を決定し、その結果を委員会に報告する。

⑥ 評価に当たっての着目点及び評価基準

(ア) 評価に当たっての着目点

(a) 研究の進展状況

- ・当初予見していなかった展開を含め、当初の研究目的又はそれと同等以上の研究の進展が見られるか。
- ・今後の研究推進上、問題となる点はないか。
- ・関連する学術分野の発展に対し、革新的な貢献をする見込みがあるか。

- ・今後の研究計画・方法の妥当性かどうか。
- (b) これまでの研究成果
 - ・当初予見していなかった成果を含め、国際的に当該研究分野を牽引する卓越した成果をあげているか。(あげつつあるか。)
- (c) 研究組織
 - ・研究分担者等と数人で共同して行う研究においては、研究者相互に有機的連携が保たれ、研究が効果的に進められているか。
- (d) 研究費の使用
 - ・購入された設備等は有効に活用されているか。
 - ・その他、研究費は効果的に使用されているか。

(イ) 評価基準

区分	評 価 基 準
A+	想定を超える研究の進展があり、期待以上の成果が見込まれる
A	順調に研究が進展しており、期待どおりの成果が見込まれる
A-	概ね順調に研究が進展しており、一定の成果が見込まれるが、一部に遅れ等が認められるため、今後努力が必要である
B	研究が遅れており、今後一層の努力が必要である
C	研究が遅れ、研究成果が見込まれないため、研究経費の減額又は研究の中止が適当である

三 国際情報発信強化

(1) 国際情報発信強化 (A) ・オープンアクセス刊行支援

① 中間評価の時期及び方法

中間評価は、次の時期に行うヒアリングを踏まえ、合議により行う。
成果公開の助成期間3年目にヒアリングを実施する。

② ヒアリングの進め方

ア 担当委員の決定

小委員会は、中間評価を行う成果公開ごとに、小委員会に属する委員のうちから、評価者2名を担当委員として決定する。担当委員は、担当する成果公開の評価において中心的役割を担う。

担当委員は、中間評価報告書、関係書類に基づき、評価コメント票を作成する。

イ ヒアリング

小委員会は、中間評価報告書、関係書類に基づき、評価を行う。

a ヒアリングで用いる資料

中間評価報告書、追加説明資料及び関係書類(計画調書、交付申請書及び実績報告書)等をもとに行う。

b 時間配分の目安

(ア) 代表者等からの事業進捗状況等の説明…………… 10分

(イ) 質疑応答 …………… 10分

(ウ) 審議及びヒアリング結果の記載 …………… 10分

c 代表者等からの事業進捗状況等の説明

代表者等(3名以内)から、中間評価報告書及び追加資料により説明を受ける。

d 質疑応答

担当委員は、質疑応答において中心的役割を担う。

e 審議及びコメント票の記載

成果公開ごとにヒアリング終了後、評価者等による審議を行い、「④(ア)評価に当たっての着目点(a)～(d)」の各要素に着目し、「④(イ)評価基準」によりコメント票の記載を行う。

③ 合議の進め方

小委員会

小委員会は、ヒアリングを行った成果公開について、「④(ア)評価に当たっての着目点(a)～(d)」の各要素に着目し、「④(イ)評価基準」により合議を行い、中間評価を作成する。

なお、「評価基準」が「B」の場合は経費の減額について、「C」の場合は取組の中止について検討する。

また、取組以外で問題があった場合は、その内容とともに「④(イ)評価基準」で整理した区分に「F」を付す。

④ 評価に当たっての着目点及び評価基準

(ア) 評価に当たっての着目点

(a) 国際情報発信強化への目標の達成状況及び評価指標の改善・向上

- ・当初に設定された目標は、中間評価の時点においてどの程度達成されているか。
- ・当初に設定された評価指標は、中間評価の時点においてどの程度改善・向上しているか。

(b) 国際情報発信の取組内容及び実施計画の実施状況

- ・これまでの取組内容及び実施計画・方法は、当初の予定通り実施されているか。
- ・今後の取組内容及び実施計画・方法は、目標を達成するために適切な計画となっているか。

(c) 補助事業終了後の継続性

- ・補助事業終了後、事業を継続できる見通しがあるか。

(d) 使用された経費の妥当性

- ・新たな取組として使用された経費の内容は妥当であり、また有効に使用されているか。

(イ) 評価基準

区分	評 価 基 準
A+	当初計画を上回っており、かつ改善した評価指標による目標達成が見込まれる。
A	当初計画が達成されつつあり、今後の目標達成が見込まれる。
A-	当初計画より一部遅れは見られるが、概ね今後の目標達成が見込まれる。
B	今後の目標達成の見込みはあるが、経費の使用に問題があるため、経費の減額が適当である。
C	今後の目標達成が見込まれないため、取組の中止が適当である。

(2) 国際情報発信強化 (B)

① 中間評価の時期及び方法

中間評価は、次の時期に行う書面評価を踏まえ、合議により行う。

成果公開の助成期間3年目に書面評価を実施する。

なお、書面による評価で判断できない場合は、ヒアリングを行う。

② 書面評価の進め方

ア 担当委員の決定及び評価コメント票の作成

小委員会は、中間評価を行う成果公開ごとに、小委員会に属する委員のうちから、評価者2名を担当委員として決定する。担当委員は、担当する成果公開の評価において中心的役割

を担う。

担当委員は、中間評価報告書、関係書類に基づき、評価コメント票を作成する。書面のみで判断が困難な場合、ヒアリングを行う。

イ 小委員会の評価

小委員会は、中間評価報告書、関係書類に基づき、評価を行う。

③ ヒアリングの進め方

ヒアリング

小委員会は、中間評価報告書、関係書類に基づき、評価を行う。

a ヒアリングで用いる資料

中間評価報告書、追加説明資料及び関係書類(計画調書、交付申請書及び実績報告書)等をもとに行う。

b 時間配分の目安

(ア) 代表者等からの事業進捗状況等の説明…… 10分

(イ) 質疑応答…… 10分

(ウ) 審議及びヒアリング結果の記載…… 10分

c 代表者等からの事業進捗状況等の説明

代表者等(3名以内)から、中間評価報告書及び追加資料により説明を受ける。

d 質疑応答

担当委員は、質疑応答において中心的役割を担う。

e 審議及びコメント票の記載

成果公開ごとにヒアリング終了後、評価者等による審議を行い、「⑤(ア)評価に当たっての着目点(a)～(d)」の各要素に着目し、「⑤(イ)評価基準」によりコメント票の記載を行う。

④ 合議の進め方

小委員会

小委員会は、書面評価及びヒアリングを行った成果公開について、「⑤(ア)評価に当たっての着目点(a)～(d)」の各要素に着目し、「⑤(イ)評価基準」により合議を行い、中間評価を作成する。

なお、「評価基準」が「B」の場合は経費の減額について、「C」の場合は事業の中止について検討する。

また、取組以外で問題があった場合は、その内容とともに「⑤(イ)評価基準」で整理した区分に「F」を付す。

⑤ 評価に当たっての着目点及び評価基準

(ア) 評価に当たっての着目点

(a) 国際情報発信強化への目標の達成状況及び評価指標の改善・向上

・当初に設定された目標は、中間評価の時点においてどの程度達成されているか。

・当初に設定された評価指標は、中間評価の時点においてどの程度改善・向上しているか。

(b) 国際情報発信の取組内容及び実施計画の実施状況

・これまでの取組内容及び実施計画・方法は、当初の予定通り実施されているか。

・今後の取組内容及び実施計画・方法は、目標を達成するために適切な計画となっているか。

(c) 補助事業終了後の継続性

・補助事業終了後、事業を継続できる見通しがあるか。

(d) 使用された経費の妥当性

・新たな取組として使用された経費の内容は妥当であり、また有効に使用されている

か。

(イ) 評価基準

区分	評 価 基 準
A+	当初計画を上回っており、かつ改善した評価指標による目標達成が見込まれる。
A	当初計画が達成されつつあり、今後の目標達成が見込まれる。
A-	当初計画より一部遅れは見られるが、概ね今後の目標達成が見込まれる。
B	今後の目標達成の見込みはあるが、経費の使用に問題があるため、経費の減額が適当である。
C	今後の目標達成が見込まれないため、取組の中止が適当である。

(中間評価結果の開示等)

第23条 中間評価は、各評価者及び評価協力者の個別評価結果が特定されないように配慮した上で、評価結果及び所見を代表者に開示するとともに、独立行政法人日本学術振興会ホームページ等により公表する。

2 所見の公表にあたっては、特許権等の知的財産権の保護に配慮する。

第5章 事後評価

(事後評価の方針)

第24条 事後評価は、対象となる研究課題の目的達成度等を把握するとともに、当該研究の今後の発展に資することを目的として行う。

(事後評価の対象)

第25条 事後評価は、特別推進研究及び基盤研究(S)の研究課題(平成30年度助成以降に採択された研究課題に限る。)について行う。

(事後評価の実施体制)

第26条 委員会において行う評価は、次に掲げる部会等において行うものとする。

部会等の名称	評価事項
審査・評価第一部会に置く各小委員会	・特別推進研究の研究課題
審査・評価第二部会に置く各小委員会	・基盤研究(S)の研究課題

(事後評価の方法)

第27条 事後評価の方法は、次のとおりとする。

一 特別推進研究

① 事後評価の時期及び方法

事後評価は、研究の終了翌年度に書面により実施する。

ただし、最終年度前年度の応募課題が採択された場合には、廃止する研究課題の事後評価は研究期間終了の翌々年度に行う。

② 書面評価の進め方

ア 担当委員の決定及び評価コメント票の作成

各小委員会は、事後評価を行う研究課題ごとに、各小委員会に属する委員及び専門委員のうちから、評価者2名程度を担当委員として決定する。担当委員は、担当する研究課題の評価において中心的役割を担う。

担当委員は、事後評価報告書、関係書類に基づき、事後評価コメント票を作成する。

イ 各小委員会の評価

小委員会は、事後評価報告書、関係書類及び事後評価コメント票に基づき評価を行う。

③ 合議の進め方

ア 各小委員会

各小委員会は、書面評価を行った研究課題について、「④(ア)評価に当たっての着目点(a)～(c)」の各要素に着目し、「④(イ)評価基準」により合議を行い、事後評価案を作成する。

また、学術研究以外で問題があった場合は、評価コメント案にその内容を示すとともに、中間評価案に「F」を付す。

イ 運営小委員会

運営小委員会は、事後評価結果案について合議を行い、事後評価を決定し、その結果を委員会に報告する。

④ 評価に当たっての着目点及び評価基準

(ア) 評価に当たっての着目点

(a) 研究目的の達成度

・当初予見していなかった展開を含め、当初の研究目的又はそれと同等以上の研究の進展が

- あったか。
- ・研究推進時に生じた問題への対応は適切であったか。
- ・関連する学術分野の発展に対し、革新的な貢献があったか。
- (b) 研究成果
 - ・当初予見していなかった成果を含め、国際的に当該研究分野を牽引する卓越した成果をあげたか。
- (c) 研究費の使用
 - ・購入された設備等は有効に活用されたか。
 - ・その他、研究費は効果的に使用されたか。

(イ) 評価基準

区分	評 価 基 準
A+	期待以上の成果があった
A	期待どおりの成果があった
A-	概ね期待どおりの成果があったが、一部十分ではなかった
B	十分ではなかったが一応の成果があった
C	期待された成果が上がらなかった

二 基盤研究（S）

① 事後評価の時期及び方法

事後評価は、研究の終了翌年度に書面により実施する。

ただし、最終年度前年度の応募課題が採択された場合には、廃止する研究課題の事後評価は研究期間終了の翌々年度に行う。

② 書面評価の進め方

ア 担当委員の決定及び評価コメント票の作成

各小委員会は、事後評価を行う研究課題ごとに、各小委員会に属する委員及び専門委員のうちから、評価者2名程度を担当委員として決定する。担当委員は、担当する研究課題の評価において中心的役割を担う。

担当委員は、事後評価報告書及び関係書類に基づき、事後評価コメント票を作成する。

イ 各小委員会の評価

小委員会は、事後評価報告書、関係書類及び事後評価コメント票に基づき評価を行う。

③ 合議の進め方

ア 各小委員会

各小委員会は、書面評価を行った研究課題について、「④(ア)評価に当たっての着目点(a)～(c)」の各要素に着目し、「④(イ)評価基準」により合議を行い、事後評価案を作成する。

また、学術研究以外で問題があった場合は、評価コメント案にその内容を示すとともに、中間評価案に「F」を付す。

イ 運営小委員会

運営小委員会は、事後評価結果案について合議を行い、事後評価を決定し、その結果を委員会に報告する。

④ 評価に当たっての着目点及び評価基準

(ア) 評価に当たっての着目点

(a) 研究目的の達成度

- ・当初予見していなかった展開を含め、当初の研究目的又はそれと同等以上の研究の進展

があったか。

- ・研究推進時に生じた問題への対応は適切であったか。
- ・関連する学術分野の発展に対し、革新的な貢献があったか。

(b) 研究成果

- ・当初予見していなかった成果を含め、国際的に当該研究分野を牽引する卓越した成果をあげたか。

(c) 研究費の使用

- ・購入された設備等は有効に活用されたか。
- ・その他、研究費は効果的に使用されたか。

(イ) 評価基準

区分	評 価 基 準
A+	期待以上の成果があった
A	期待どおりの成果があった
A-	概ね期待どおりの成果があったが、一部十分ではなかった
B	十分ではなかったが一応の成果があった
C	期待された成果が上がらなかった

(事後評価結果の開示等)

第28条 事後評価は、各評価者の個別評価結果が特定されないように配慮した上で、評価結果及び所見を代表者の開示するとともに、独立行政法人日本学術振興会ホームページ等により公表する。

2 所見の公表にあたっては、特許権等の知的財産権の保護に配慮する。

第6章 追跡評価

(追跡評価の方針)

第29条 追跡評価は、対象となる研究課題が研究終了後、一定期間経た後にその研究成果から生み出された効果・効用や波及効果を検証することを目的に行う。

(追跡評価の実施体制)

第30条 委員会において行う評価は、次に掲げる部会等において行うものとする。

部会等の名称	評価事項
審査・評価第一部会に置く各小委員会	・特別推進研究の研究課題

(追跡評価の方法)

第31条 追跡評価の方法は、次のとおりとする。

一 特別推進研究

(1) 追跡評価の時期及び方法

研究が終了して5年間を経た研究課題に対して書面により実施する。

また、研究代表者の対応が困難な場合にあつては、研究課題の研究分担者として参加していた者に要請できることとする。ただし、第4条第5号の規定にかかわらず、真にやむを得ない理由により研究代表者等の協力が得られない場合には、追跡評価を行わないことができる。

(2) 追跡評価の進め方

① 評価意見書の作成

研究課題ごとに選定した2名程度の評価協力者に、評価意見書の作成を依頼する。

評価協力者は、研究代表者等が作成する自己評価書及び関係書類(研究成果報告書、研究進捗評価結果)等に基づき、「(4)評価に当たっての着目点(a)～(c)」の各要素に着目し、評価基準により評価意見書を作成する。

② 担当委員の決定及び評価コメント票の作成

各小委員会は、研究課題ごとに、各小委員会に属する委員及び専門委員のうちから、担当委員を2名程度決定する。担当委員は、必要に応じて評価協力者の協力を得て、担当する研究課題の評価において中心的な役割を担う。

担当委員は、自己評価書、関係書類(研究成果報告書、研究進捗評価結果)及び評価意見書等に基づき、評価コメント票を作成する。

③ 各小委員会の評価

各小委員会は、自己評価書、関係書類(研究成果報告書、研究進捗評価結果)、評価意見書及び評価コメント票等に基づき、評価を行う。

(3) 合議の進め方

① 各小委員会

各小委員会は、書面評価を行った研究課題について、「(4)評価に当たっての着目点(a)～(c)」の各要素に着目し、合議により追跡評価の所見案を作成する。

② 運営小委員会

運営小委員会は、追跡評価の所見案について合議を行い、追跡評価の所見を決定し、その結果を委員会に報告する。

(4) 評価に当たっての着目点及び評価基準

- (a) 当該研究課題の研究期間終了後、研究代表者等の研究は順調に発展し、また、研究代表者等によって新たな発見・知見は生み出されているか。

ただし、研究期間終了後における研究代表者等の研究環境の変化(例えば退職)等の事情により研究が進めにくい状況も想定されるため、そのような状況が確認できる場合にあっては、評価の際に配慮する。

- ・研究の発展の程度はどうか。
- ・新たな発見・知見は生み出されているか。

区分	評価基準
A+	格段に発展を遂げ、新たな発見・知見が生み出されている
A	順調に発展している
B	順調な発展とは考えにくい

- (b) 研究成果は、他の研究者に活用されているか。

- ・学界への貢献度はどうか。
- ・論文の引用状況はどうか。

区分	評価基準
A+	他の研究者に対し絶大な貢献がある
A	他の研究者に対し十分な貢献がある
B	他の研究者に対する貢献度は低い

- (c) 研究成果の社会還元等の状況はどうか。

- ・研究成果は社会還元されているか。
- ・研究計画に関与した若手研究者は成長しているか。

区分	評価基準
A+	社会還元、若手研究者の育成に大いに貢献している
A	社会還元、若手研究者の育成のいずれかに貢献があった
B	社会還元、若手研究者の育成に対する貢献はあまりない

(追跡評価結果の開示等)

第32条 追跡評価結果は、各評価者及び評価協力者の個別評価結果が特定されないように配慮した上で、各部会における評価の所見を研究代表者に開示するとともに、独立行政法人日本学術振興会ホームページ等により公表する。

2 評価の所見の公表にあたっては、特許権等の知的財産権の保護に配慮する。

附則（平成29年8月28日）

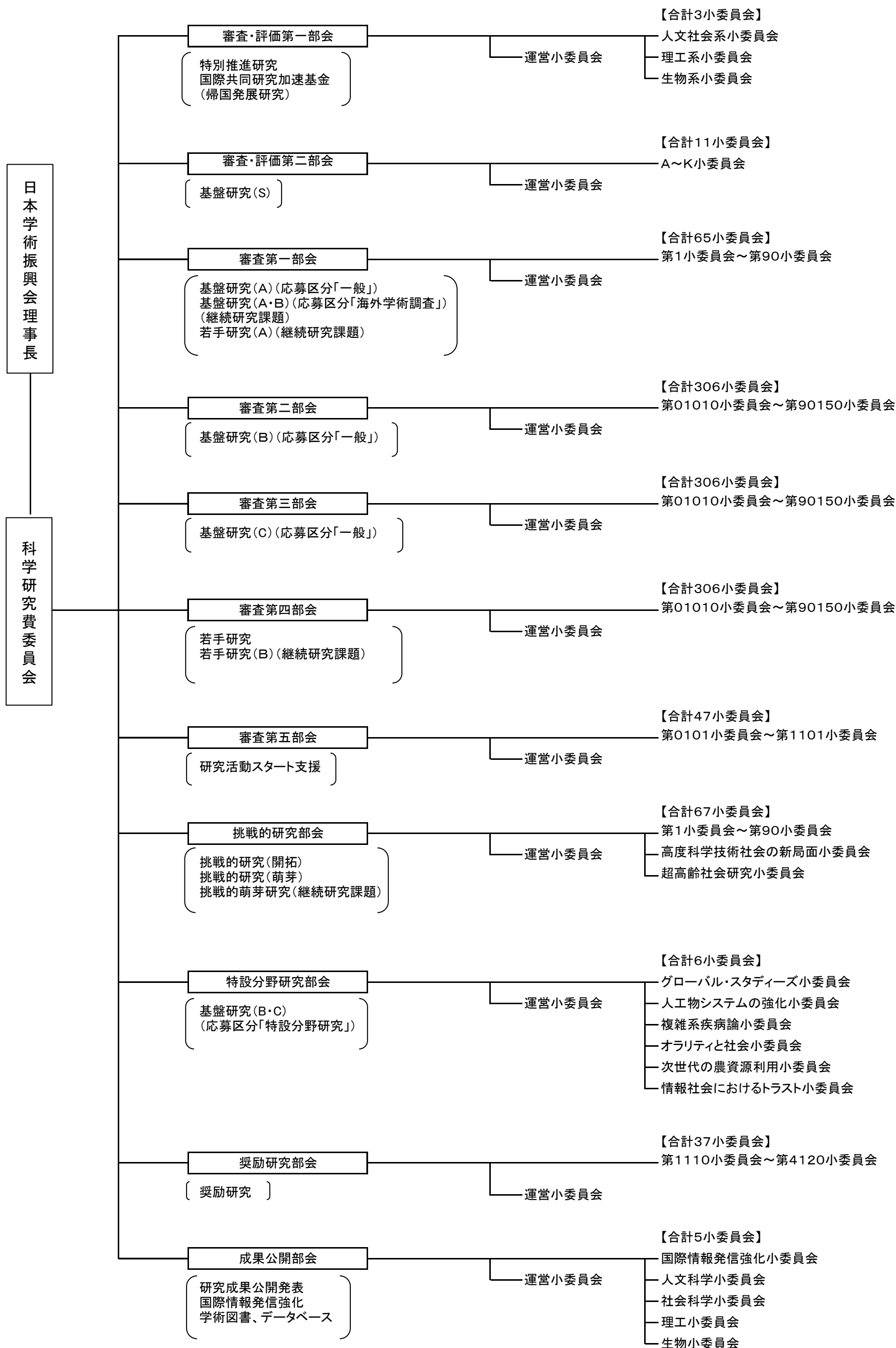
この規程は、平成29年8月28日から施行する。

附則（平成29年10月30日）

この規程は、平成29年10月30日から施行する。

科学研究費委員会組織図

【小委員会合計: 1, 159小委員会(分割は含まない)】



科学研究費助成事業配分方式

(基盤研究 (B・C) (応募区分「特設分野研究」)、「奨励研究」、「研究成果公開促進費」、「特別研究員奨励費」を除く。)

○基盤研究 (S・A・B)、研究活動スタート支援、挑戦的研究 (開拓) の審査区分毎の配分枠

$$(B - A) \times \frac{a + b}{2}$$

- (注) 要素： A = 当該研究種目 (応募区分) の継続の研究課題の本年度分の内約額
 B = 当該研究種目 (応募区分) の本年度配分予定額
 a = 当該研究種目 (応募区分) の本年度新規応募研究経費 (継続研究課題の増額応募分を含む) (C) に対する当該審査区分に係る本年度新規応募研究経費 (継続研究課題の増額応募分を含む) (D) の構成比 [D / C]
 b = 当該研究種目 (応募区分) の本年度新規応募研究課題数 (E) に対する当該審査区分に係る本年度新規応募研究課題数 (F) の構成比 [F / E]

○基盤研究 (C)、若手研究、挑戦的研究 (萌芽)、国際共同研究加速基金 (帰国発展研究) の審査区分毎の配分枠

$$A \times \frac{a + b}{2}$$

- (注) 要素： A = 当該研究種目の全研究期間の配分予定額
 a = 当該研究種目の全研究期間の新規応募研究経費 (C) に対する当該審査区分に係る全研究期間の新規応募研究経費 (D) の構成比 [D / C]
 b = 当該研究種目の新規応募研究課題数 (E) に対する当該審査区分に係る新規応募研究課題数 (F) の構成比 [F / E]

基盤研究（S）の 書面審査における評価基準等

科学研究費助成事業（科研費）は、全ての研究分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる学術研究を格段に発展させることを目的とするものです。配分審査にあたって、各審査委員は、応募研究課題について、この目的に大きく寄与するかどうかを適切かつ公正に判断することが求められます。

審査においては、審査区分として「大区分」を適用します。審査方式は、審査委員全員が全ての研究課題について書面審査を行った上で、同一の審査委員が合議審査の場で応募研究課題について幅広い視点から議論により審査する「総合審査」を実施します。

この審査方式により、研究課題に対する深い理解と徹底した議論によって、その提案の独自性、創造性、実行可能性を多角的に見極め、優れた研究課題を見出すことができるよう、適切な評価を行ってください。

書面審査では、各研究課題について、以下の個別の評価要素を考慮した上で、4段階による相対的な総合評点を付すこととします。合議審査では、書面審査における総合評点の素点等を適切に勘案して議論を行い、ヒアリング研究課題を選定します。ヒアリングの結果等に基づき、研究課題の採否及び研究費の配分額を決定します。

なお、審査の過程においては、ヒアリング研究課題の選定のため、専門分野に近い研究者が作成する「審査意見書」も活用してください。

審査にあたり、高い総合評点を付す研究課題は、必ずしも、全ての個別要素において高い評価を得た研究課題である必要はありません。

研究分野の特性など、学術研究の多様性に配慮しつつ、幅広く重要な研究を見だし、学術研究が進展するよう、適切な評価を行ってください。

また、利害関係にある研究者が研究組織に参加している応募研究課題（第8条の一参照）の審査は行わないでください。

i 評定基準

〔評定要素〕

(1) 研究課題の学術的重要性・妥当性

- ・学術的に見て、推進すべき重要な研究課題であるか。
- ・研究課題の核心をなす学術的「問い」は明確であり、学術的独自性や創造性が認められるか。
- ・研究計画の着想に至る経緯や、関連する国内外の研究動向と研究の位置づけは明確であるか。

(2) 研究目的、研究方法の妥当性

- ・研究目的が明確であり、その研究目的を達成するため、研究方法等は具体的かつ適切であるか。また、研究経費は研究計画と整合性がとれたものとなっているか。

(3) 研究遂行能力及び研究環境の適切性

- ・これまでの研究活動等から見て、研究計画に対する十分な遂行能力を有しているか。
- ・研究計画の遂行に必要な研究施設・設備・研究資料等、研究環境は整っているか。

(4) 研究課題の波及効果

- ・本研究課題によって成果があがった場合、より広い学術、科学技術あるいは社会などへの波及効果が期待できるか。

〔総合評点〕

各研究課題の採択について、上記(1)～(4)の評定要素に着目しつつ、「審査意見書」も活用しながら、総合的な判断の上、下表右欄に基づき示される評点分布に従って4段階評価を行い、総合評点を付してください。(担当研究課題数が少ない場合は、この限りではありません。)

なお、「利害関係」にあたる研究課題の場合は「利害関係の理由」欄に理由を記入してください。

また、研究計画調書における「研究費の応募・受入等の状況」欄、「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄は、書面審査において付す総合評点には考慮しないこととしているため、それ以外の各欄等に基づいて総合評点を付してください。「研究費の応募・受入等の状況」欄、「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の審査における取扱いは、「iii 留意事項」を確認してください。

評点区分	評 定 基 準	評点分布の目安
S	最優先で採択すべき	10%
A	積極的に採択すべき	10%
B	採択してもよい	10%
C	S～Bに入らないもの	70%
—	利害関係があるので判定できない	—

〔審査意見の記入〕

基盤研究（S）では、書面審査と合議審査を同一の審査委員が行いますが、合議審査での議論を深めるためにも、書面審査における審査意見は審査委員名等とともに審査資料として提示します。

「審査意見」欄には、全ての研究課題について、当該研究課題の長所と短所を中心とした審査意見を必ず記入してください。

（参考）平成29年度新規採択研究課題の採択率

基盤研究（S） 12.6%

ii その他の評価項目

研究経費の妥当性

科研費の効果的・効率的配分を図る観点から、研究経費の妥当性・必要性について以下の点を考慮し、下記の評定区分により、評定をしてください。（「（空白）」以外の評定区分は、各評定基準の記載内容に明らかに該当すると判断する場合。）

なお、「△」又は「×」の評定をする場合は、その判断に至った根拠を具体的に「その判断に至った理由」欄に記入してください。

- ・研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。
- ・設備備品の購入経費等は研究計画遂行上真に必要なものが計上されているか。
- ・研究設備の購入経費、旅費又は人件費・謝金のいずれかの経費が90%を超えて計上されている場合には、研究計画遂行上有効に使用されることが見込まれるか。

評定区分	評 定 基 準 (評定に当たっては、欄外「配分状況」を参考にしてください)
(空白)	平均的な充足率であれば当該研究の遂行が可能である
○	研究計画の内容から判断し、充足率を高くすることが望ましい
△	研究計画の内容から判断し、充足率を低くすることが望ましい
×	研究経費の内容に問題がある

（参考）平成29年度配分状況（新規採択研究課題の平均充足率）

基盤研究（S） 84.7%

iii 留意事項

(1) 「研究費の応募・受入等の状況」欄の取扱いについて

他の研究課題の応募・受入等の状況については、合議審査において「研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とすることとしています。このため、書面審査においては考慮しないでください。

(2) 「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の取扱いについて

研究計画の遂行において人権保護や法令等の遵守が必要とされる研究課題については、関連する法令等に基づき、研究機関内外の倫理委員会等の承認を得るなど必要な手続き・対策等を行った上で、研究計画を実施することとなります。このため、審査の評価項目として考慮する必要はありません。

なお、研究を実施するに当たり所定の手続き・対策等に不十分な点が見受けられるなど研究機関に対して予め指摘が必要と考える場合には、その考えに至った根拠を具体的に「その判断に至った理由」欄に記入してください。採択された場合には、応募者が所属する研究機関に対して所定の手続き・対策等を行うよう通知するとともに、不採択であった場合でも、審査結果の開示において所定の手続き・対策等に不十分な点があった旨を表示します。

また、「本項目に該当しない」又は「特段の問題はない（判断できない場合も含む。）」場合には、「その判断に至った理由」欄への記入は不要です。

基盤研究（A）（応募区分「一般」）の 書面審査における評価基準等

科学研究費助成事業（科研費）は、全ての研究分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる学術研究を格段に発展させることを目的とするものです。配分審査にあたって、各審査委員は、応募研究課題について、この目的に大きく寄与するかどうかを適切かつ公正に判断することが求められます。

審査においては、審査区分として「中区分」を適用します。審査方式は、審査委員全員が全ての研究課題について書面審査を行った上で、同一の審査委員が合議審査の場で応募研究課題について幅広い視点から議論により審査する「総合審査」を実施します。

この審査方式により、研究課題に対する深い理解と徹底した議論によって、その提案の独自性、創造性、実行可能性を多角的に見極め、優れた研究課題を見出すことができるよう、適切な評価を行ってください。

書面審査では、各研究課題について、以下の個別の評価要素を考慮した上で、4段階による相対的な総合評点を付すこととします。合議審査では、書面審査における総合評点の素点等を適切に勘案して議論を行い、研究課題の採否及び研究費の配分額を決定します。

審査にあたり、高い総合評点を付す研究課題は、必ずしも、全ての個別要素において高い評価を得た研究課題である必要はありません。

研究分野の特性など、学術研究の多様性に配慮しつつ、幅広く重要な研究を見だし、学術研究が進展するよう、適切な評価を行ってください。

また、利害関係にある研究者が研究組織に参加している応募研究課題（第8条の一参照）の審査は行わないでください。

i 評定基準

〔評定要素〕

(1) 研究課題の学術的重要性・妥当性

- ・学術的に見て、推進すべき重要な研究課題であるか。
- ・研究課題の核心をなす学術的「問い」は明確であり、学術的独自性や創造性が認められるか。
- ・研究計画の着想に至る経緯や、関連する国内外の研究動向と研究の位置づけは明確であるか。

(2) 研究目的、研究方法の妥当性

- ・研究目的が明確であり、その研究目的を達成するため、研究方法等は具体的かつ適切であるか。また、研究経費は研究計画と整合性がとれたものとなっているか。

(3) 研究遂行能力及び研究環境の適切性

- ・これまでの研究活動等から見て、研究計画に対する十分な遂行能力を有しているか。
- ・研究計画の遂行に必要な研究施設・設備・研究資料等、研究環境は整っているか。

(4) 研究課題の波及効果

- ・本研究課題によって成果があがった場合、より広い学術、科学技術あるいは社会などへの波及効果が期待できるか。

〔総合評点〕

各研究課題の採択について、上記(1)～(4)の評定要素に着目しつつ、総合的な判断の上、下表右欄に基づき示される評点分布に従って4段階評価を行い、総合評点を付してください。(担当研究課題数が少ない場合は、この限りではありません。)

なお、「利害関係」にあたる研究課題の場合は「利害関係の理由」欄に理由を記入してください。

また、研究計画調書における「研究費の応募・受入等の状況」欄、「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄は、書面審査において付す総合評点には考慮しないこととしているため、それ以外の各欄等に基づいて総合評点を付してください。「研究費の応募・受入等の状況」欄、「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の審査における取扱いは、「iii 留意事項」を確認してください。

評点区分	評 定 基 準	評点分布の目安
S	最優先で採択すべき	10%
A	積極的に採択すべき	10%
B	採択してもよい	10%
C	S～Bに入らないもの	70%
—	利害関係があるので判定できない	—

〔審査意見の記入〕

基盤研究（A）（応募区分「一般」）では、書面審査と合議審査を同一の審査委員が行いますが、合議審査での議論を深めるためにも、書面審査における審査意見は審査委員名等とともに審査資料として提示します。

「審査意見」欄には、全ての研究課題について、当該研究課題の長所と短所を中心とした審査意見を必ず記入してください。

（参考）平成29年度新規採択研究課題の採択率

基盤研究（A）（一般） 25.4%

ii その他の評価項目

研究経費の妥当性

科研費の効果的・効率的配分を図る観点から、研究経費の妥当性・必要性について以下の点を考慮し、下記の評定区分により、評定をしてください。（「（空白）」以外の評定区分は、各評定基準の記載内容に明らかに該当すると判断する場合。）

なお、「△」又は「×」の評定をする場合は、その判断に至った根拠を具体的に「その判断に至った理由」欄に記入してください。

- ・研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。
- ・設備備品の購入経費等は研究計画遂行上真に必要なものが計上されているか。
- ・研究設備の購入経費、旅費又は人件費・謝金のいずれかの経費が90%を超えて計上されている場合には、研究計画遂行上有効に使用されることが見込まれるか。

評定区分	評 定 基 準 (評定に当たっては、欄外「配分状況」を参考にしてください)
(空白)	平均的な充足率であれば当該研究の遂行が可能である
○	研究計画の内容から判断し、充足率を高くすることが望ましい
△	研究計画の内容から判断し、充足率を低くすることが望ましい
×	研究経費の内容に問題がある

（参考）平成29年度配分状況（新規採択研究課題の平均充足率）

基盤研究（A）（一般） 71.5%

iii 留意事項

(1) 「研究費の応募・受入等の状況」欄の取扱いについて

他の研究課題の応募・受入等の状況については、合議審査において「研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とすることとしています。このため、書面審査においては考慮しないでください。

(2) 「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の取扱いについて

研究計画の遂行において人権保護や法令等の遵守が必要とされる研究課題については、関連する法令等に基づき、研究機関内外の倫理委員会等の承認を得るなど必要な手続き・対策等を行った上で、研究計画を実施することとなります。このため、審査の評価項目として考慮する必要はありません。

なお、研究を実施するに当たり所定の手続き・対策等に不十分な点が見受けられるなど研究機関に対して予め指摘が必要と考える場合には、その考えに至った根拠を具体的に「その判断に至った理由」欄に記入してください。採択された場合には、応募者が所属する研究機関に対して所定の手続き・対策等を行うよう通知するとともに、不採択であった場合でも、審査結果の開示において所定の手続き・対策等に不十分な点があった旨を表示します。

また、「本項目に該当しない」又は「特段の問題はない（判断できない場合も含む。）」場合には、「その判断に至った理由」欄への記入は不要です。

基盤研究（B・C）（応募区分「一般」）、若手研究の 書面審査における評価基準等

科学研究費助成事業（科研費）は、全ての研究分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる学術研究を格段に発展させることを目的とするものです。配分審査にあたって、各審査委員は、応募研究課題について、この目的に大きく寄与するかどうかを適切かつ公正に判断することが求められます。

審査においては、審査区分として「小区分」を適用します。審査方式は、合議審査を行わず、同一の審査委員が2段階にわたり、書面審査を実施し採否を決定する「2段階書面審査」を実施します。

1段階目の審査においては、各研究課題について、4段階による総合評点を相対的な評価に基づいて付すこととします。

なお、不採択者のうち希望した者に1段階目の審査結果の開示をするため、研究内容等に関する個別の評価要素に関する絶対評価を行います。評価要素ごとに行う絶対評価において、「2 やや不十分である」又は「1 不十分である」を付した場合には、当該評価要素のいずれの項目について「やや不十分である」又は「不十分である」と判断したか、その理由を選択することとします。

2段階目の審査では、同一の審査委員が、1段階目の書面審査の結果に基づき2段階目の審査対象となった研究課題について、新たに2段階目の評点を付します。その際、同じ研究課題の審査をしている全ての審査委員の審査意見（1段階目）等を確認の上、自身の見識に基づいて評点を付してください。

研究課題の採否及び研究費の配分額は、その評点等に基づき決定します。

審査にあたり、高い総合評点を付す研究課題は、必ずしも、全ての個別要素において高い評価を得た研究課題である必要はありません。

研究分野の特性など、学術研究の多様性に配慮しつつ、幅広く重要な研究を見いだし、学術研究が進展するよう、適切な評価を行ってください。

また、利害関係にある研究者が研究組織に参加している応募研究課題（第8条の一参照）の審査は行わないでください。

i 評価基準

〔評価要素〕

(1) 研究課題の学術的重要性・妥当性

- ・学術的に見て、推進すべき重要な研究課題であるか。
- ・研究課題の核心をなす学術的「問い」は明確であり、学術的独自性や創造性が認められるか。
- ・研究計画の着想に至る経緯や、関連する国内外の研究動向と研究の位置づけは明確であるか。

評点区分	評価基準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

(2) 研究目的、研究方法の妥当性

- ・研究目的が明確であり、その研究目的を達成するため、研究方法等は具体的かつ適切であるか。また、研究経費は研究計画と整合性がとれたものとなっているか。

評点区分	評価基準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

(3) 研究遂行能力及び研究環境の適切性

- ・これまでの研究活動等から見て、研究計画に対する十分な遂行能力を有しているか。
- ・研究計画の遂行に必要な研究施設・設備・研究資料等、研究環境は整っているか。

評点区分	評価基準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

(4) 研究課題の波及効果

- ・本研究課題によって成果があがった場合、より広い学術、科学技術あるいは社会などへの波及効果が期待できるか。

評点区分	評価基準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

〔1段階目の審査における総合評点及び審査意見の記入〕

【1段階目の審査における総合評点】

各研究課題の採択について、上記（１）～（４）の評定要素に着目しつつ、総合的な判断の上、下表右欄の評点分布に従って４段階評価を行い、総合評点を付してください。（担当研究課題数が少ない場合は、この限りではありません。）

なお、「利害関係」にあたる研究課題の場合は「利害関係の理由」欄に理由を記入してください。

また、研究計画調書における「研究費の応募・受入等の状況」欄、「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄は、審査において付す総合評点には考慮しないこととしているため、それ以外の各欄等に基づいて総合評点を付してください。「研究費の応募・受入等の状況」欄、「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の審査における取扱いは、「iii 留意事項」を確認してください。

評点区分	評点分布の目安
4	10%
3	20%
2	40%
1	30%
利害関係があるので判定できない	—

注：評価にあたっては、以下を目安として評点を付してください。

「4：非常に優れている」、「3：優れている」、「2：普通」、
「1：劣っている」

【1段階目の審査における審査意見の記入】

1段階目の審査においては、全ての研究課題の「審査意見」欄に、当該研究課題の長所と短所を中心とした審査意見を必ず記入してください。なお、2段階目の審査では審査意見を付す必要はありません。

この審査意見は、2段階目の審査において新たな総合評点を付す際に、各審査委員が研究課題への理解をより深めるために、他の審査委員に提示します。

〔2段階目の審査における総合評点〕

1段階目の書面審査の結果に基づき2段階目の審査対象となった各研究課題の採択について、上記（１）～（４）の評定要素に着目しつつ、同じ研究課題の審査をしている全ての審査委員が付した審査意見等も確認し、総合的な判断の上、下表右欄に基づき別途示される評点分布に従って４段階評価を行い、総合評点を付してください。

なお、2段階目の審査対象とする研究課題を設定するにあたっては、1段階目の書面審査の結果における順位が採択予定件数付近にある研究課題のほか、一部の審査委員が極端に低い評点を付した研究課題についても考慮しています。

また、研究計画調書における「研究費の応募・受入等の状況」欄、「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄は、審査において付す総合評点には考慮しないこととしているため、それ以外の各欄等に基づいて総合評点を付してください。「研究費の応募・受入等の状況」欄、「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の審査における取扱いは、「iii 留意事項」を確認してください。

評点区分	評 定 基 準	評点分布の目安
A	2段階目の審査の対象となった研究課題のうち、最優先で採択すべき	採択予定件数に応じて調整
B	2段階目の審査の対象となった研究課題のうち、積極的に採択すべき	
C	2段階目の審査の対象となった研究課題のうち、採択してもよい	
D	A～Cに入らないもの	
—	利害関係があるので判定できない	—

(参考) 平成29年度新規採択研究課題の採択率

基盤研究 (B) (一般)	25.4%
基盤研究 (C) (一般)	29.6%
若手研究 (A)	23.6%
若手研究 (B)	30.2%

ii その他の評価項目

研究経費の妥当性

科研費の効果的・効率的配分を図る観点から、研究経費の妥当性・必要性について以下の点を考慮し、研究経費の内容に問題があり、充足率を低くすることが望ましい場合には「×」を付してください。「×」を付した審査委員が複数となった研究課題については、平均充足率よりも低く設定します。

- ・研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。
- ・設備備品の購入経費等は研究計画遂行上真に必要なものが計上されているか。
- ・研究設備の購入経費、旅費又は人件費・謝金のいずれかの経費が90%を超えて計上されている場合には、研究計画遂行上有効に使用されることが見込まれるか。

(参考) 平成29年度配分状況 (新規採択研究課題の平均充足率)

基盤研究 (B) (一般)	71.6%
基盤研究 (C) (一般)	71.3%
若手研究 (A)	67.3%
若手研究 (B)	64.7%

iii 留意事項

(1) 「研究費の応募・受入等の状況」欄の取扱いについて

他の研究課題の応募・受入等の状況については、当該研究課題が「研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断するために参考とすることとしています。そのため、審査において付す総合評点には考慮しないでください。

なお、研究資金の不合理な重複等の判断に当たっては以下の手続きに従って判断をしてください。

【1段階目】

1段階目の審査においては、明らかに「研究資金の不合理な重複や過度の集中に該当し、研究課題が十分遂行し得ない」と判断した研究課題がある場合には、その根拠を「その判断に至った理由」欄に記入してください。

なお、「本項目に該当しない」又は「特段の問題はない（判断できない場合を含む）」場合には記入は不要です。

【2段階目】

2段階目の審査においては、2段階目の審査対象となった研究課題よりも上位の研究課題のうち、1段階目の審査で、「研究資金の不合理な重複や過度の集中に該当し、研究課題が十分遂行し得ない」と判断し、その根拠を「その判断に至った理由」に記入した審査委員が複数いた研究課題について、改めて、「研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうか」を確認することとなります。確認の上、研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るまたは判断ができない場合には「特段の問題はない（判断できない場合を含む）」を、明らかに問題がある場合には「×」を付してください。

なお、審査委員全員が「×」を付した研究課題は、学術的価値の評価にかかわらず不採択となります。

(2) 「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の取扱いについて

研究計画の遂行において人権保護や法令等の遵守が必要とされる研究課題については、関連する法令等に基づき、研究機関内外の倫理委員会等の承認を得るなど必要な手続き・対策等を行った上で、研究計画を実施することとなります。このため、審査の評価項目として考慮する必要はありません。

なお、研究を実施するに当たり所定の手続き・対策等に不十分な点が見受けられるなど研究機関に対して予め指摘が必要と考える場合には、その考えに至った根拠を具体的に「その判断に至った理由」欄に記入してください。採択された場合には、応募者が所属する研究機関に対して所定の手続き・対策等を行うよう通知するとともに、不採択であった場合でも、審査結果の開示において所定の手続き・対策等に不十分な点があった旨を表示します。

また、「本項目に該当しない」又は「特段の問題はない（判断できない場合も含む。）」場合には、「その判断に至った理由」欄への記入は不要です。

研究活動スタート支援の書面審査における評価基準等

科学研究費助成事業（科研費）は、全ての研究分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる学術研究を格段に発展させることを目的とするものです。配分審査にあたって、各審査委員は、応募研究課題について、この目的に大きく寄与するかどうかを適切かつ公正に判断することが求められます。

審査においては、審査区分として「『研究活動スタート支援』審査区分」を適用します。審査方式は、合議審査を行わず、同一の審査委員が2段階にわたり、書面審査を実施し採否を決定する「2段階書面審査」を実施します。

1段階目の審査においては、各研究課題について、4段階による総合評点を相対的な評価に基づいて付すこととします。

なお、不採択者のうち希望した者に1段階目の審査結果の開示をするため、研究内容等に関する個別の評価要素に関する絶対評価を行います。評価要素ごとに行う絶対評価において、「2 やや不十分である」又は「1 不十分である」を付した場合には、当該評価要素のいずれの項目について「やや不十分である」又は「不十分である」と判断したか、その理由を選択することとします。

2段階目の審査では、同一の審査委員が、1段階目の書面審査の結果に基づき2段階目の審査対象となった研究課題について、新たに2段階目の評点を付します。その際、同じ研究課題の審査をしている全ての審査委員の審査意見（1段階目）等を確認の上、自身の見識に基づいて評点を付してください。

研究課題の採否及び研究費の配分額は、その評点等に基づき決定します。

審査にあたり、高い総合評点を付す研究課題は、必ずしも、全ての個別要素において高い評価を得た研究課題である必要はありません。

研究分野の特性など、学術研究の多様性に配慮しつつ、幅広く重要な研究を見いだし、学術研究が進展するよう、適切な評価を行ってください。

また、利害関係にある研究者が研究組織に参加している応募研究課題（第8条の一参照）の審査は行わないでください。

i 評価基準

〔評価要素〕

(1) 研究課題の学術的重要性・妥当性

- ・学術的に見て、推進すべき重要な研究課題であるか。
- ・研究課題の核心をなす学術的「問い」は明確であり、学術的独自性や創造性が認められるか。
- ・研究計画の着想に至る経緯や、関連する国内外の研究動向と研究の位置づけは明確であるか。

評点区分	評価基準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

(2) 研究目的、研究方法の妥当性

- ・研究目的が明確であり、その研究目的を達成するため、研究方法等は具体的かつ適切であるか。また、研究経費は研究計画と整合性がとれたものとなっているか。

評点区分	評価基準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

(3) 研究遂行能力及び研究環境の適切性

- ・これまでの研究活動等から見て、研究計画に対する十分な遂行能力を有しているか。
- ・研究計画の遂行に必要な研究施設・設備・研究資料等、研究環境は整っているか。

評点区分	評価基準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

(4) 研究課題の波及効果

- ・本研究課題によって成果があがった場合、より広い学術、科学技術あるいは社会などへの波及効果が期待できるか。

評点区分	評価基準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

〔1段階目の審査における総合評点及び審査意見の記入〕

【1段階目の審査における総合評点】

各研究課題の採択について、上記（１）～（４）の評定要素に着目しつつ、総合的な判断の上、下表右欄の評点分布に従って４段階評価を行い、総合評点を付してください。（担当研究課題数が少ない場合は、この限りではありません。）

なお、「利害関係」にあたる研究課題の場合は「利害関係の理由」欄に理由を記入してください。

また、研究計画調書における「研究費の応募・受入等の状況」欄、「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄は、審査において付す総合評点には考慮しないこととしているため、それ以外の各欄等に基づいて総合評点を付してください。「研究費の応募・受入等の状況」欄、「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の審査における取扱いは、「iii 留意事項」を確認してください。

評点区分	評点分布の目安
4	10%
3	20%
2	40%
1	30%
利害関係があるので判定できない	—

注：評価にあたっては、以下を目安として評点を付してください。

「4：非常に優れている」、「3：優れている」、「2：普通」、
「1：劣っている」

【1段階目の審査における審査意見の記入】

1段階目の審査においては、全ての研究課題の「審査意見」欄に、当該研究課題の長所と短所を中心とした審査意見を必ず記入してください。なお、2段階目の審査では審査意見を付す必要はありません。

この審査意見は、2段階目の審査において新たな総合評点を付す際に、各審査委員が研究課題への理解をより深めるために、他の審査委員に提示します。

〔2段階目の審査における総合評点〕

1段階目の書面審査の結果に基づき2段階目の審査対象となった各研究課題の採択について、上記（１）～（４）の評定要素に着目しつつ、同じ研究課題の審査をしている全ての審査委員が付した審査意見等も確認し、総合的な判断の上、下表右欄に基づき別途示される評点分布に従って４段階評価を行い、総合評点を付してください。

なお、2段階目の審査対象とする研究課題を設定するにあたっては、1段階目の書面審査の結果における順位が採択予定件数付近にある研究課題のほか、一部の審査委員が極端に低い評点を付した研究課題についても考慮しています。

また、研究計画調書における「研究費の応募・受入等の状況」欄、「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄は、審査において付す総合評点には考慮しないこととしているため、それ以外の各欄等に基づいて総合評点を付してください。「研究費の応募・受入等の状況」欄、「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の審査における取扱いは、「iii 留意事項」を確認してください。

評点区分	評 定 基 準	評点分布の目安
A	2段階目の審査の対象となった研究課題のうち、最優先で採択すべき	採択予定件数に応じて調整
B	2段階目の審査の対象となった研究課題のうち、積極的に採択すべき	
C	2段階目の審査の対象となった研究課題のうち、採択してもよい	
D	A～Cに入らないもの	
—	利害関係があるので判定できない	—

(参考) 平成29年度新規採択研究課題の採択率
研究活動スタート支援 25.0%

ii その他の評価項目

研究経費の妥当性

科研費の効果的・効率的配分を図る観点から、研究経費の妥当性・必要性について以下の点を考慮し、研究経費の内容に問題があり、充足率を低くすることが望ましい場合には「×」を付してください。「×」を付した審査委員が複数となった研究課題については、平均充足率よりも低く設定します。

- ・研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。
- ・設備備品の購入経費等は研究計画遂行上真に必要なものが計上されているか。
- ・研究設備の購入経費、旅費又は人件費・謝金のいずれかの経費が90%を超えて計上されている場合には、研究計画遂行上有効に使用されることが見込まれるか。

(参考) 平成29年度配分状況 (新規採択研究課題の平均充足率)
研究活動スタート支援 75.1%

iii 留意事項

(1) 「研究費の応募・受入等の状況」欄の取扱いについて

他の研究課題の応募・受入等の状況については、当該研究課題が「研究資金の不合理的重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断するために参考とすることとしています。そのため、審査において付す総合評点には考慮しないでください。

なお、研究資金の不合理的重複等の判断に当たっては以下の手続きに従って判断をしてください。

【1段階目】

1段階目の審査においては、明らかに「研究資金の不合理な重複や過度の集中に該当し、研究課題が十分遂行し得ない」と判断した研究課題がある場合には、その根拠を「その判断に至った理由」欄に記入してください。

なお、「本項目に該当しない」又は「特段の問題はない（判断できない場合を含む）」場合には記入は不要です。

【2段階目】

2段階目の審査においては、2段階目の審査対象となった研究課題よりも上位の研究課題のうち、1段階目の審査で、「研究資金の不合理な重複や過度の集中に該当し、研究課題が十分遂行し得ない」と判断し、その根拠を「その判断に至った理由」に記入した審査委員が複数いた研究課題について、改めて、「研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうか」を確認することとなります。確認の上、研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るまたは判断ができない場合には「特段の問題はない（判断できない場合を含む）」を、明らかに問題がある場合には「×」を付してください。

なお、審査委員全員が「×」を付した研究課題は、学術的価値の評価にかかわらず不採択となります。

(2) 「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の取扱いについて

研究計画の遂行において人権保護や法令等の遵守が必要とされる研究課題については、関連する法令等に基づき、研究機関内外の倫理委員会等の承認を得るなど必要な手続き・対策等を行った上で、研究計画を実施することとなります。このため、審査の評価項目として考慮する必要はありません。

なお、研究を実施するに当たり所定の手続き・対策等に不十分な点が見受けられるなど研究機関に対して予め指摘が必要と考える場合には、その考えに至った根拠を具体的に「その判断に至った理由」欄に記入してください。採択された場合には、応募者が所属する研究機関に対して所定の手続き・対策等を行うよう通知するとともに、不採択であった場合でも、審査結果の開示において所定の手続き・対策等に不十分な点があった旨を表示します。

また、「本項目に該当しない」又は「特段の問題はない（判断できない場合も含む。）」場合には、「その判断に至った理由」欄への記入は不要です。

挑戦的研究（開拓・萌芽）の書面審査における評定基準等

科学研究費助成事業（科研費）は、全ての研究分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる学術研究を格段に発展させることを目的とするものです。配分審査にあたって、各審査委員は、応募研究課題について、この目的に大きく寄与するかどうかを適切かつ公正に判断することが求められます。

「挑戦的研究（開拓・萌芽）」は、斬新な発想に基づき、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを志向し、飛躍的に発展する潜在性を有する研究計画（（萌芽）については、探索的性質の強い、あるいは芽生え期の研究計画を含む）を支援することを目的としており、「基盤研究」や「若手研究」などの研究種目とは明確に異なる性格を持ったものです。

「挑戦的研究」では、「新しい原理や学理の発見・追求」、「学術の概念や体系の見直し」、「研究のブレークスルーをもたらすような、大きな発想の転換や斬新な方法論等の導入」といったこれまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させる潜在性を有している研究課題を対象としていますので、当該研究の「挑戦的研究」としての意義を重視した審査を行ってください。

また、そうした「挑戦的研究」の実行可能性を確認する観点から、これまでの研究歴と当該研究活動の内容等を見るなどして応募者の研究遂行能力を確認してください。ただし、研究実績に関する記述がある場合は、その多寡のみで判断することは避けてください。

「挑戦的研究」の審査においては、審査区分として中区分を適用するほか、審査区分表とは別に、とりわけ学術的要請の高いと思われる領域を「特設審査領域」として必要に応じて時限設定します。また、審査委員全員が全ての研究課題について書面審査を行った上で、同一の審査委員が合議審査の場で応募研究課題について幅広い視点から議論により審査する「総合審査」を実施します。研究課題に対する深い理解と徹底した議論によって、真に挑戦的と言える価値のある研究課題を見出すことができるよう、適切な評価を行ってください。

なお、応募件数が多数の場合は、全審査委員で書面審査を実施するのに適切な課題数に絞り込むために「事前の選考」（プレスクリーニング）を行います。

事前の選考及び書面審査では、各研究課題について挑戦的研究としての妥当性等の個別の評定要素を考慮した上で、4段階による相対的な総合評点を付すこととします。

合議審査では書面審査における総合評点の素点等を適切に勘案して議論を行い、研究課題の採否及び研究費の配分額を決定します。この際、応募者が「挑戦的研究」に十分取り組めるよう、応募額を最大限尊重した配分を行うこととします。

また、利害関係にある研究者が研究組織に参加している応募研究課題（第8条の一参照）の審査は行わないでください。

i 評価基準

〔評価要素〕

(1) 挑戦的研究としての妥当性

- ・これまでの学術の体系や方向を大きく変革、転換させる潜在性を有する研究課題であるか。また、(萌芽)において探索的性質の強い、あるいは芽生え期の研究計画の場合には、「挑戦的研究」としての可能性を有するか。

※(開拓)の場合

- ・着想に至る背景と経緯が明確で、それによって得られた研究構想は合理的か。また、挑戦性の高い課題の設定であるか。

※(萌芽)の場合

- ・着想に至る背景と経緯が明確で、それによって得られた研究構想は合理的か。また、挑戦的な課題の設定であるか。

(2) 研究目的及び研究計画の妥当性

- ・研究目的は明確であり、その研究目的を達成するため、研究計画は適切であるか。

(3) 研究遂行能力の適切性

※(開拓)の場合

- ・これまでの研究活動やその結果から見て、研究計画に対する高い遂行能力を有していると判断できるか。
- ・研究計画の遂行の前提となる研究施設・設備・研究資料等、研究環境の準備状況は適切か。

※(萌芽)の場合

- ・これまでの研究活動やその結果から見て、研究計画に対する遂行能力を有していると判断できるか。

(4) 研究課題の波及効果

- ・本研究課題によって成果があがった場合、将来的により広い学術、科学技術、産業、文化など、幅広い意味で社会に与えるインパクト・貢献の可能性が期待できるか。

〔総合評点〕

【事前の選考】

各研究課題について、上記(1)～(4)の評価要素に着目しつつ、挑戦的研究としての適切性(特設審査領域への応募研究課題については、加えて当該領域に合致しているか)も考慮し、総合的な判断の上、別途示される評点分布に従って、書面審査に進める研究課題として優先度の高い順に評点「4」から4段階評価を行い、総合評点を付してください。

評点区分	評点分布
4	10%
3	10%
2	10%
1	70%

※評点区分「4」を付した研究課題のうち、特に書面審査に残したい研究課題がある場合は、「審査優先課題」として1件を選定することができます。当該研究課題については他の審査委員の付した評点に関わらず書面審査に進めることができます。

【書面審査】

各研究課題の採択について、上記（1）～（4）の評定要素に着目しつつ、挑戦的研究としての適切性（特設審査領域への応募研究課題については、加えて当該領域に合致しているか）も考慮し、総合的な判断の上、下表右欄に基づき別途示される評点分布に従って4段階評価を行い、総合評点を付してください。

なお、「利害関係」にあたる研究課題の場合は「利害関係の理由」欄に理由を記入してください。

また、研究計画調書における「研究費の応募・受入等の状況」欄、「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄は、書面審査において付す総合評点には考慮しないこととしているため、それ以外の各欄等に基づいて総合評点を付してください。「研究費の応募・受入等の状況」欄、「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の審査における取扱いは、「iii 留意事項」を確認してください。

評点区分	評定基準	評点分布
S	最優先で採択すべき	採択可能件数に応じて調整
A	積極的に採択すべき	
B	採択してもよい	
C	S～Bに入らないもの	
—	利害関係があるので判定できない	—

【審査意見の記入】

挑戦的研究では、書面審査と合議審査を同一の審査委員が行いますが、合議審査での議論を深めるために、書面審査における審査意見は審査委員名等とともに審査資料として提示します。

このため、書面審査の「審査意見」欄には、全ての研究課題について、当該研究課題の挑戦的研究としての長所と短所を中心とした審査意見を必ず記入してください。

なお、事前の選考では審査意見を付す必要はありません。

ii その他の評価項目

研究経費の妥当性

科研費の効果的・効率的配分を図る観点から、書面審査において研究経費の妥当性・必要性について以下の点を考慮し、下記の評定区分により、評定をしてください。（「（空白）」以外の評定区分は、各評定基準の記載内容に明らかに該当すると判断する場合。）

また、挑戦的研究では応募額を最大限尊重した研究経費の配分を行う予定です。

なお、「△」又は「×」の評定をする場合は、その判断に至った根拠を具体的に「その判断に至った理由」欄に記入してください。

- ・研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。
- ・設備備品の購入経費等は研究計画遂行上真に必要なものが計上されているか。
- ・研究設備の購入経費、旅費又は人件費・謝金のいずれかの経費が90%を超えて計上されている場合には、研究計画遂行上有効に使用されることが見込まれるか。

評定区分	評 定 基 準
（空白）	平均的な充足率であれば当該研究の遂行が可能である
△	研究計画の内容から判断し、充足率を低くすることが望ましい
×	研究経費の内容に問題がある

iii 留意事項

（１）「研究費の応募・受入等の状況」欄の取扱いについて

他の研究課題の応募・受入等の状況については、合議審査において「研究資金の不合理的重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とすることとしています。このため、書面審査においては考慮しないでください。

（２）「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の取扱いについて

研究計画の遂行において人権保護や法令等の遵守が必要とされる研究課題については、関連する法令等に基づき、研究機関内外の倫理委員会等の承認を得るなど必要な手続き・対策等を行った上で、研究計画を実施することとなります。このため、書面審査の評価項目として考慮する必要はありません。

なお、研究を実施するに当たり所定の手続き・対策等に不十分な点が見受けられるなど研究機関に対して予め指摘が必要と考える場合には、その考えに至った根拠を具体的に「その判断に至った理由」欄に記入してください。採択された場合には、応募者が所属する研究機関に対して所定の手続き・対策等を行うよう通知するとともに、不採択であった場合でも、審査結果の開示において所定の手続き・対策等に不十分な点があった旨を表示します。

また、「本項目に該当しない」又は「特段の問題はない（判断できない場合も含む。）」場合には、「その判断に至った理由」欄への記入は不要です。

基盤研究（B・C）（応募区分「特設分野研究」）の 書面審査における評価基準等

科学研究費助成事業（科研費）は、全ての研究分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる学術研究を格段に発展させることを目的とするものです。配分審査にあたって、各審査委員は、応募研究課題について、この目的に大きく寄与するかどうかを適切かつ公正に判断することが求められます。

本応募区分では、審査委員全員が全ての研究課題について書面審査を行った上で、同一の審査委員が合議審査の場で応募研究課題について幅広い視点から議論により審査する「総合審査」を実施します。

この審査方式により、研究課題に対する深い理解と徹底した議論によって、その提案の独自性、創造性、実行可能性を多角的に見極め、優れた研究課題を見出すことができるよう、適切な評価を行ってください。

なお、応募件数が多数の場合は、全審査委員で書面審査を実施するのに適切な課題数に絞り込むために「事前の選考」（プレスクリーニング）を行います。事前の選考及び書面審査では、各研究課題について、以下の個別の評価要素を考慮した上で、4段階による相対的な総合評点を付すこととします。合議審査では、書面審査における総合評点の素点等を適切に勘案して議論を行い、研究課題の採否及び研究費の配分額を決定します。

審査にあたり、高い総合評点を付す研究課題は、必ずしも、全ての個別要素において高い評価を得た研究課題である必要はありません。

研究分野の特性など、学術研究の多様性に配慮しつつ、幅広く重要な研究を見だし、学術研究が進展するよう、適切な評価を行ってください。

また、利害関係にある研究者が研究組織に参加している応募研究課題（第8条の一参照）の審査は行わないでください。

なお、基盤研究（B・C）（応募区分「特設分野研究」）では、未開のまま残された重要な分野、技術の長足な進歩によって生まれつつある分野、分野横断的な研究から生まれることが期待される分野として応募された研究課題が対象となることを念頭に審査を行ってください。

i 評定基準

〔評定要素〕

(1) 研究課題の学術的重要性・妥当性

- ・学術的に見て、推進すべき重要な研究課題であるか。
- ・研究課題の核心をなす学術的「問い」は明確であり、学術的独自性や創造性が認められるか。
- ・研究計画の着想に至る経緯や、関連する国内外の研究動向と研究の位置づけは明確であるか。

(2) 研究目的、研究方法の妥当性

- ・研究目的が明確であり、その研究目的を達成するため、研究方法等は具体的かつ適切であるか。また、研究経費は研究計画と整合性がとれたものとなっているか。

(3) 研究遂行能力及び研究環境の適切性

- ・これまでの研究活動等から見て、研究計画に対する十分な遂行能力を有しているか。
- ・研究計画の遂行に必要な研究施設・設備・研究資料等、研究環境は整っているか。

(4) 研究課題の波及効果

- ・本研究課題によって成果があがった場合、より広い学術、科学技術あるいは社会などへの波及効果が期待できるか。

〔総合評点〕

【事前の選考】

各研究課題について、上記(1)～(4)の評定要素に着目しつつ、特設分野研究としての適切性も考慮し、総合的な判断のうえ、下表右欄に基づき別途示される評点分布に従って、書面審査に進める研究課題として優先度の高い順に評点「4」から4段階評価を行い、総合評点を付してください。

なお、「利害関係」にあたる研究課題の場合は「利害関係の理由」欄に理由を記入してください。

評点区分	評点分布
4	応募件数に応じて調整
3	
2	
1	
利害関係があるので判定できない	—

【書面審査】

各研究課題の採択について、上記（１）～（４）の評定要素に着目しつつ、特設分野研究としての適切性も考慮し、総合的な判断のうえ、下表右欄に基づき別途示される評点分布に従って４段階評価を行い、総合評点を付してください。

また、研究計画調書における「研究費の応募・受入等の状況」欄、「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄は、書面審査において付す総合評点には考慮しないこととしているため、それ以外の各欄等に基づいて総合評点を付してください。「研究費の応募・受入等の状況」欄、「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の審査における取扱いは、「iii 留意事項」を確認してください。

評点区分	評定基準	評点分布
S	最優先で採択すべき	採択予定件数に応じて調整
A	積極的に採択すべき	
B	採択してもよい	
C	S～Bに入らないもの	
—	利害関係があるので判定できない	—

【審査意見の記入】

基盤研究（B・C）（応募区分「特設分野研究」）では、書面審査と合議審査を同一の審査委員が行いますが、合議審査での議論を深めるためにも、書面審査における審査意見は審査委員名等とともに審査資料として提示します。

「審査意見」欄には、全ての研究課題について、当該研究課題の長所と短所を中心とした審査意見を必ず記入してください。

ii その他の評価項目

研究経費の妥当性

科研費の効果的・効率的配分を図る観点から、研究経費の妥当性・必要性について以下の点を考慮し、下記の評定区分により、評定をしてください。（「（空白）」以外の評定区分は、各評定基準の記載内容に明らかに該当すると判断する場合。）

なお、「△」又は「×」の評定をする場合は、その判断に至った根拠を具体的に「その判断に至った理由」欄に記入してください。

- ・研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。
- ・設備備品の購入経費等は研究計画遂行上真に必要なものが計上されているか。
- ・研究設備の購入経費、旅費又は人件費・謝金のいずれかの経費が90%を超えて計上されている場合には、研究計画遂行上有効に使用されることが見込まれるか。

評価区分	評 定 基 準 (評価に当たっては、欄外「配分状況」を参考にしてください)
(空白)	平均的な充足率であれば当該研究の遂行が可能である
○	研究計画の内容から判断し、充足率を高くすることが望ましい
△	研究計画の内容から判断し、充足率を低くすることが望ましい
×	研究経費の内容に問題がある

(参考) 平成29年度配分状況(新規採択研究課題の平均充足率)

基盤研究(B)(特設分野研究) 71.5%

基盤研究(C)(特設分野研究) 71.7%

iii 留意事項

(1) 「研究費の応募・受入等の状況」欄の取扱いについて

他の研究課題の応募・受入等の状況については、合議審査において「研究資金の不合理的な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断するために参考とすることとしています。このため、書面審査においては考慮しないでください。

(2) 「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の取扱いについて

研究計画の遂行において人権保護や法令等の遵守が必要とされる研究課題については、関連する法令等に基づき、研究機関内外の倫理委員会等の承認を得るなど必要な手続き・対策等を行った上で、研究計画を実施することとなります。このため、書面審査の評価項目として考慮する必要はありません。

なお、研究を実施するに当たり所定の手続き・対策等に不十分な点が見受けられるなど研究機関に対して予め指摘が必要と考える場合には、その考えに至った根拠を具体的に「その判断に至った理由」欄に記入してください。採択された場合には、応募者が所属する研究機関に対して所定の手続き・対策等を行うよう通知するとともに、不採択であった場合でも、審査結果の開示において所定の手続き・対策等に不十分な点があった旨を表示します。

また、「本項目に該当しない」又は「特段の問題はない(判断できない場合も含む。)」場合には、「その判断に至った理由」欄への記入は不要です。

奨励研究の書面審査における評価基準等

科学研究費助成事業（科研費）のうち奨励研究は、教育・研究機関の教職員等であって、他の科学研究費助成事業の応募資格を持たない者が1人で行う教育的・社会的意義を有する研究（商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究（市場動向調査を含む。）及び業として行う受託研究を除く。）を助成し奨励するものです。

研究の対象は、人文学、社会科学及び自然科学の全分野の研究で、教育現場等での実務に基づく研究等を対象とします。

したがって、配分審査にあたっては、各審査委員は、応募研究課題について、この目的等に大きく寄与するかどうかを適切かつ公正に判断することが求められます。

審査方式は、合議審査を行わず、同一の審査委員が2段階にわたり、書面審査を実施し採否を決定する「2段階書面審査」を実施します。

1段階目の審査においては、各研究課題について、4段階による総合評点を相対的な評価に基づいて付すこととします。

2段階目の審査では、同一の審査委員が、1段階目の書面審査の結果に基づき2段階目の審査対象となった研究課題について、新たに2段階目の評点を付します。その際、同じ研究課題の審査をしている全ての審査委員の審査意見（1段階目）等を確認の上、自身の見識に基づいて評点を付してください。

研究課題の採否及び研究費の配分額は、その評点等に基づき決定します。

審査にあたり、高い総合評点を付す研究課題は、必ずしも、全ての個別要素において高い評価を得た研究課題である必要はありません。

研究分野の特性など多様性に配慮しつつ、また、特定の職種の者による研究のみに高い評価が著しく偏ることのないよう応募バランスにも考慮しつつ、幅広く重要な研究課題を見だし、適切な評価を行ってください。

また、利害関係にある研究者が研究組織に参加している応募研究課題（第8条の一参照）の審査は行わないでください。

i 評価基準

〔評価要素〕

（1）研究の意義

- ・当該研究課題の遂行が教育的・社会的意義を有しているか。
特に、教育関係者の応募研究課題については、研究内容の先端性にとらわれず、学校教育の改善に資する点等を評価する。

（2）研究の特色

- ・研究内容や研究計画にユニークな発想や視点が含まれているか。

(3) 研究目的、研究方法の妥当性

- ・研究目的が明確であり、その研究目的を達成するため、研究方法等は具体的かつ適切であるか。また、研究経費は研究計画と整合性がとれたものとなっているか。

(4) 研究遂行能力

- ・これまでの研究活動等から見て、研究計画に対する十分な遂行能力を有しているか。

(5) 関連する学問分野への貢献度

- ・本研究課題によって成果があがった場合、関連する学問分野への貢献が期待できるか。

※教育現場等での実務に基づく研究を対象とした応募研究課題については、関連する学問分野への貢献度を必ずしも考慮する必要はありません。

〔1段階目の審査における総合評点及び審査意見の記入〕

【1段階目の審査における総合評点】

各研究課題の採択について、上記(1)～(5)の各評定要素に着目しつつ、総合的な判断の上、下表右欄の評点分布に従って4段階評価を行い、総合評点を付してください。(担当研究課題数が少ない場合は、この限りではありません。)

なお、「利害関係」にあたる研究課題の場合は「利害関係の理由」欄に理由を記入してください。

また、「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄は、審査において付す総合評点には考慮しないこととしているため、それ以外の各欄等に基づいて総合評点を付してください。「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の審査における取扱いは、「iii 留意事項」を確認してください。

評点区分	評点分布の目安
4	10%
3	20%
2	40%
1	30%
利害関係があるので判定できない	—

注：評価にあたっては、以下を目安として評点を付してください。

- 「4：非常に優れている」、「3：優れている」、「2：普通」、「1：劣っている」

評点を付す際、教育的・社会的意義を有する研究を助成し、奨励するものであることに十分配慮してください。

【1段階目の審査における審査意見の記入】

1段階目の審査においては、全ての研究課題について、当該研究課題の長所と短所を中心とした審査意見を必ず記入してください。なお、2段階目の審査では審査意見を付す必要は

ありません。

この審査意見は、2段階目の審査において新たな総合評点を付す際に、各審査委員が研究課題への理解をより深めるために、他の審査委員に提示します。

〔2段階目の審査における総合評点〕

1段階目の書面審査の結果に基づき2段階目の審査対象となった各研究課題の採択について、上記(1)～(5)の評定要素に着目しつつ、同じ研究課題の審査をしている全ての審査委員が付した審査意見等も確認し、総合的な判断の上、下表右欄に基づき別途示される評点分布に従って4段階評価を行い、総合評点を付してください。

なお、2段階目の審査対象とする研究課題を設定するにあたっては、1段階目の書面審査の結果における順位が採択予定件数付近にある研究課題のほか、一部の審査委員が極端に低い評点を付した研究課題についても考慮しています。

また、研究計画調書における「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄は、審査において付す総合評点には考慮しないこととしているため、それ以外の各欄等に基づいて総合評点を付してください。「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の審査における取扱いは、「iii 留意事項」を確認してください。

評点区分	評 定 基 準	評点分布の目安
A	2段階目の審査の対象となった研究課題のうち、最優先で採択すべき	採択予定件数に応じて調整
B	2段階目の審査の対象となった研究課題のうち、積極的に採択すべき	
C	2段階目の審査の対象となった研究課題のうち、採択してもよい	
D	A～Cに入らないもの	
—	利害関係があるので判定できない	—

(参考) 平成29年度新規採択研究課題の採択率
奨励研究 18.0%

ii その他の評価項目

(1) 奨励研究としての適切性

応募者が企業の職員である場合、以下の点を考慮し、評価を付してください。

【1段階目】

1段階目の審査においては、当該研究課題が、商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究(市場動向調査を含む。)及び業として行う受託研究との違いが明確であり、学術の振興に寄与する研究であるかという観点において、明らかに「奨励研究としてふさわしくない」と判断した研究課題がある場合には、「×」を付した上でその根拠を「その判断に至った理由」

欄に記入してください。

なお、「本項目に該当しない」又は「特段の問題はない（判断できない場合を含む）」場合には記入は不要です。

【2段階目】

2段階目の審査においては、2段階目の審査対象となった研究課題及びそれよりも上位の研究課題のうち、1段階目の審査で複数の審査委員から「奨励研究としてふさわしくない」と判断された研究課題について、奨励研究としての適切性を判断します。奨励研究としての適切性に明らかに問題がある場合には「×」を付してください。

なお、審査委員全員が「×」を付した研究課題は、総合評点の評価にかかわらず不採択となります。

(2) 研究経費の妥当性

科研費の効果的・効率的配分を図る観点から、研究経費の妥当性・必要性について以下の点を考慮し、研究経費の内容に問題があり、充足率を低くすることが望ましい場合には「×」を付してください。「×」を付した審査委員が複数となった研究課題については、平均充足率よりも低く設定します。

- ・研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。
- ・設備備品の購入経費等は研究計画遂行上真に必要なものが計上されているか。
- ・研究設備の購入経費、旅費又は人件費・謝金のいずれかの経費が90%を超えて計上されている場合には、研究計画遂行上有効に使用されることが見込まれるか。

(参考) 平成29年度配分状況 (採択研究課題の平均充足率)

奨励研究 57.5%

iii 留意事項

「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の取扱いについて

研究計画の遂行において人権保護や法令等の遵守が必要とされる研究課題については、関連する法令等に基づき、研究機関内外の倫理委員会等の承認を得るなど必要な手続き・対策等を行った上で、研究計画を実施することとなります。このため、書面審査の評価項目として考慮する必要はありません。

なお、研究を実施するに当たり所定の手続き・対策等に不十分な点が見受けられるなど予め指摘が必要と考える場合には、その考えに至った根拠を具体的に「その判断に至った理由」欄に記入してください。採択された場合には、応募者が所属する研究機関（補助金の管理を応募者本人が行う場合にあつては、当該応募者）に対して所定の手続き・対策等を行うよう通知するとともに、不採択であった場合でも、審査結果の開示において所定の手続き・対策等に不十分な点があった旨を通知します。

また、「本項目に該当しない」又は「特段の問題はない（判断できない場合も含む。）」場合には、「その判断に至った理由」欄への記入は不要です。

研究成果公開促進費（国際情報発信強化）の書面審査における評価基準等

科学研究費助成事業（科研費）のうち、研究成果公開促進費は、研究成果の公开发表、重要な学術研究の成果の発信及びデータベースの作成・公開について助成することによって、我が国の学術の振興と普及に資するとともに、学術の国際交流に寄与することを目的とするものです。配分審査にあたって、各審査委員は、応募成果公開について、この目的に大きく寄与するかどうかを適切かつ公正に判断することが求められます。

研究成果公開促進費（国際情報発信強化）は、学術刊行物（研究者の研究成果を発表する媒体であって、質の保証のための組織的な体制が取られ、一貫したタイトルを付して刊行されるもの）の発行における国際情報発信力の強化の取組について助成することによって、我が国の学術の振興と普及に資するとともに、学術の国際交流に寄与することを目的とするものです。

国際情報発信強化の書面審査においては、各応募成果公開について、各評定要素に関する絶対評価を行った上で、最終的に、5段階による総合評点を相対的な評価に基づいて付すこととします。

なお、各評定要素ごとに行う絶対評価の審査結果については、応募成果公開の平均点及び各応募区分において採択された応募成果公開の平均点を開示します。

国際情報発信強化（A）及びオープンアクセス刊行支援の応募区分においては、合議審査で、書面審査における評点及び審査意見等を基に、ヒアリング成果公開を選定し、ヒアリングの結果等に基づき、成果公開の採否及び経費の配分額を決定します。

国際情報発信強化（B）の応募区分においては、合議審査で、書面審査における評点及び審査意見等を基に、成果公開の採否及び経費の配分額を決定します。

審査にあたり、高い総合評点を付す応募成果公開は、必ずしも、全ての個別要素において高い評価を得た成果公開である必要はありません。

分野の特性など、研究成果の公開の多様性に配慮しつつ、当該種目の性格に合った重要な成果公開を幅広く見だし、学術の国際交流に寄与するよう、適切な評価を行ってください。

なお、利害関係にある者が関与している応募成果公開（第8条の二参照）の審査は行わないでください。

i 評価基準

【評定要素】（ ）内は、計画調書における参照箇所を指します。

（1）国際情報発信強化への目標及び評価指標の適切性

（「国際情報発信強化の取組の目標・評価指標」、「国際情報発信強化の取組の実施計画・方法」、「種別」欄など）

- ・目標及び評価指標（中間及び終了時）は具体的に示されているか。
- ・目標は国際情報発信の強化、実現が期待できるものか。
- ・評価指標は改善状況を評価できる適切なものか。
- ・英文以外の言語での応募の場合、当該言語で発行する妥当な理由となっているか。

評点区分	評 定 基 準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

（２）国際情報発信の取組の内容及び実施計画の妥当性

（「国際情報発信強化の取組の概要」「国際情報発信強化の取組の実施計画・方法」欄など）

- ・取組の内容は、これまでの取組と異なる新たなものとなっているか。
- ・各年度の実施計画・方法は、目標を達成するために十分練られたものになっているか。

評点区分	評 定 基 準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

（３）新たな取組の準備状況の妥当性

（「新たな取組の準備状況」欄など）

- ・新たな取組の実施に向け十分な準備がなされているか。
- ・新たな取組の実施が可能な体制が整備されているか。

評点区分	評 定 基 準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

〔総合評点〕

各成果公開の採択について、上記の各評定要素に関する評価結果を参考に、下表の基準に基づいて、5段階評価を行い、総合評点を付してください。

その際、絶対評価を基本としつつも、担当する成果公開全体の中で、下表右欄の評点分布を目安として評点を付すこととし、評点の偏った評価とならないようにしてください。（担当成果公開数が少ない場合は、この限りではありません。）

なお、「利害関係」にあたる応募成果公開の場合は「利害関係の理由」欄に理由を記入して

ください。

複数の学術団体の取組については合議審査の段階で配慮しますので、書面審査においては配慮しないでください。

評点区分	評 定 基 準	評点分布の目安
5	非常に優れた提案であり、最優先で採択すべき	10%
4	優れた提案であり、積極的に採択すべき	20%
3	優れた内容を含んでおり、採択してもよい	40%
2	採択するには内容等にやや不十分な点があり、採択の優先度が低い	20%
1	採択するには内容等に不十分な点があり、採択を見送ることが適当である	10%
—	利害関係があるので判定できない	—

〔審査意見の記入〕

合議審査において、書面審査の結果を適切に反映させるために、審査意見は非常に重要です。

「審査意見」欄には、全ての応募成果公開について、当該成果公開の長所と短所を中心とした審査意見を必ず記入してください。

ii 評定の前提となる基本的な評価項目

上記の評定基準に基づいた総合評価のほかに、下記の項目についても評価を行ってください。

なお、「△」又は「×」の評定をする場合は、その判断に至った根拠を具体的に「その判断に至った理由」欄に記入してください。

(1) 学術的価値と質の確保

(「国際情報発信強化の取組の概要」欄など)

① 学術的価値の確保

- ・刊行される学術刊行物は、重要な学術研究の成果の発信という「国際情報発信強化」の目的・性格に照らし、学術的価値が確保されたものであるか。

評定区分	評 定 基 準
(空白)	学術的価値が確保されている

×	学術的価値が確保されていない
---	----------------

② 質の確保

- ・レフェリー制等により質の保証された原著論文が迅速かつ積極的に発信されているか。

評定区分	評 定 基 準
(空白)	質が確保されている
×	質が確保されていない

(2) 補助要求額の妥当性

(「補助要求額」、「明細」、「補助要求額の必要性・妥当性」欄など)

- ・経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。

評定区分	評 定 基 準
(空白)	補助要求額に近い配分額が望ましい
△	補助要求額より減じた配分額が望ましい
×	補助要求額等に問題がある

(3) 学術団体等組織における経理管理及び監査体制の整備状況

(「経理管理事務・監査体制」欄)

- ・交付された科研費を適正に管理するに十分な経理管理事務体制が整備されているか。
- ・内部監査又は外部監査を行うなどにより、学術団体等組織における監査体制が整備されているか。

評定区分	評 定 基 準
(空白)	学術団体等組織における経理管理事務及び監査体制が整備されており、科研費を交付しても適正な管理ができる
×	学術団体等組織における経理管理事務及び監査体制が整備されているとはいえ、科研費の交付先として適さない。

研究成果公開促進費の書面審査における評価基準等

科学研究費助成事業（科研費）のうち研究成果公開促進費は、研究成果の公開発表、重要な学術研究の成果の刊行及びデータベースの作成について助成することによって、我が国の学術の振興と普及に資するとともに、学術の国際交流に寄与することを目的とするものです。配分審査にあたって、各審査委員は、応募成果公開について、この目的に大きく寄与するかどうかを適切かつ公正に判断することが求められます。

書面審査においては、各応募成果公開について、以下の個別の評価項目及び評価要素に着目しつつ、最終的に、5段階による総合評点を付すこととします。

合議審査では、書面審査における総合評点の素点と平均点を基に、個別の評価要素や応募状況等を適切に勘案して、成果公開の採否及び経費の配分額を決定します。

審査にあたり、高い総合評点を付す応募成果公開は、必ずしも、全ての個別要素において高い評価を得た成果公開である必要はありません。

分野の特性など、研究成果の公開の多様性に配慮しつつ、各種目の性格に合った重要な成果公開を幅広く見いだし、学術の発展に寄与するよう、適切な評価を行ってください。

なお、利害関係にある研究者が研究組織に参加している応募成果公開（第8条の二参照）の審査は行わないでください。

ⅰ 応募要件に係る評価項目

【評価項目】 () 内は、計画調書における参照箇所を示します。

(1) 「データベース」における事項

【競争入札に係る取組状況】

(「競争入札に係る実施又は準備の状況」欄など)

各応募成果公開について、科研費の効率的な執行の観点から、以下の点を考慮し、下記の評価区分により評価をしてください。なお、「×」の評価を付す場合は、その判断に至った根拠を具体的に「その判断に至った理由」欄に記入してください。

- ・一定額を超える契約の締結を要するものについて、契約の相手方を選定するに当たり、一般競争入札の実施又は実施に向けての十分な取り組みがなされているか。

評価区分	評 定 基 準
(空白)	一般競争入札により契約の相手方を既に選定済みである。 契約の相手方を選定するにあたり、一般競争入札の実施に向けての準備がなされている。
×	契約の相手方を一般競争入札によらず選定した、又はする計画となっている。

(2) 「研究成果公开发表」、及び学術団体等が作成する「データベース」における共通事項

【学術団体等組織における経理管理及び監査体制の整備状況】

(「経理管理事務・監査体制」欄)

各応募成果公開について、科研費の適正な管理の実施の観点から、以下の点を考慮し、下記の評定区分により評定をしてください。なお、「×」の評定を付す場合は、その判断に至った根拠を具体的に「その判断に至った理由」欄に記入してください。

- ・ 交付された科研費を適正に管理するに十分な経理管理事務体制が整備されているか。
- ・ 内部監査又は外部監査を行うなどにより、学術団体等組織における監査体制が整備されているか。

評定区分	評 定 基 準
(空白)	学術団体等組織における経理管理事務及び監査体制が整備されており、科研費を交付しても適正な管理ができる。
×	学術団体等組織における経理管理事務及び監査体制が整備されているとはいえず、科研費の交付先として適さない。

ii 評定基準

【評定要素】

(1) 「研究成果公开发表」

① 「研究成果公开发表 (B)」

【シンポジウム・学術講演会等の目的、内容、対象、応募条件】

(「シンポジウム・学術講演会等の目的」、「シンポジウム・学術講演会等の概要」、「シンポジウム・学術講演会等の対象」、「シンポジウム・学術講演会等が及ぼす効果」、「過去3年間に実施した青少年・社会人対象のシンポジウム・学術講演会等開催状況」欄など)

- ・ 過度に専門的ではなく、参加対象に応じたテーマ、内容であるか。
- ・ 小・中・高校生を対象としているものは優先すること。
- ・ 分野、開催地が偏らないようにすること。

② 「研究成果公开发表 (C)」

【国際シンポジウム・国際会議等開催の目的、内容、対象、応募条件】

(「国際シンポジウム・国際会議等開催の目的」、「国際シンポジウム・国際会議等の概要」、「国際シンポジウム・国際会議等のプログラム内容」、「国際シンポジウム・国際会議等における外国人演者の氏名及び主な業績」、「国際シンポジウム・国際会議等開催の準備状況」、「共催の有無について」、「学会の国際的活動」、「国際シンポジウム・国際会議等の実績」欄など)

- ・ 我が国と世界の研究者に研究交流の場を提供するテーマ、内容であるか。
- ・ 特に単年度計画のものについては、準備期間が十分取られており、かつ補助の必要性が高いと認められるか。
- ・ 同一学会に集中しないようにすること。
- ・ 国際会議の一環として、青少年や一般社会人を対象としたシンポジウムが含まれている

ものは優先すること。

- ・日本学術会議の「共同主催国際会議」に採択されているものではないこと。

(2) 「学術図書」

【刊行の目的】

(「刊行物の内容(概要)」、「刊行の目的及び意義」欄など)

- ・「刊行のみ行うもの」にあつては、学術研究の成果を公開するために刊行するものであるか。
- ・「翻訳・校閲の上、刊行するもの」にあつては、我が国の優れた学術研究成果を広く海外に提供するため、日本語で書かれた論文を外国語に翻訳・校閲の上刊行するものであるか。

【学術的価値等】

(「刊行物の内容(概要)」、「本刊行物が学術の国際交流に対して果たす役割」欄など)

- ・学術的価値が高いもの(特に独創的又は先駆的なもの)、又は学術の国際交流に重要な役割を果たすものであるか。

【刊行の意義】

(「刊行の目的及び意義」欄など)

- ・当該学術図書が出版予定年度に刊行されることの意義はあるか。

【応募条件】

(「刊行物の内容(概要)」、「刊行の目的及び意義」欄など)

- ・応募の条件を満たしているか。
なお、次のいずれかに該当する学術図書は、応募条件を満たしていない(公募の対象としていない)ものである。
 - ア) 既に類似の成果が刊行されているもの
 - イ) 既にインターネットや学術誌等を通じて公表されている論文を単に集成し、刊行するもの
 - ウ) 学術研究の成果とは言い難いもの
 - エ) 大学、研究所等の研究機関及び学術団体等がその事業として翻訳・校閲・刊行すべきもの
 - オ) 出版社等の企画によって刊行するもの
 - カ) 市販しないもの
 - キ) 十分に市販性があるもの
 - ク) 翻訳者・校閲者又は出版社等への原稿渡しが、事業開始年度の4月1日より前のもの

(3) 「データベース」

【学術的価値、応募条件】

(「対象分野」、「概要」、「種類」、「性格」、「データベース作成計画」欄など)

- ・学術的価値が高いものであるか。
- ・以下の応募条件を全て満たすものであるか。
 - ア) 我が国の学術研究動向を踏まえ、次のいずれかの分野に属するものであること。

- a) データベース化が国際的にも期待されている分野
- b) 国内においてデータベース化する必要のある分野
- c) 国際的・国内的に同様な内容のデータベースが存在しない分野
- d) データベース化について我が国に協力を求められている分野
- イ) データベース化するためのデータの収集、評価及びそのデータベース化の作業等について、作成組織及び技術的方式が確立していること。
- ウ) 当該データベースにより、広く関係研究者等に情報提供サービスを行う方策が確立しており、公開計画が明確であること。
- エ) データ容量、所要経費が相当量（額）以上であること。

【有用性、公開利用状況等】

（「公開状況」、「公開方法」、「データベース公開の具体的方法」、「公開利用件数（アクセス数）の推移」、「想定している利用対象者及び想定される利用内容」、「利用者からのアクセスを簡便にするための工夫」欄など）

- ・利用対象者及びその利用内容等を踏まえ、有用性が高いと判断できるものであるか。
- ・相応の公開利用件数である等、研究成果の公開・普及に資するものであるか。
- ・公開利用状況を促進するための取り組みがなされているか。

【データベース作成計画の進捗状況】

（「データベース作成計画」、「入力予定データ量」欄など）

- ・複数年度の内約を受けている「重点データベース」については、データベース作成計画が順調に進捗しているものであるか。

【総合評点】

各成果公開の採択について、上記の各評定要素に着目しつつ、下表の基準に基づいて、5段階評価を行い、総合評点を付してください。

その際、種目・区分ごとに担当する応募成果公開全体の中で、下表右欄の評点分布を目安として評点を付すこととし、評点の偏った評価とならないようにしてください。（担当成果公開数が少ない場合は、この限りではありません。）

なお、「－」を付すのは、「利害関係」にあたる応募成果公開のみとします。その場合は「利害関係の理由」欄に理由を記入してください。

また、「×」を付すのは、応募条件を満たしていないと判断する場合とし、どの条件を満たしていないかを「審査意見」欄に記入してください。

評点区分	評 定 基 準	評点分布の目安
5	非常に優れた提案であり、最優先で採択すべき	10%
4	優れた提案であり、積極的に採択すべき	20%
3	優れた内容を含んでおり、採択してもよい	40%
2	採択するには内容等にやや不十分な点があり、採択の優先度が低い	20%
1	採択するには内容等に不十分な点があり、採択を見送ることが適当である	10%
—	利害関係があるので判定できない	—
×	応募条件を満たしていない	—

〔審査意見の記入〕

合議審査において、書面審査の結果を適切に反映させるために、審査意見は非常に重要です。「審査意見」欄には、全ての応募成果公開について、当該成果公開の長所と短所を中心とした審査意見を必ず記入してください。

(参考) 平成29年度新規採択成果公開の採択率

研究成果公开发表	38.9%
学術図書	36.4%
データベース	38.5%

iii その他の評価項目

〔経費の妥当性〕

各応募成果公開について、科研費の効果的・効率的配分を図る観点から、下記の各評定要素に着目しつつ、補助要求額及び経費の妥当性・必要性について、下記の評定区分により、評定をしてください。（「(空白)」以外の評定区分は、各評定基準の記載内容に明らかに該当すると判断する場合。）

なお、「△」又は「×」の評定をする場合は、その判断に至った根拠を具体的に「その判断に至った理由」欄に記入してください。

(1) 「研究成果公开发表 (B)」

【経費の妥当性】

(「応募経費」欄など)

- ・計画及び必要経費を踏まえ、経費の妥当性が高いと判断できるものであるか。
- ・補助要求額に補助対象とならない経費は計上されていないか。また、その積算根拠は明確であるか。

(2) 「研究成果公開発表（C）」

【経費の妥当性】

（「平成30年度開催経費」「平成30年度準備経費」「平成31年度準備及び開催経費」欄など）

- ・計画及び必要経費を踏まえ、経費の妥当性が高いと判断できるものであるか。
- ・補助要求額に補助対象とならない経費は計上されていないか。また、その積算根拠は明確であるか。

(3) 「データベース」

【経費の妥当性】

（「入力予定データ量」、「データベースの作成に直接必要となる経費」、「平成30年度補助要求額の明細」欄など）

- ・作成計画及び必要経費を踏まえ、経費の妥当性が高いと判断できるものであるか。
- ・補助要求額に補助対象とならない経費は計上されていないか。また、その積算根拠は明確であるか。

評定区分	評 定 基 準 (評定に当たっては、欄外「配分状況」を参考にしてください)
(空白)	平均的な充足率であれば当該成果公開の遂行が可能である
○	計画の内容から判断し、充足率を高くすることが望ましい
△	計画の内容から判断し、充足率を低くすることが望ましい
×	経費の内容に問題がある

国際共同研究加速基金（帰国発展研究）の書面審査における評価基準等

科学研究費助成事業（科研費）は、全ての研究分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる学術研究を格段に発展させることを目的とするものです。配分審査にあたって、各審査委員は、応募研究課題について、この目的に大きく寄与するかどうかを適切かつ公正に判断することが求められます。

審査においては、「人文社会系」、「理工系」及び「生物系」の3つの審査区分を適用します。審査方式は、審査委員全員が全ての研究課題について書面審査を行った上で、同一の審査委員が合議審査の場で応募研究課題について幅広い視点から議論により審査する「総合審査」を実施します。

この審査方式により、研究課題に対する深い理解と徹底した議論によって、その提案の独自性、創造性、実行可能性を多角的に見極め、優れた研究課題を見出すことができるよう、適切な評価を行ってください。

書面審査では、各研究課題について、以下の個別の評価要素を考慮した上で、5段階による相対的な総合評点を付すこととします。合議審査では、書面審査における総合評点の素点等を適切に勘案して議論を行い、研究課題の採否及び研究費の配分額を決定します。

なお、審査の過程においては、専門分野に近い研究者が作成する「審査意見書」も活用してください。

審査にあたり、高い総合評点を付す研究課題は、必ずしも、全ての個別要素において高い評価を得た研究課題である必要はありません。

研究分野の特性など、学術研究の多様性に配慮しつつ、幅広く重要な研究を見だし、学術研究が進展するよう、適切な評価を行ってください。

また、利害関係にある研究者が研究組織に参加している応募研究課題（第8条の一参照）の審査は行わないでください。

国際共同研究加速基金（帰国発展研究）は、海外の研究機関等において、優れた研究実績を重ねた独立した研究者が、日本を主たる拠点として、独創的・先駆的な研究を格段に発展させるため、日本に帰国後すぐに研究を開始できるように研究費を支援するものです。したがって、採択にあたっては極めて厳選されたものを選定できるよう、適切な評価を行ってください。

i 評定基準

〔評定要素〕 () 内は、研究計画調書における参照箇所を示します。

(1) 研究課題の学術的重要性・妥当性 (「研究経費」、「研究目的」欄など)

- ・学術的に見て、推進すべき重要な研究課題であるか。
- ・研究構想や研究目的が具体的かつ明確に示されているか。
- ・応募額の規模に見合った研究上の意義が認められるか。

(2) 研究計画・方法の妥当性 (「研究計画・方法」、「研究経費の妥当性・必要性」欄など)

- ・研究目的を達成するため、研究計画は十分練られたものになっているか。
- ・研究計画を遂行する上で、当初計画どおりに進まないときの対応など、多方面からの検討状況は考慮されているか。
- ・研究期間は妥当なものか。
- ・経費配分は妥当なものか。
- ・公募の対象としていない以下のような研究計画に該当しないか。
 - ①単に既製の研究機器の購入を目的とした研究計画
 - ②他の経費で措置されるのがふさわしい大型研究装置等の製作を目的とする研究計画
 - ③商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究計画 (商品・役務の開発・販売等に係る市場動向調査を含む。)
 - ④業として行う受託研究

(3) 研究課題の独創性及び革新性 (「研究目的」、「研究計画・方法」欄)

- ・研究対象、研究手法やもたらされる研究成果等について、独創性や革新性が認められるか。

(4) 研究課題の波及効果及び普遍性 (「研究目的」、「研究計画・方法」欄)

- ・当該研究分野もしくは関連研究分野の進展に対する大きな貢献、新しい学問分野の開拓等、学術的な波及効果が期待できるか。
- ・科学技術、産業、文化など、幅広い意味で社会に与えるインパクト・貢献が期待できるか。

(5) 研究遂行能力の適切性 (「研究計画・方法」、「研究業績」、「これまでに海外で交付を受けた研究費とその成果等」、「今回の研究計画を実施するに当たっての準備状況及び研究成果を社会・国民に発信する方法」欄など)

- ・これまでに受けた研究費とその研究成果を評価し、これまでの研究業績等から見て、研究計画に対する高い遂行能力を有していると判断できるか。
- ・日本を主たる拠点として活動するまでの間に必要な準備を進めているか。
- ・研究課題の成果を社会・国民に発信する方法等は考慮されているか。

【総合評点】

各研究課題の採択について、上記（１）～（５）の評定要素に着目しつつ、「審査意見書」も活用しながら、総合的な判断の上、下表右欄に別途示される評点分布に従って５段階評価を行い、総合評点を付してください。（担当研究課題数が少ない場合は、この限りではありません。）

なお、「利害関係」にあたる研究課題の場合は「利害関係の理由」欄に理由を記入してください。

また、研究計画調書における「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄は、書面審査において付す総合評点には考慮しないこととしているため、それ以外の各欄等に基づいて総合評点を付してください。「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の審査における取扱いは、「iii 留意事項」を確認してください。

評点区分	評 定 基 準	評点分布 の目安
5	非常に優れた研究提案であり、最優先で採択すべき	10%
4	優れた研究提案であり、積極的に採択すべき	20%
3	優れた研究内容を含んでおり、採択してもよい	40%
2	採択するには研究内容等にやや不十分な点があり、採択の優先度が低い	20%
1	採択するには研究内容等に不十分な点があり、採択を見送ることが適当である	10%
—	利害関係があるので判定できない	—

【審査意見の記入】

国際共同研究加速基金（帰国発展研究）では、書面審査と合議審査を同一の審査委員が行いますが、合議審査での議論を深めるためにも、書面審査における審査意見は審査委員名等とともに審査資料として提示します。

「審査意見」欄には、全ての研究課題について、当該研究課題の長所と短所を中心とした審査意見を必ず記入してください。

（参考）平成28年度新規採択研究課題の採択率

国際共同研究加速基金（帰国発展研究） 34.3%

ii その他の評価項目

研究経費の妥当性（「研究経費の妥当性・必要性」欄など）

科研費の効果的・効率的配分を図る観点から、研究経費の妥当性・必要性について以下の点を考慮し、下記の評定区分により、評定をしてください。（「（空白）」以外の評定区分は、各評定基準の記載内容に明らかに該当すると判断する場合。）

なお、「△」又は「×」の評定をする場合は、その判断に至った根拠を具体的に「その判断に至った理由」欄に記入してください。

- ・研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。
- ・設備備品の購入経費等は研究計画遂行上真に必要なものが計上されているか。
- ・研究設備の購入経費、旅費又は人件費・謝金のいずれかの経費が90%を超えて計上されている場合には、研究計画遂行上有効に使用されることが見込まれるか。

評定区分	評 定 基 準 (評定に当たっては、欄外「配分状況」を参考にしてください)
(空白)	平均的な充足率であれば当該研究の遂行が可能である
○	研究計画の内容から判断し、充足率を高くすることが望ましい
△	研究計画の内容から判断し、充足率を低くすることが望ましい
×	研究経費の内容に問題がある

(参考) 平成28年度配分状況(新規採択研究課題の平均充足率)

国際共同研究加速基金(帰国発展研究) 86.6%

iii 留意事項

「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の取扱いについて

研究計画の遂行において人権保護や法令等の遵守が必要とされる研究課題については、関連する法令等に基づき、研究機関内外の倫理委員会等の承認を得るなど必要な手続き・対策等を行った上で、研究計画を実施することとなります。このため、審査の評価項目として考慮する必要はありません。

なお、研究を実施するに当たり所定の手続き・対策等に不十分な点が見受けられるなど研究機関に対して予め指摘が必要と考える場合には、その考えに至った根拠を具体的に「その判断に至った理由」欄に記入してください。採択された場合には、応募者が所属する研究機関に対して所定の手続き・対策等を行うよう通知するとともに、不採択であった場合でも、審査結果の開示において所定の手続き・対策等に不十分な点があった旨を表示します。

また、「本項目に該当しない」又は「特段の問題はない(判断できない場合も含む。)」場合には、「その判断に至った理由」欄への記入は不要です。

競争的資金の適正な執行に関する指針

平成 17 年 9 月 9 日
(平成 18 年 11 月 14 日改正)
(平成 19 年 12 月 14 日改正)
(平成 21 年 3 月 27 日改正)
(平成 24 年 10 月 17 日改正)
(平成 29 年 6 月 22 日改正)
競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ

1. 趣旨

第3期科学技術基本計画（平成18年3月閣議決定）において、政府研究開発投資の投資効果を最大限発揮させることが必要とされ、研究開発の効果的・効率的推進のため、研究費配分において、不合理な重複・過度の集中の排除の徹底、不正受給・不正使用への厳格な対処といった無駄の徹底排除が求められている。また、実験データの捏造等の研究者の倫理問題についても、科学技術の社会的信頼を獲得するために、国等は、ルールを作成し、科学技術を担う者がこうしたルールに則って活動していくよう促していくこととしている。

これに関連して、総合科学技術会議では、公的研究費の不正使用等は、国民の信頼を裏切るものとして、平成18年8月に「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について(共通的な指針)」を決定し、各府省・関係機関に対して、機関経理の徹底及び研究機関の体制の整備など、この共通的な指針に則った取組を推進するよう求めている。

また、研究上の不正に関しても、総合科学技術会議では、科学技術の発展に重大な悪影響を及ぼすものとして、平成18年2月に「研究上の不正に関する適切な対応について」を決定し、国による研究費の提供を行う府省及び機関は、不正が明らかになった場合の研究費の取扱について、あらかじめ明確にすることとしている。

本指針は、これらの課題に対応するため、まず、競争的資金について、不合理な重複・過度の集中の排除、不正受給・不正使用及び研究論文等における研究上の不正行為に関するルールを申し合わせるものである。各府省は、この指針に基づき、所管する各制度の趣旨に則り、適切に対処するものとする。

2. 不合理な重複・過度の集中の排除

(1) 不合理な重複・過度の集中の考え方

- ① この指針において「不合理な重複」とは、同一の研究者による同

一の研究課題(競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。)に対して、複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- 既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- その他これらに準ずる場合

② この指針において「過度の集中」とは、同一の研究者又は研究グループ(以下「研究者等」という。)に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- 当該研究課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- その他これらに準ずる場合

(2) 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除の方法

関係府省は、競争的資金の不合理な重複及び過度の集中を排除するため、以下の措置を講じるものとする。なお、独立行政法人等が有する競争的資金については、同様の措置を講ずるよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

① 府省共通研究開発管理システム(以下「共通システム」という。)を活用し、不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を競争的資金の担当課(独立行政法人等である配分機関を含む。以下同じ。)間で共有すること及び不合理な重複及び過度の集中があった場合には採択しないことがある旨、公募要領上明記する。

② 応募時に、他府省を含む他の競争的資金等の応募・受入状況(制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等)の共通事項を応募書類に記載させる。なお、応募書類に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とする

ことがある旨、公募要領上明記する。

③ 共通システムを活用し、課題採択前に、必要な範囲で、採択予定課題に関する情報（制度名、研究者名、所属機関、研究課題、研究概要、予算額等）を競争的資金の担当課間で共有化し、不合理な重複又は過度の集中の有無を確認する。なお、情報の共有化に当たっては、情報を有する者を限定する等、情報共有の範囲を最小限とする。

④ 応募書類及び他府省からの情報等により「不合理な重複」又は「過度の集中」と認められる場合は、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分を行う。

なお、本指針の運用に当たっては、競争的な研究環境を醸成すれば、優秀な研究者がより多くの研究費や研究課題を獲得することも考えられ、競争的資金の重複や集中の全てが不適切というわけではないことに十分留意する必要がある。

3. 不正使用及び不正受給への対応（別表1）

関係府省は、競争的資金の不正使用又は不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者や、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務（以下、「善管注意義務」という）に違反した研究者に対し、以下の措置を講ずるものとする。なお、独立行政法人等有する競争的資金については、同様の措置を講ずるよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

(1) 不正使用（故意若しくは重大な過失による競争的資金の他の用途への使用又は競争的資金の交付の決定の内容やこれに附した条件に違反した使用をいう）を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当該競争的資金への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金の担当課に当該不正使用の概要（不正使用をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金の担当課は、所管する競争的資金への応募を制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。

この不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する応募の制限の期間は、不正の程度により、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降1から10年間とする。

(2) 偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当該競争的資金への応募資格を

制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金の担当課に当該不正受給の概要（不正受給をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金の担当課は、所管する競争的資金への応募を制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。

この不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する応募の制限の期間は、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降5年間とする。

- (3) 善管注意義務に違反した研究者に対し、当該競争的資金への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金の担当課に当該義務違反の概要（義務違反をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、違反の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金の担当課は、所管する競争的資金への応募を制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。

この善管注意義務に違反した研究者に対する応募の制限の期間は、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降1又は2年間とする。

4. 研究上の不正行為への対応（別表2）

関係府省は、競争的資金による研究論文・報告書等において、研究上の不正行為（捏造、改ざん、盗用）があったと認定された場合、以下の措置を講ずるものとする。なお、独立行政法人等が有する競争的資金については、同様の措置を講ずるよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

- (1) 当該競争的資金について、不正行為の悪質性等を考慮しつつ、全部又は一部の返還を求めることができることとし、その旨を競争的資金の公募要領上明記する。
- (2) 不正行為に関与した者については、当該競争的資金への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金の担当課に当該研究不正の概要（研究機関等における調査結果の概要、不正行為に関与した者の氏名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金の担当課は、所管する競争的資金への応募についても制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。

これらの応募の制限の期間は、不正行為の程度等により、原

則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2から10年間とする。

- (3) 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があるとされた者については、上記(2)と同様とし、その旨を公募要領上明記する。

この応募の制限の期間は、責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1から3年間とする。

5. 不正事案の公表について

関係府省は、上記の「不正使用及び不正受給への対応」及び「研究上の不正行為への対応」により応募資格を制限する場合、当該不正事案の概要（制度名、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を原則、速やかに公表するものとする。なお、独立行政法人等有する競争的資金については、同様の対応をするよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

6. その他

- (1) 上記の「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除の取組みは、公募要領の改正等の所要の手続きを経た上で、平成20年1月以降公募を行うものから、順次実施することとする。

なお、平成19年中に公募を行ったものについても、本指針の趣旨に従い、可能な範囲で対応する。

- (2) 上記の「不正使用及び不正受給への対応」の取組みは、公募要領の改正等の所要の手続きを経た上で、平成17年9月以降公募を行うものから、順次実施することとする。

なお、平成17年度の公募分については、本指針の趣旨に従い、可能な範囲で対応する。

- (3) 上記の「研究上の不正行為への対応」の取組みは、公募要領の改正等の所要の手続きを経た上で、平成18年11月以降公募を行うものから、順次実施することとする。

なお、平成18年度公募分については、本指針の趣旨に従い、可能な範囲で対応する。

- (4) 平成24年10月17日の改正に係る取組み（別表1及び別表2）は、内規の改正等の所要の手続きを経た上で、応募制限期間等を決

定するものから順次実施することとする。

なお、各府省において改正した内規の施行日以降に、改正前の内規を適用している交付要綱や委託契約により開始した事業の不正使用、不正行為について応募制限期間を決定する場合で、改正後の内規により応募制限期間が短くなる場合には、短いものを適用する。

また、改正後の内規に基づいて判断された応募制限期間が改正前の内規に基づいて判断された応募制限期間より長くする取組み（別表1の1．個人の利益を得るための私的流用の場合の10年、及び、2．私的流用以外で社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断された場合の5年等）については、平成25年度当初予算以降の事業（継続事業も含む）で不正使用があった場合に、実施することとする。

- (5) 上記の「不正事案の公表について」の取組は、内規の改正等の所要の手続きを経た上で、順次実施することとする。

なお、各府省等においては、それぞれの規程等に基づき、本指針より厳しく対応することを妨げるものではない。

- (6) 関係府省は、応募の制限等を決定した後、自府省の共通システムの配分機関管理者に当該不正の概要を報告する。当該配分機関管理者は、共通システムに競争的資金の不正使用・不正受給・善管注意義務違反及び研究上の不正行為に関連して、応募資格を制限した研究者の研究者番号、応募制限期間、当該不正又は義務違反の概要及び処分の判断理由を登録することにより、関係府省間で当該情報を共有化する。

- (7) 不正使用が起きた当該府省は、不正使用の程度に応じ、適正に応募制限期間が決定されるよう、当該不正案件の概要及び応募制限期間及び判断理由について、共通システムとは別に、関係府省間で当該情報を共有化する。

なお、不正使用の案件が複数の府省にまたがる場合は、その金額の最も多い府省が、主担当府省となり、複数の府省が決定した応募制限期間等の情報を取りまとめて、当該情報を共有化する。

- (8) 関係府省は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき研究者等の個人情報の適正な取扱い及び管理を行うものとする。

なお、競争的資金を所管する独立行政法人等に対し、主務省から独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律等に基づき同様の措置を行う旨、要請するものとする。

- (9) 本指針は、その運用状況等を踏まえて必要に応じ見直すとともに、本連絡会としては、総合科学技術・イノベーション会議における議論等を踏まえ、今後とも必要な対応を行っていく。

(別表1)

不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者(3.)	不正使用の程度		応募制限期間
不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者(3.(1))	1. 個人の利益を得るための私的流用		10年
	2. 1. 以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者(3.(2))			5年
不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者(3.(3))			善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年

※ 以下の場合、応募制限を科さず、嚴重注意を通知する。

- ・ 3.(1)において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・ 3.(3)において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

(別表2)

不正行為に係る応募制限の対象者 (4.)		不正行為の程度	応募制限期間	
不正行為に関与した者(4.(2))	1. 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらのもと同等の責任を負うと認定されたもの)	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
		上記以外の著者	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
	3. 1. 及び2. を除く不正行為に関与した者		2～3年	
	不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者)(4.(3))		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	

科学研究費助成事業「国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A・B））」
審査要項

平成27年9月25日
独立行政法人日本学術振興会
国際科学研究費委員会決定
改正 平成30年7月6日

第1章 総則

（目的）

第1条 この要項は、国際科学研究費委員会（以下「委員会」という。）（別添1）において行う科学研究費助成事業「国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A・B））」に係る審査（事前評価）（以下「審査」という。）に関し必要な事項を定めることにより、その適正な実施を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 研究課題 科学研究費助成事業「国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A・B））」の対象となる個々の研究をいう。
- 二 基課題 研究課題の研究代表者が、応募年度の4月1日現在で採択されている「基盤研究（海外学術調査を除く）」又は「若手研究」の研究課題をいう。
- 三 審査委員 委員会規程第8条に定める小委員会に属する専門委員をいう。

（審査の時期）

第3条 審査は、応募書類の受理後、速やかに行う。

（審査の方法）

第4条 審査は、次の各号に掲げる方法を組み合わせて行う。

- 一 書面による審査
- 二 合議による審査

（守秘の徹底）

第5条 審査の過程は、非公開とする。

- 2 審査委員は、審査の過程で知ることができた次の各号に掲げる情報を他に漏らしてはならない。
 - 一 計画調書及びそれらの内容
 - 二 審査委員の発言内容及び審査に関連して審査委員を特定できる情報（氏名、所属機関及び専門分野を含む）
 - 三 審査委員が行う評点及びその集計結果
 - 四 審査の結果（研究課題の研究代表者に開示されるまでの間）
 - 五 各小委員会に属する審査委員の氏名等（公表されるまでの間）
 - 六 その他非公開とされている情報
- 3 審査委員は、審査結果についての問い合わせに応じないものとする。

（研究者倫理の遵守）

第6条 審査委員は、審査の過程で知り得た他人の独自性のあるアイデア及び未発表の研究成果を自身の利益のために利用すること及び第三者に漏らすことは、研究者倫理及び社会的倫理に反するため、行ってはならない。

(利害関係者の排除)

第7条 審査に関する利害関係の排除の取扱いについては、次のとおりとする。

- 一 審査委員が研究課題の研究代表者又は研究分担者である場合は、審査に加わらないこととする。
- 二 審査委員が研究課題の基課題の研究分担者である場合は、審査に加わらないこととする。
- 三 審査委員が、研究課題の研究代表者、研究分担者又は研究課題の研究代表者が国際共同研究の実施を計画している海外共同研究者との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、審査に加わらないこととする。
 - (1) 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
 - (2) 緊密な共同研究を行う関係
(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆もしくは同一目的の研究会メンバーにおいて、緊密な関係にある者)
 - (3) 同一研究単位での所属関係 (同一研究室の研究者等)
 - (4) 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係
 - (5) 研究課題の採否又は審査が審査委員の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

(審査結果の開示等)

第8条 各審査委員の研究課題に対する審査結果が特定されないよう配慮した上で、採択されなかった研究代表者のうち、応募時に審査結果の開示を希望した者に対して、各小委員会又は審査グループにおける採択されなかった研究課題全体の中でののおおよその順位及びその他の評価項目の評価結果を開示する。

2 審査委員の氏名等は、審査終了後、一般に公開する。

第2章 審査（事前評価）

(審査の方針)

第9条 審査は、平成15年11月14日科学技術・学術審議会決定「独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費助成事業の審査の基本的考え方」を踏まえ、次の方針により行うものとする。

一 全研究種目共通の方針

- (1) 平成28年12月21日に内閣総理大臣決定された「国の研究開発評価に関する大綱的指針」の趣旨及び平成14年6月20日（最終改定 平成29年4月1日）に文部科学大臣決定された「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」に則り、厳正な審査を行う。
- (2) 研究課題は、各研究種目の目的、性格に即し、国内外の学術研究の動向に照らし特に重要なものを選定する。その際、別添5「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日（平成24年10月17日改正）競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）を踏まえ、研究資金の不合理な重複や過度の集中の排除についても十分配慮する。
なお、単に研究課題が他の研究費制度の助成対象となり得ること、あるいは、他の研究費制度による事業を実施中であることのみをもって、不利益な取扱いを行わないこととする。

- (3) 研究代表者が研究分担者とともに研究組織を構成する研究課題にあつては、研究組織の構成が適切であり、かつ、各々の研究分担者の果たす役割が明確であるものを選定する。
- (4) 各審査区分及び審査希望分野への配分方法
- ① 各審査区分及び審査希望分野にわたって調和を図るとともに、学術研究の実態に適合するようあらかじめ審査区分及び審査希望分野毎の配分枠を設けるものとする。
 - ② 新規応募研究課題に係る審査区分及び審査希望分野毎の配分枠は、文部科学省から示される配分予定額をもとに、別添2「科学研究費助成事業「国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A・B）」配分方式」（以下、「配分方式」という。）により算出した額とする。
- (5) 配分予定額の決定
- ① 採択した研究課題に対しては、その研究の内容に対応する必要な額を配分する。また、配分額は原則として10万円単位とする。
 - ② 採択候補研究課題の配分予定額については、合議審査において決定する。その際、研究が十分遂行し得るよう配慮すること。
- (6) 他の研究課題の受入・応募等の状況の取扱い
- ① 他の研究課題の受入・応募等の状況は、合議審査において「研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とする。
 - ② 採択候補研究課題については、研究計画調書の「研究費の応募・受入等の状況」欄を参照し、研究資金の不合理な重複や過度の集中に該当しないかどうかを確認する。
 - ③ 応募研究課題を研究資金の不合理な重複や過度の集中に該当することを理由として不採択とする場合には、合議審査において決定する。
- (7) 研究課題の他の研究種目又は審査区分への移し換えはしない。
- (8) 相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究課題又はアンケート調査等を行う研究課題については、人権及び利益の保護の取扱いについて十分配慮する必要がある。
- (9) ヒト遺伝子解析研究等（ヒトゲノム・遺伝子解析研究、特定胚の取扱いを含む研究、ヒトES細胞の樹立及び使用を含む研究、遺伝子組換え実験、遺伝子治療臨床研究及び疫学研究を含む研究）に係る研究課題については、法令等の遵守への対応に十分配慮する必要がある。

二 研究種目別の方針

(1) 国際共同研究強化（A）

- ① 応募年度の4月1日現在で「基盤研究（海外学術調査を除く）」又は「若手研究」に採択されており、応募時点において研究を実施中の研究者（応募年度の4月1日現在で36歳以上45歳以下の者。ただし、博士の学位を取得後5年以上経過した者は36歳未満でも可。）が一人で一定期間海外の大学や研究機関において海外共同研究者と共同で行う研究計画であつて、基課題を格段に進展させることが期待される研究課題を選定する。
- ② 研究期間は、交付申請した年度から起算して3年目の年度末までとする。
- ③ 渡航期間は6ヶ月から1年を原則とするが、研究期間の範囲内において1年を超えて渡航する計画も可能とする。また、渡航先での研究活動に支障を及ぼさない一時帰国は

可能とする。ただし、交付申請を行った年度の翌年度中までに渡航を開始するものとする。

(2) 国際共同研究強化 (B)

- ① 複数 (3人から5人程度) の日本側研究者による研究組織を構成し、海外の研究機関に所属する研究者と共同して行う国際共同研究が中核をなす研究計画であって、学術の発展に必要な国際共同研究を実施することにより、独創的、先駆的な研究を格段に発展させるための研究課題を選定する。
- ② 研究組織に1名以上の若手研究者 (開始年度の4月1日現在で博士の学位を取得後8年未満の者及び博士の学位取得後に取得した産前・産後の休暇、育児休業の期間を除くと博士の学位取得後8年未満となる者及び39歳以下の博士の学位を未取得の者も対象とする) が参画する研究計画を対象とする。また、若手研究者が研究代表者の場合には、1人又は2人の若手研究者で組織される研究計画も対象とする。
- ③ 研究計画は、海外の研究者 (又は研究者グループ) との共同研究を前提とし、当該研究者グループの研究拠点である「海外の研究機関等 (国外地域を含む)」に日本側研究者が直接出向き研究活動を実施するものを対象とする。
- ④ 研究期間は、3年から6年以内とする。

(審査の実施体制)

第10条 委員会において行う審査は、委員会に設置する小委員会及び小委員会に設ける審査グループにおいて行うものとする。

(審査の方法)

第11条 審査の方法は、次のとおりとする。

一 国際共同研究強化 (A)

[研究課題の採択決定までの進め方]

- ① 各審査グループにおいては、個別の書面審査を行い、合議により採択研究課題を決定する。
- ② 各審査グループにおいて応募件数が多数の場合には、審査を円滑に進めるため、当該審査グループを分割して複数の審査組織を設ける。この場合、本規程においては、当該審査組織を各審査グループと読み替える。
- ③ 各審査グループに属する審査委員は、別添3の評定基準等に基づき、事前に研究計画調書により審査を行う。

[各審査グループ等における採択研究課題の決定までの進め方]

- ① 各審査グループは、配分方式により算出した審査希望分野 (各審査グループ) ごとの「配分枠」を基に、合議により、採択研究課題を決定する。
- ② 各審査グループは、採択研究課題を決定する際に、「配分枠」の範囲内で多くの研究課題を採択するために、採択候補研究課題の充足率を著しく下げるなど、不適切な配分予定額の調整は避ける。
- ③ 各審査グループは、採択研究課題を決定するにあたり、他の研究資金との不合理な重複や過度の研究費の集中の可能性がないか考慮することとする。
- ④ 各審査グループの議決をもって各小委員会の議決とする。

二 国際共同研究強化 (B)

[研究課題の採択決定までの進め方]

- ① 各小委員会は、各小委員会に属する審査委員全員が全ての研究課題について書面審査を行った上で、同一の審査委員が合議審査の場で各応募研究課題について幅広い観点から議論により審査し、採択研究課題を決定する。

- ② 各小委員会において応募件数が多数の場合には、審査を円滑に進めるため、当該小委員会を分割して複数の審査組織を設ける。この場合、本規程においては、当該審査組織を各小委員会と読み替える。
- ③ 各小委員会に属する審査委員は、別添4の評定基準に基づき、事前に研究計画調書により審査を行う。

[各小委員会等における採択研究課題の決定までの進め方]

- ① 各小委員会は、配分方式により算出した「配分枠」を基に採択研究課題を決定する。
- ② 各小委員会は、採択研究課題を決定する際に、「配分枠」の範囲内で多くの研究課題を採択するために、採択候補研究課題の充足率を著しく下げるなど、不適切な配分予定額の調整は避ける。
- ③ 各小委員会は、採択研究課題を決定するにあたり、他の研究資金との不合理な重複や過度の研究費の集中の可能性がないか考慮することとする。

附則（平成27年9月25日）

この規程は、平成27年9月25日から施行する。

附則（平成28年8月4日）

この規程は、平成28年8月4日から施行する。

附則（平成29年7月24日）

この規程は、平成29年7月24日から施行する。

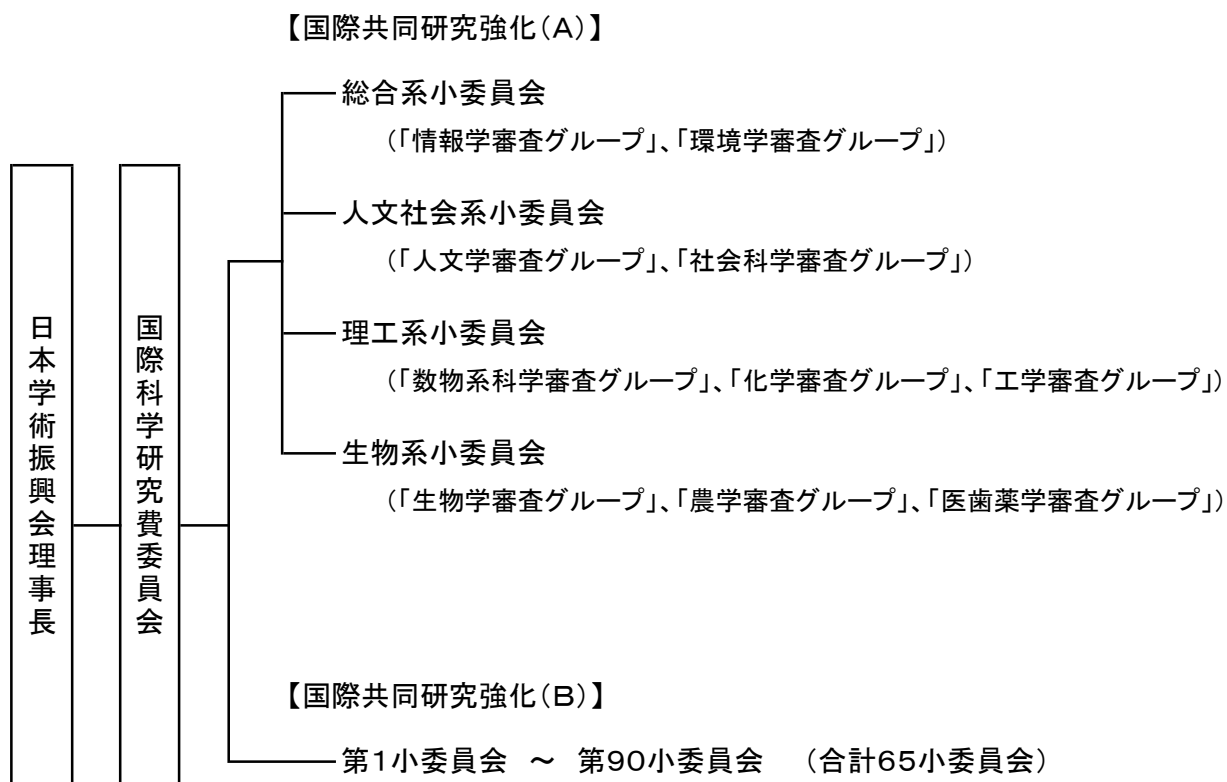
附則（平成30年5月17日）

この規程は、平成30年5月17日から施行する。

附則（平成30年7月6日）

この規程は、平成30年7月6日から施行する。

国際科学研究費委員会組織図



科学研究費助成事業
「国際共同研究加速基金（国際共同研究強化A・B）」
配分方式

○国際共同研究加速基金（国際共同研究強化A・B）の審査区分及び審査希望分野毎の配分枠

$$A \times \frac{a + b}{2}$$

（注）要素：A＝当該研究種目の全研究期間の配分予定額

a＝当該研究種目の全研究期間の新規応募研究経費（C）に対する当該審査区分及び審査希望分野に係る全研究期間の新規応募研究経費（D）の構成比〔D／C〕

b＝当該研究種目の新規応募研究課題数（E）に対する当該審査区分及び審査希望分野に係る新規応募研究課題数（F）の構成比〔F／E〕

国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A））の 書面審査における評定基準等

科学研究費助成事業（科研費）は、全ての研究分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる学術研究を格段に発展させることを目的とするものです。配分審査にあたって、各審査委員は、応募研究課題について、この目的に大きく寄与するかどうかを適切かつ公正に判断することが求められます。

本研究種目では、書面審査と合議審査を同一の審査委員が実施します。

書面審査では、各研究課題について、以下の個別の評定要素を考慮した上で、4段階による相対的な総合評点を付すこととします。合議審査では、書面審査における総合評点の素点等を適切に勘案して議論を行い、研究課題の採否及び研究費の配分額を決定します。

審査にあたり、高い総合評点を付す研究課題は、必ずしも、全ての個別要素において高い評価を得た研究課題である必要はありません。

研究分野の特性など、学術研究の多様性に配慮しつつ、幅広く重要な研究を見いだし、学術研究が進展するよう、適切な評価を行ってください。

また、利害関係にある研究者が研究組織に参加している応募研究課題（第7条参照）の審査は行わないでください。

「国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A））（以下「国際共同研究強化（A）」という。）」は、科研費採択者が現在実施している研究計画について、国際共同研究を行うことでその研究計画を格段に発展させ、優れた研究成果をあげることが目的とするものです。その結果、国際的に活躍できる、独立した研究者の養成にも資することを目指しています。そのため、応募年度の4月1日現在で「基盤研究（海外学術調査は除く）」又は「若手研究」に採択されており、応募時点において研究を実施中の研究代表者（応募年度の4月1日現在で36歳以上45歳以下の者。ただし、博士の学位を取得後5年以上経過した者は36歳未満でも可。）が一人で一定期間海外の大学や研究機関において海外共同研究者と共同で行う研究計画を対象とし、留学等単なる海外派遣を推進するものではありません。

したがって、書面審査では、国際共同研究強化（A）としての適切性を考慮し、国際共同研究の意義や必要性等について、専門分野のみならず幅広い観点から、以下に述べる5つの要素を中心に評価を行ってください。

i 評価基準

〔評定要素〕

- (1) 国際共同研究を実施することで、既に科研費に採択されている研究がどのように発展するか明確になっており、その発展性が期待できるか
- (2) 海外共同研究者との連携関係や外国機関における研究環境が整っているなど必要な準備を行っており、優れた国際共同研究を遂行できるか
- (3) 国内外の研究動向等にかんがみ、国際的な環境で海外共同研究者との研究を行う意義や必要性があるか
- (4) 研究代表者が、今回計画している国際共同研究に関連してこれまでに質の高い業績をあげている者であり、海外共同研究者との円滑な連携により優れた研究成果を期待できるか
- (5) 本事業により見込まれる国際的な研究上の連携によって、当該研究者が独立した研究者として国際的に活躍することや、当該研究分野又は関連研究分野への貢献や新たな研究分野の開拓が期待できるか

〔総合評点〕

【書面審査】

各研究課題の採択について、上記(1)～(5)の評定要素に着目しつつ、国際共同研究強化(A)としての適切性も考慮し、総合的な判断の上、下表右欄に基づき示される評点分布に従って4段階評価を行い、総合評点を付してください。(担当研究課題数が少ない場合は、この限りではありません。)

なお、「利害関係」にあたる研究課題の場合は「利害関係の理由」欄に理由を記入してください。

また、研究計画調書における「研究費の応募・受入等の状況」欄、「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄は、書面審査において付す総合評点には考慮しないこととしているため、それ以外の各欄等に基づいて総合評点を付してください。「研究費の応募・受入等の状況」欄、「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の審査における取扱いは、「iii 留意事項」を確認してください。

評点区分	評点分布の目安
4	10%
3	20%
2	40%
1	30%
利害関係にあるので判定できない	—

注：評価にあたっては、以下を目安として評点を付してください。

「4：非常に優れている」、「3：優れている」、「2：普通」、「1：劣っている」

〔審査意見の記入〕

国際共同研究強化（A）では、書面審査と合議審査を同一の審査委員が行いますが、合議審査での議論を深めるために、書面審査における審査意見は審査委員名とともに審査資料として提示します。

「審査意見」欄には、全ての研究課題について、当該研究課題の長所と短所を中心とした審査意見を必ず記入してください。

（参考）平成29年度新規採択研究課題の採択率 33.2%

ii その他の評価項目

研究経費の妥当性

科研費の効果的・効率的配分を図る観点から、研究経費の妥当性・必要性について以下の点を考慮し、下記の評定区分により、評定をしてください。（「空白」以外の評定区分は、研究計画との整合性の観点から、各評定基準の記載内容に明らかに該当すると判断する場合。）また、本研究種目では応募額を最大限尊重した研究経費の配分を行う予定であり、充足率を100%に近い水準とする予定です。

なお、「△」又は「×」の評定をする場合は、その判断に至った根拠を具体的に「その判断に至った理由」欄に記入してください。

- ・研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。
- ・設備備品の購入経費等は研究計画遂行上真に必要なものが計上されているか。

評定区分	評 定 基 準 (評定に当たっては、欄外「配分状況」を参考にしてください)
(空白)	平均的な充足率であれば当該研究の遂行が可能である
△	研究計画の内容から判断し、充足率を低くすることが望ましい
×	研究経費の内容に問題がある

（参考）平成29年度配分状況（新規採択研究課題の平均充足率） 95.3%

iii 留意事項

(1) 「研究費の応募・受入等の状況」欄の取扱いについて

他の研究課題の応募・受入等の状況については、合議審査において「研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とすることとしています。このため、書面審査においては考慮しないでください。

(2) 「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の取扱いについて

研究計画の遂行において人権保護や法令等の遵守が必要とされる研究課題については、関連する法令等に基づき、研究機関内外の倫理委員会等の承認を得るなど必要な手続き・対策等を行った上で、研究計画を実施することとなります。このため、書面審査の評価項目として考慮する必要はありません。

なお、研究を実施するに当たり所定の手続き・対策等に不十分な点が見受けられるなど研究機関に対して予め指摘が必要と考える場合には、その考えに至った根拠を具体的に「その判断に至った理由」欄に記入してください。採択された場合には、応募者が所属する研究機関に対して所定の手続き・対策等を行うよう通知するとともに、不採択であった場合でも、審査結果の開示において所定の手続き・対策等に不十分な点があった旨を表示します。

また、「本項目に該当しない」又は「特段の問題はない（判断できない場合も含む。）」場合には、「その判断に至った理由」欄への記入は不要です。

国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（B））の 書面審査における評価基準等

科学研究費助成事業（科研費）は、全ての研究分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる学術研究を格段に発展させることを目的とするものです。配分審査にあたって、各審査委員は、応募研究課題について、この目的に大きく寄与するかどうかを適切かつ公正に判断することが求められます。

審査においては、審査区分として「中区分」を適用します。審査方式は、審査委員全員が全ての研究課題について書面審査を行った上で、同一の審査委員が合議審査の場で応募研究課題について幅広い視点から議論により審査する「総合審査」を実施します。

この審査方式により、研究課題に対する深い理解と徹底した議論によって、その提案の独自性、創造性、実行可能性及び国際共同研究の意義・必要性を多角的に見極め、優れた研究課題を見出すことができるよう、適切な評価を行ってください。

書面審査では、各研究課題について、以下の個別の評価要素を考慮した上で、4段階による相対的な総合評点を付すこととします。合議審査では、書面審査における総合評点の素点等を適切に勘案して議論を行い、研究課題の採否及び研究費の配分額を決定します。

審査にあたり、高い総合評点を付す研究課題は、必ずしも、全ての個別要素において高い評価を得た研究課題である必要はありません。

研究分野の特性など、学術研究の多様性に配慮しつつ、幅広く重要な研究を見だし、学術研究が進展するよう、適切な評価を行ってください。

また、利害関係にある研究者が研究組織に参加している応募研究課題（第7条の一参照）の審査は行わないでください。

国際共同加速基金（国際共同研究強化（B））は、学術研究の発展に必要な国際共同研究を実施することにより、独創的、先駆的な研究を格段に発展させることを目的とするものです。その結果、我が国の研究者が国際的なネットワークの中で中核的な役割を担うことにより、国際共同研究の基盤の構築や更なる強化に資すること、また、若手研究者の参画を要件とすることにより、早期に国際的なネットワークを構築し、国際的に活躍できる研究者の養成にも資することを目指しています。

このように、国際共同研究の基盤の構築や更なる強化に資することを目指す制度である

ことから、研究構想の学術研究としての意義のみならず、海外の研究機関等における研究計画の有効性等を評価し、課題を厳選の上支援を行うこととします。

i 評定基準

〔評定要素〕

(1) 研究課題の学術的重要性・妥当性

- ・学術的に見て、推進すべき重要な研究課題であるか。
- ・研究課題の核心をなす学術的「問い」は明確であり、学術的独自性や創造性が認められるか。
- ・研究計画の着想に至る経緯や、関連する国内外の研究動向と研究の位置づけは明確であるか。

(2) 国際共同研究の意義・必要性

- ・海外における研究活動を中核とする研究計画であり、国内外の研究動向等にかんがみ、国際的な環境で海外共同研究者との研究を行う意義や必要性があるか。
- ・本国際共同研究を行うことで、研究代表者を中核として世界における当該研究分野の研究を主導することが期待できるか。

(3) 研究目的、研究方法の妥当性

- ・研究目的が明確であり、その研究目的を達成するため、研究方法等は具体的かつ適切であるか。また、研究経費は研究計画と整合性がとれたものとなっているか。

(4) 研究遂行能力及び研究環境の適切性

- ・これまでの研究活動等から見て、研究計画に対する十分な遂行能力を有しているか。
- ・研究計画の遂行に必要な研究施設・設備・研究資料等、研究環境は整っているか。

(5) 研究課題の波及効果

- ・本研究課題によって成果があがった場合、より広い学術、科学技術あるいは社会などへの波及効果が期待できるか。

〔総合評点〕

各研究課題の採択について、上記(1)～(5)の評定要素に着目しつつ、総合的な判断の上、下表右欄に基づき示される評点分布に従って4段階評価を行い、総合評点を付してください。(担当研究課題数が少ない場合は、この限りではありません。)

なお、「利害関係」にあたる研究課題の場合は「利害関係の理由」欄に理由を記入してください。

また、研究計画調書における「研究費の応募・受入等の状況」欄、「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄は、書面審査において付す総合評点には考慮しないこととしているため、それ以外の各欄等に基づいて総合評点を付してください。「研究費の応募・受入等の状況」欄、「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の審査における取扱いは、「iii 留意事項」を確認してください。

評点区分	評 定 基 準	評点分布の目安
S	最優先で採択すべき	10%
A	積極的に採択すべき	10%
B	採択してもよい	10%
C	S～Bに入らないもの	70%
—	利害関係があるので判定できない	—

〔審査意見の記入〕

国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（B））では、書面審査と合議審査を同一の審査委員が行いますが、合議審査での議論を深めるためにも、書面審査における審査意見は審査委員名等とともに審査資料として提示します。

「審査意見」欄には、全ての研究課題について、当該研究課題の長所と短所を中心とした審査意見を必ず記入してください。

ii その他の評価項目

研究経費の妥当性

科研費の効果的・効率的配分を図る観点から、研究経費の妥当性・必要性について以下の点を考慮し、下記の評定区分により、評定をしてください。（「（空白）」以外の評定区分は、各評定基準の記載内容に明らかに該当すると判断する場合。）

なお、「△」又は「×」の評定をする場合は、その判断に至った根拠を具体的に「その判断に至った理由」欄に記入してください。

- ・研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。
- ・設備備品の購入経費等は研究計画遂行上真に必要なものが計上されているか。
- ・研究設備の購入経費、旅費又は人件費・謝金のいずれかの経費が90%を超えて計上されている場合には、研究計画遂行上有効に使用されることが見込まれるか。

評定区分	評 定 基 準 (評定に当たっては、欄外「配分状況」を参考にしてください)
(空白)	平均的な充足率であれば当該研究の遂行が可能である
○	研究計画の内容から判断し、充足率を高くすることが望ましい
△	研究計画の内容から判断し、充足率を低くすることが望ましい
×	研究経費の内容に問題がある

iii 留意事項

(1) 「研究費の応募・受入等の状況」欄の取扱いについて

他の研究課題の応募・受入等の状況については、合議審査において「研究資金の不合理的な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とすることとしています。このため、書面審査においては考慮しないでください。

(2) 「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の取扱いについて

研究計画の遂行において人権保護や法令等の遵守が必要とされる研究課題については、関連する法令等に基づき、研究機関内外の倫理委員会等の承認を得るなど必要な手続き・対策等を行った上で、研究計画を実施することとなります。このため、審査の評価項目として考慮する必要はありません。

なお、研究を実施するに当たり所定の手続き・対策等に不十分な点が見受けられるなど研究機関に対して予め指摘が必要と考える場合には、その考えに至った根拠を具体的に「その判断に至った理由」欄に記入してください。採択された場合には、応募者が所属する研究機関に対して所定の手続き・対策等を行うよう通知するとともに、不採択であった場合でも、審査結果の開示において所定の手続き・対策等に不十分な点があった旨を表示します。

また、「本項目に該当しない」又は「特段の問題はない（判断できない場合も含む。）」場合には、「その判断に至った理由」欄への記入は不要です。

競争的資金の適正な執行に関する指針

平成 17 年 9 月 9 日
 (平成 18 年 11 月 14 日改正)
 (平成 19 年 12 月 14 日改正)
 (平成 21 年 3 月 27 日改正)
 (平成 24 年 10 月 17 日改正)
 (平成 29 年 6 月 22 日改正)
 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ

1. 趣旨

第3期科学技術基本計画(平成18年3月閣議決定)において、政府研究開発投資の投資効果を最大限発揮させることが必要とされ、研究開発の効果的・効率的推進のため、研究費配分において、不合理な重複・過度の集中の排除の徹底、不正受給・不正使用への厳格な対処といった無駄の徹底排除が求められている。また、実験データの捏造等の研究者の倫理問題についても、科学技術の社会的信頼を獲得するために、国等は、ルールを作成し、科学技術を担う者がこうしたルールに則って活動していくよう促していくこととしている。

これに関連して、総合科学技術会議では、公的研究費の不正使用等は、国民の信頼を裏切るものとして、平成18年8月に「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について(共通的な指針)」を決定し、各府省・関係機関に対して、機関経理の徹底及び研究機関の体制の整備など、この共通的な指針に則った取組を推進するよう求めている。

また、研究上の不正に関しても、総合科学技術会議では、科学技術の発展に重大な悪影響を及ぼすものとして、平成18年2月に「研究上の不正に関する適切な対応について」を決定し、国による研究費の提供を行う府省及び機関は、不正が明らかになった場合の研究費の取扱について、あらかじめ明確にすることとしている。

本指針は、これらの課題に対応するため、まず、競争的資金について、不合理な重複・過度の集中の排除、不正受給・不正使用及び研究論文等における研究上の不正行為に関するルールを申し合わせるものである。各府省は、この指針に基づき、所管する各制度の趣旨に則り、適切に対処するものとする。

2. 不合理な重複・過度の集中の排除

(1) 不合理な重複・過度の集中の考え方

この指針において「不合理な重複」とは、同一の研究者による同一の研究課題(競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。)に対して、複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
その他これらに準ずる場合

この指針において「過度の集中」とは、同一の研究者又は研究グループ(以下「研究者等」という。)に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
当該研究課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ、過大な研究費が配分されている場合
不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
その他これらに準ずる場合

(2) 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除の方法

関係府省は、競争的資金の不合理な重複及び過度の集中を排除するため、以下の措置を講じるものとする。なお、独立行政法人等が有する競争的資金については、同様の措置を講ずるよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

府省共通研究開発管理システム(以下「共通システム」という。)を活用し、不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を競争的資金の担当課(独立行政法人等である配分機関を含む。以下同じ。)間で共有すること及び不合理な重複及び過度の集中があった場合には採択しないことがある旨、公募要領上明記する。

応募時に、他府省を含む他の競争的資金等の応募・受入状況(制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等)の共通事項

を応募書類に記載させる。なお、応募書類に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがある旨、公募要領上明記する。

共通システムを活用し、課題採択前に、必要な範囲で、採択予定課題に関する情報（制度名、研究者名、所属機関、研究課題、研究概要、予算額等）を競争的資金の担当課間で共有化し、不合理な重複又は過度の集中の有無を確認する。なお、情報の共有化に当たっては、情報を有する者を限定する等、情報共有の範囲を最小限とする。

応募書類及び他府省からの情報等により「不合理な重複」又は「過度の集中」と認められる場合は、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分を行う。

なお、本指針の運用に当たっては、競争的な研究環境を醸成すれば、優秀な研究者がより多くの研究費や研究課題を獲得することも考えられ、競争的資金の重複や集中の全てが不適切というわけではないことに十分留意する必要がある。

3.不正使用及び不正受給への対応（別表1）

関係府省は、競争的資金の不正使用又は不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者や、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務（以下、「善管注意義務」という）に違反した研究者に対し、以下の措置を講ずるものとする。なお、独立行政法人等有する競争的資金については、同様の措置を講ずるよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

- (1) 不正使用（故意若しくは重大な過失による競争的資金の他の用途への使用又は競争的資金の交付の決定の内容やこれに附した条件に違反した使用をいう）を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当該競争的資金への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金の担当課に当該不正使用の概要（不正使用をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金の担当課は、所管する競争的資金への応募を制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。

この不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する応募の制限の期間は、不正の程度により、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降1から10年間とする。

- (2) 偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当該競争的資金への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金の担当課に当該不正受給の概要(不正受給をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等)を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金の担当課は、所管する競争的資金への応募を制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。

この不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する応募の制限の期間は、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降5年間とする。

- (3) 善管注意義務に違反した研究者に対し、当該競争的資金への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金の担当課に当該義務違反の概要(義務違反をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、違反の内容、講じられた措置の内容等)を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金の担当課は、所管する競争的資金への応募を制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。

この善管注意義務に違反した研究者に対する応募の制限の期間は、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降1又は2年間とする。

4. 研究上の不正行為への対応(別表2)

関係府省は、競争的資金による研究論文・報告書等において、研究上の不正行為(捏造、改ざん、盗用)があったと認定された場合、以下の措置を講ずるものとする。なお、独立行政法人等が有する競争的資金については、同様の措置を講ずるよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

- (1) 当該競争的資金について、不正行為の悪質性等を考慮しつつ、全部又は一部の返還を求めることができることとし、その旨を競争的資金の公募要領上明記する。
- (2) 不正行為に関与した者については、当該競争的資金への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金の担当課に当該研究不正の概要(研究機関等における調査結果の概要、不正行為に関与した者の氏名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、講じられた措置の内容等)を提供することにより、

他府省を含む他の競争的資金の担当課は、所管する競争的資金への応募についても制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。

これらの応募の制限の期間は、不正行為の程度等により、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2から10年間とする。

- (3) 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があるとされた者については、上記(2)と同様とし、その旨を公募要領上明記する。

この応募の制限の期間は、責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1から3年間とする。

5. 不正事案の公表について

関係府省は、上記の「不正使用及び不正受給への対応」及び「研究上の不正行為への対応」により応募資格を制限する場合、当該不正事案の概要（制度名、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を原則、速やかに公表するものとする。なお、独立行政法人等有する競争的資金については、同様の対応をするよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

6. その他

- (1) 上記の「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除の取組みは、公募要領の改正等の所要の手続きを経た上で、平成20年1月以降公募を行うものから、順次実施することとする。

なお、平成19年中に公募を行ったものについても、本指針の趣旨に従い、可能な範囲で対応する。

- (2) 上記の「不正使用及び不正受給への対応」の取組みは、公募要領の改正等の所要の手続きを経た上で、平成17年9月以降公募を行うものから、順次実施することとする。

なお、平成17年度の公募分については、本指針の趣旨に従い、可能な範囲で対応する。

- (3) 上記の「研究上の不正行為への対応」の取組みは、公募要領の改正等の所要の手続きを経た上で、平成18年11月以降公募を行うものから、順次実施することとする。

なお、平成 18 年度公募分については、本指針の趣旨に従い、可能な範囲で対応する。

- (4) 平成 24 年 10 月 17 日の改正に係る取組み（別表 1 及び別表 2）は、内規の改正等の所要の手続きを経た上で、応募制限期間等を決定するものから順次実施することとする。

なお、各府省において改正した内規の施行日以降に、改正前の内規を適用している交付要綱や委託契約により開始した事業の不正使用、不正行為について応募制限期間を決定する場合で、改正後の内規により応募制限期間が短くなる場合には、短いものを適用する。

また、改正後の内規に基づいて判断された応募制限期間が改正前の内規に基づいて判断された応募制限期間より長くする取組み（別表 1 の 1．個人の利益を得るための私的流用の場合の 10 年、及び、2．私的流用以外で社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断された場合の 5 年等）については、平成 25 年度当初予算以降の事業（継続事業も含む）で不正使用があった場合に、実施することとする。

- (5) 上記の「不正事案の公表について」の取組は、内規の改正等の所要の手続きを経た上で、順次実施することとする。

なお、各府省等においては、それぞれの規程等に基づき、本指針より厳しく対応することを妨げるものではない。

- (6) 関係府省は、応募の制限等を決定した後、自府省の共通システムの配分機関管理者に当該不正の概要を報告する。当該配分機関管理者は、共通システムに競争的資金の不正使用・不正受給・善管注意義務違反及び研究上の不正行為に関連して、応募資格を制限した研究者の研究者番号、応募制限期間、当該不正又は義務違反の概要及び処分の判断理由を登録することにより、関係府省間で当該情報を共有化する。

- (7) 不正使用が起きた当該府省は、不正使用の程度に応じ、適正に応募制限期間が決定されるよう、当該不正案件の概要及び応募制限期間及び判断理由について、共通システムとは別に、関係府省間で当該情報を共有化する。

なお、不正使用の案件が複数の府省にまたがる場合は、その金額の最も多い府省が、主担当府省となり、複数の府省が決定した応募制限期間等の情報を取りまとめて、当該情報を共有化する。

(8) 関係府省は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき研究者等の個人情報の適正な取扱い及び管理を行うものとする。

なお、競争的資金を所管する独立行政法人等に対し、主務省から独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律等に基づき同様の措置を行う旨、要請するものとする。

(9) 本指針は、その運用状況等を踏まえて必要に応じ見直すとともに、本連絡会としては、総合科学技術・イノベーション会議における議論等を踏まえ、今後とも必要な対応を行っていく。

(別表1)

不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者(3.)	不正使用の程度		応募制限期間
不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者(3.(1))	1. 個人の利益を得るための私的流用		10年
	2. 1.以外	社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		及び 以外のもの	2～4年
		社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者(3.(2))			5年
不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者(3.(3))			善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年

以下の場合、応募制限を科さず、嚴重注意を通知する。

- ・ 3.(1)において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・ 3.(3)において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

(別表2)

不正行為に係る応募制限の対象者 (4.)		不正行為の程度	応募制限期間	
不正行為に関与した者(4.(2))	1. 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらのもと同等の責任を負うと認定されたもの)	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1. 及び2. を除く不正行為に関与した者		2～3年	
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者)(4.(3))		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	

独立行政法人日本学術振興会学術研究助成基金設置規程

平成23年 4月28日 規程第26号

改正 平成31年 1月25日 規程第 3号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人日本学術振興会法（平成14年法律第159号。以下「法」という。）第18条第1項による学術研究助成基金（以下「基金」という。）の設置及び運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(基金の設置)

第2条 法第18条第1項に基づき、国から交付される学術研究助成基金補助金により、独立行政法人日本学術振興会に基金を設置する。

(基金の業務)

第3条 基金は、法第19条第1項にいう学術研究助成業務に要する費用に充てるものとする。

(基金の運用)

第4条 基金は、法第18条第3項に定める方法により運用するものとする。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、基金の運用に関し必要な事項は、基金管理委員会の議を経て理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成23年4月28日から施行する。

附則（平成31年1月25日規程第3号）

この規程は、平成31年1月25日から施行し、平成31年1月17日から適用する。

独立行政法人日本学術振興会における学術研究助成基金の運用に関する取扱要項

〔平成 21 年 11 月 27 日〕
 理事長 裁 定
 改正 平成 22 年 6 月 30 日
 改正 平成 23 年 4 月 28 日
 改正 平成 25 年 4 月 1 日
 改正 平成 26 年 4 月 1 日
 改正 平成 28 年 4 月 1 日
 改正 平成 30 年 3 月 31 日

(趣旨)

第1条 この要項は、独立行政法人日本学術振興会学術研究助成基金設置規程（平成23年規程第26号）第5条に基づく学術研究助成基金（以下「基金」という。）の運用に関し、必要な事項を定める。

(運用の原則)

第2条 基金の運用にあたっては、次の各号に留意しなければならない。

- (1) 安全性の確保を最優先とした運用に努めること。
 - (2) 運用は事業の執行に支障のない範囲で行うものとし、流動性の確保に努めること。
 - (3) 収益性の向上に努めること。
- 2 基金の運用に際しては、複数の金融機関の比較を行い、競争性の確保を図ることとする。

(運用方法)

第3条 基金の運用に当たっては、独立行政法人日本学術振興会法（平成14年法律第159号）第18条第3項及び附則第2条の2第3項に規定する方法により行うものとする。

- 2 支払時期が1年を超えると見込まれる資金については、短期的な運用にこだわることなく、業務の執行に支障のない範囲で中長期的な運用を行うことができるものとする。
- 3 金融市場の競争原理を活用し、有利な条件の実現に努めることとする。

(取引相手の選定)

第4条 取引相手の選定方法については、複数の金融機関から引合書を徴収し、運用の原則に従い、安全性に十分配慮した上で運用利回りが最も高い金融機関を選定するものとする。

- 2 引合依頼先については、金融庁が指定する格付け機関のうち、2社以上において長期債務の評価がA以上である金融機関とする。

3 引合いに際しては、金融機関に対して運用しようとする額、運用期間等を提示するものとする。

(債券の選定条件)

第5条 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第47条第1号に規定する債券については、金融庁が指定する格付け機関のうち、2社以上において長期債務の評価がA以上である発行体の債券とする。

(金融商品の満期保有)

第6条 満期設定のある金融商品は、原則としてその満期到来日又は償還期限まで保有するものとする。

(元本の保全)

第7条 金融商品の運用期間中に、預貯金の預入先又は保有債券の発行体（以下「運用先金融機関等」という。）が第4条第2項又は第5条に規定する基準を下回った場合には、専門家の意見を聴取しつつ、元本の保全について支障の有無を検討しなければならない。

2 前項の検討の結果、元本の保全に支障があると認められる場合には、金融機関及び預金種別等の変更又は解約等により、速やかに元本の保全に努めなければならない。

(運用責任者等)

第8条 運用責任者は、理事長とする。

2 運用業務は総務部長が行うものとし、この業務に係る事務は会計課長が行うものとする。

(基金の出納)

第9条 基金の出納業務は、独立行政法人日本学術振興会会計規程（平成15年規程第6号。以下「会計規程」という。）第6条に規定する出納役の命令に基づき、会計規程第7条に規定する出納主任が行う。

2 会計課長は、預金の預入先又は債券の購入先が決定したときは速やかに出納主任に報告するものとする。

(運用先の監視・情報収集)

第10条 出納主任及び会計課長は、次の各号により、運用先金融機関等の経営状況の監視等を行うものとする。

(1) 運用先金融機関等の経営悪化の兆候を早期に察知するため、常に監視を行うものとする。

(2) 運用先金融機関等の経営状況等について、定期的に情報収集を行うものとする。

(事故の報告)

第11条 基金の運用において事故が発生した場合は、総務部長は直ちに理事長及び出納役に報告しなければならない。

(運用実績の報告)

第12条 総務部長は、運用実績を定期的に、また必要に応じ、理事長及び基金管理委員会に報告するものとする。

附 則

この要項は、平成21年11月27日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年6月30日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成23年4月28日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

参照条文

○独立行政法人日本学術振興会法（平成14年法律第159号）

（学術研究助成基金）

第十八条 振興会は、第十五条第一号に掲げる業務のうち文部科学大臣が財務大臣と協議して定めるもの及びこれに附帯する業務に要する費用に充てるために学術研究助成基金を設け、第四項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

- 2 学術研究助成基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、学術研究助成基金に充てるものとする。
- 3 通則法第四十七条及び第六十七条（第七号に係る部分に限る。）の規定は、学術研究助成基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補てんの契約があるもの」と読み替えるものとする。
- 4 政府は、毎年度、予算の範囲内において、振興会に対し、学術研究助成基金に充てる資金を補助することができる。

（国会への報告等）

第二十一条 振興会は、毎事業年度、学術研究助成業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後六月以内に文部科学大臣に提出しなければならない。

- 2 文部科学大臣は、前項の報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。

